# 平成27年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

## 第 1 号 (9月15日)

議事日程	₹				1
本日の会	議に	c付l	<sub>ン</sub> た事	事件	3
出席議員	Į	••••			3
欠席議員	Į	• • • • •			3
地方自治	法第	第12	2 1 弅	その規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のた	: め出	庸し	した者	<b>斉の職氏名</b>	4
開会の宣	[告…	••••			5
開議の宣告					
議事日程の報告					
諸般の報告					
村長挨拶					
会議録署	名諱	€員0	)指名	<u></u>	7
会期の決	է定…	••••			7
一般質問	]	• • • • • •			8
宗	田	雅	之	君·······	8
京	條	英	征	君	4
北	條	利	雄	君	6
前	田	武	久	君	6
堀	Ш	照	夫	君	8
関	根	英	也	君	1
関	根	政	雄	君	4
遠	藤	貴	人	君	3
報告第3号の上程、説明、質疑					
議案第96号の上程、説明、質疑、採決70					
議案第97号~議案第101号の上程、説明 71					
議案第1	0 2	2号~	~議第	<b>  第110号の上程、説明7</b>	3
会議時間	月の延	£長…		8	3

監査報告83
議案第111号~議案第119号の上程、説明85
散会の宣告····································
第 2 号 (9月18日)
議事日程93
本日の会議に付した事件95
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名95
職務のため出席した者の職氏名96
開議の宣告
議事日程の報告97
議案第97号~議案第101号の質疑、討論、採決97
議案第102号~議案第110号の質疑、討論、採決9 8
議案第111号~議案第119号の質疑、討論、採決111
議員派遣について113
日程の追加
議案第120号の上程、説明、採決114
議案第121号の上程、説明、採決115
議案第122号の上程、説明、採決117
諮問第1号の上程、説明、採決·······118
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決119
閉会の宣告
署名議員

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

## 平成27年第6回鮫川村議会定例会

#### 議事日程(第1号)

平成27年9月15日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 報告第 3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に ついて

提案理由説明・審査結果報告・質疑

日程第 5 議案第 96号 専決処分の承認を求めることについて

平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第5号)

提案理由説明・質疑・採決

日程第 6 議案第 97号 鮫川村特定個人情報保護条例

提案理由説明

日程第 7 議案第 98号 鮫川村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条 例

提案理由説明

日程第 8 議案第 99号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例 提案理由説明

日程第 9 議案第100号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第10 議案第101号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

提案理由説明

日程第11 議案第102号 平成26年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について 提案理由説明・審査結果報告

日程第12 議案第103号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

提案理由説明·審査結果報告

日程第13 議案第104号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

提案理由説明・審査結果報告

日程第14 議案第105号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明・審査結果報告

日程第15 議案第106号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明·審査結果報告

日程第16 議案第107号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て

提案理由説明・審査結果報告

日程第17 議案第108号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由説明·審查結果報告

日程第18 議案第109号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認 定について

提案理由説明・審査結果報告

日程第19 議案第110号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

提案理由説明·審査結果報告

日程第20 議案第111号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)

提案理由説明

日程第21 議案第112号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 提案理由説明

日程第22 議案第113号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) 提案理由説明

日程第23 議案第114号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号)

## 提案理由説明

日程第24 議案第115号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第2号) 提案理由説明

日程第25 議案第116号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号) 提案理由説明

日程第26 議案第117号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第1号) 提案理由説明

日程第27 議案第118号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第2号)

提案理由説明

日程第28 議案第119号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(10名)

1番 遠藤貴人君 2番 堀川照夫君 北條利雄君 3番 5番 関根英也君 6番 京條英征君 7番 前田雅秀君 8番 関根政雄君 前田武久君 9番 宗田雅之君 11番 星 一彌君 10番

欠席議員(なし)

\_\_\_\_\_\_

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

 村
 長
 大
 樂
 勝
 弘
 君
 副
 村
 長
 白
 坂
 利
 幸
 君

 教
 育
 長
 奥
 貫
 洋
 君
 総務課長
 石
 井
 哲
 君

 企画調整
 小
 松
 毅
 君
 住民福祉
 鈴
 木
 眞理子
 君

農林課長 併任農業 委員会村山義美君 事務局長

地域整備 増 谷 隆 夫 君

教育課長 須藤 健君

代 表 根 本 - 美 君

会 計 管理者兼 古 舘 甚 子 君 出納室長

\_\_\_\_\_

職務のため出席した者の職氏名

議 会 斉藤利己

書記渡邊敬

-4-

\_\_\_\_\_

## ◎開会の宣告

○議長(星 一彌君) ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第6回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

(午前10時00分)

\_\_\_\_\_\_

#### ◎開議の宣告

○議長(星 一彌君) これから本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議事日程の報告

○議長(星 一彌君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎諸般の報告

- ○議長(星 一禰君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。 事務局長、斉藤利己君。
- ○議会事務局長(斉藤利己) 諸般の報告をいたします。

報告第3号1件及び議案第96号から議案第119号までの24議案が村長より提出され、本日、 議長において受理しました。

受理しました請願・陳情等は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果、決算等審査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、派遣関係であります。

7月24日、東白川地方町村議会議員研修会のため議員9名を塙町に派遣いたしました。

出張関係でありますが、7月10日、平成26年度白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計決算審査のため議長が白河市に、7月17日、黒磯・棚倉・いわき間道路整備促進期成同盟会総会のため議長及び産業厚生常任委員長が棚倉町に、7月22日、白河地方広域市町村圏市町村長並びに代表議長会議のため議長が白河市に、7月22日、第2回東白川地方町

村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、7月24日、国道289号線建設期成同盟会総会及び事業説明会のため産業厚生常任委員長が東京都に、8月3日から4日、福島県町村議会正副議長研修会及び東白川地方町村議会議長会地域医療の確保に関する要望活動のため議長・副議長が福島市に、8月5日、福島県町村議会議長会理事・監事合同会議及び定期総会理事議決事項に基づく要望活動のため議長が福島市に、8月7日、平成27年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため議長、副議長が白河市に、8月21日、福島県町村議会議長会定期総会特別決議等に基づく要請活動のため議長が東京都に、9月3日から4日、議員行政視察研修のため議員10名が長野県松本市、山梨県甲斐市に、9月6日、平成27年度県南地方総合防災訓練のため議長が泉崎村に、9月8日、東白川防犯協会連合会定期総会のため議長が棚倉町に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長(星 一彌君) これで諸般の報告は終わります。

## ◎村長挨拶

○議長(星 一彌君) 村長から発言の申し出がありました。これを許します。 村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 皆さん、おはようございます。

平成27年第6回の鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただくこと、厚く御礼を申し上げます。

また、12日に開催されました村の敬老会にはご出席をいただきまして、大変ご苦労さまで ございました。重ねて御礼を申し上げる次第であります。

また、このたびの村長選挙に当たりましては、前回に引き続いての無投票での当選をさせていただきました。大変身の引き締まる思いであり、初心を忘れることなく、鮫川村の自立のため、そして、安心・安全な元気のある村づくりのために、公平・公正な村政執行に努めてまいりますので、今後とも議員皆様方のご支援とご協力をお願いするところであります。所信につきましては、一般質問に出ておりますのでその中でお答えをさせていただきたいと思います。

いよいよ収穫時期を迎えました水稲でありますが、作付当初はエルニーニョ現象の影響で 冷夏が予想されておりましたが、予想に反していつもの暑い夏となりましたが、先月中旬以 降、低温や日照不足が続きまして心配なところもありますが、水稲でありますから豊作が期待されるのではないかと思います。

今議会に提案しました平成26年度会計の決算につきましては、全会計が黒字決算となり、一般会計が繰越明許費繰越額を除きまして1億3,182万8,360円、8つの特別会計で5,812万6,163円、合わせまして1億8,995万4,523円を次年度に繰り越すことができました。この決算につきましては、8月25日から5日間決算審査を受けたところであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく財政健全化を判断する比率についても審査をしていただきました。後ほど代表監査委員からご報告がありますが、いずれの比率も国が定める早期健全化基準をクリアしている状況であります。議員皆様方のご協力に御礼を申し上げるところであります。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてでありますが、報告案件が1件、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が5議案、決算認定案件が一般会計と8つの特別会計を合わせまして9議案、平成27年度の補正予算が一般会計と8つの特別会計を合わせまして9議案、合計、報告案件が1件と24の議案であります。このほかに追加議案として人事案件4件の提案を予定しております。

ご提案いたしました議案につきましては十分ご審議をいただき、原案にご賛同くださいま すようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長(星 一彌君) これで村長の発言が終わりました。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(星 一彌君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村会議規則第120条の規定により、

6番 京 條 英 征 君 及び

7番 前 田 雅 秀 君

を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長(星 一彌君) 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

## 〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番(関根政雄君) 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告 を申し上げます。

去る9月9日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については本日から9月18日までの4日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長(星 一彌君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月18日までの4日間と決定いたしました。

#### ◎一般質問

○議長(星 一彌君) 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

## ◇ 宗 田 雅 之 君

○議長(星 一彌君) 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番(宗田雅之君) 平成27年度第6回鮫川村議会定例会において、2点について質問いたします。

1番目、今後のバイオマス構想について。

少子高齢化、東京への一極集中に伴い地方の人口が年々減少する中で、各自治体がさまざまな施策を講じているのが現状であると思います。本村でも、平成20年に次世代へ村の美し

い自然、文化、地域のきずなを受け継ぐことを目的にバイオマスヴィレッジ構想を立ち上げ、 現在に至っているのですが、人口減少、農業定住者の高齢化による耕作放棄地の増加、自然 環境の崩壊など懸念される中で、将来にわたって人、文化、自然を守っていくためにこの構 想をどのように展開、継続していくのかお伺いいたします。

また、自然の安全指標生物であるミツバチの養蜂も豊かな自然を持つ本村の地域おこしに なるのではと考えますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

## 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 10番、宗田議員の質問についてお答えを申し上げます。

バイオマスヴィレッジ構想の今後の展開であります。

この構想は、「まめな暮らしが育む環境を生かしたやすらぎとふれあいの村づくり」を基本理念とする鮫川村の第3次振興計画に基づいて、平成20年9月29日に全国で155番目、福島県では5番目に全国に公表させていただきました。

構想の理由については、次世代の子供たちに美しく、魅力ある村として残してあげるため、 基幹産業である農業の六次産業化を図り、地域の活性化を図るとともに、地域に眠っている 資源を有効に活用して循環型社会を形成することであります。

具体的には地域のバイオマス利活用であります。村に豊富に存在する家畜の排せつ物を原料に落ち葉、稲わら、もみ殻、食品残渣を土づくりのセンター、ゆうきの里で良質な堆肥を製造し、堆肥を農地に還元することにより健康な土づくりを目指し、安心・安全な農産物のブランド化を図ることであります。

次に、間伐材、林地残材等の木質バイオマス活用は、給湯熱源をまきボイラーに転換することによって森林資源の有効活用と化石燃料の削減、地球温暖化防止に寄与することであります。また、森林組合や住民との連携を図り、まきの安定供給の仕組みづくりが森林資源の活用に有効な手段と言えます。

最後は、廃食油の有効活用であります。これは村内の各家庭、食堂、事業所などから出る 廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料を精製し、それを村の公用車に利用することによっ て環境に優しい車両として利用することであります。

以上がバイオマスヴィレッジ構想における具体的な計画であります。今後、この構想をベースにゆうきの里を活用、薪ステーションを活用した村民保養施設さぎり荘へのまきの安定

供給、廃食油を回収しバイオディーゼル燃料の活用などを図り、さらには中山間地域等直接 支払制度及び多面的機能支払制度の農地を守るため助成金を活用し、鮫川村の自然環境を守 る活動に支援する考えであります。

次に、ミツバチの飼育の件であります。

西洋ミツバチ、日本ミツバチを飼育する場合は、最寄りの家畜保健衛生所に届ける必要があります。その届け出によりまして、本村では1件4面の日本ミツバチの飼育が確認されておりますが、蜂蜜の量は少ないようであります。業として採算をとることは厳しいと思いますが、それ以外の養蜂は豊かな自然環境の指標として地域おこしに役立つ可能性を秘めているものと思われます。

例えば、休耕田に景観形成を兼ねてレンゲ草など蜂が蜜を集めるための花を栽培し、農村 景観の維持や観光の要素も秘めております。さらに、ミツバチの生態を熟知することも必要 であり、季節によりさまざまな蜜源の確保も重要な要素となっております。総合的な観点か ら農村環境改善に取り組んでいきたいと考えております。

以上で10番、宗田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 10番、宗田君。
- ○10番(宗田雅之君) バイオマス構想を立ち上げるときに3つの委員会組織をつくるという構想があったと思います。現在、その委員会の構想は、20年ですから7年間続いていますけれども、その委員会の組織づくりというのはどうなっているんでしょうか。
- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 委員会の組織づくりは今どうなっているか、担当課長よりご説明をいたさせます。
- ○議長(星 一彌君) 農林課長。
- ○農林課長併任農業委員会事務局長(村山義美君) 計画をつくるための委員会は当初立ち上 げていたんですが、その後の具体的な活動は、例えば薪ステーションが開始されましたので、 その後の活動は今現在行っておりません。
- ○議長(星 一彌君) 宗田君。
- ○10番(宗田雅之君) こういう地域おこし、村おこしというのは、構想を立ち上げて、委員会を立ち上げて、そして、いろんな視点で多くの人を集めて構想を練る、多種多様な意見があって地域おこしが成るものだと思っております。私が今度上げた菜の花プロジェクト、もう至る所でこれが始まっております。これは地域循環システムの構築のためにやっている

組織だと思っております。例えば、耕作放棄地に菜の花を植えて、菜の花から菜種油をとり、菜種油を搾油して、また一般家庭で消費してもらって、その廃油をBDF、バイオディーゼル燃料に使う、そういう地域循環システムの事業というのは、宮城県だとか、埼玉県だとか、結構もう取り組んできているんですよね。そういう循環型に村もいち早く手を挙げているわけですから、そういうシステムづくりというのは私は大事で重要なことだと思いますが、その点について村長にお伺いします。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 10番、宗田議員のまず地域づくりは全員参加で初めて効果が上がるのではないか、そういうご意見だと思いますが、皆さん、鮫川村はなかなか公募でそういった組織をつくりましても応募する人が少ないんですね。ですから、そういった考えがある人たちが、例えば宗田議員がリーダーになってそういったアクションを起こす、そういったことがとても大事なことではないかと思います。ぜひ宗田議員が中心になって、こういったミツバチのプロジェクトを立ち上げて、そういったグループに村が支援する、こういう形の村づくりが現実だと思います。そういうことでぜひご協力をお願いしたいと思います。さらには、そういった皆さんのグループには惜しみなく協力、支援する思いであります。
- ○議長(星 一彌君) 宗田君。
- ○10番(宗田雅之君) この耕作放棄地対策というのは、これはますます高齢化になって重要な対策だと思っております。そしてまた、若者にこういう夢を与える、いい環境を与えるという面でも、菜の花とかレンゲを植える、そして、その菜の花、私は今、菜種油と言ったんですけれども、菜の花からミツバチの蜜をとって、その蜜でまたいろんな製品ができる。東京農大とも連携しているわけですが、東京農大の先生で、やっぱりミツバチが集めた菜の花の花から酵母をとってビールなんかをつくっている銀座のプロジェクト、銀座ミツバチプロジェクトと言ってテレビでもやっていると思いますけれども、そのメンバーがそういうものに取りかかっております。

このミツバチというのは環境に非常に敏感な生物らしいです。農薬、放射能、これらに対して物すごく敏感でありますので、村の環境、自然環境のよさをPRするのに大変重要な生物であります。そういう養蜂を子供たちも受け継ぎ、また、高齢者にもやっていただいて、一石二鳥にも三鳥にも私はなるのではないかなと思っています。子供らにも環境の大事さ、生物の大事さ、環境、自然に目を向けられるような施策であると思いますが、その点について、教育関係にも大変有効な生物の飼育だと思いますが、村長、私ももちろんそれは協力、

提案した以上やりたいと思っていますが、その辺についての村長の答弁をお伺いします。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) まず、鮫川村のきれいな村づくりにはとても花なんかも大事ですし、きれいな環境には蜂が選んでくれる、ミツバチもしっかり鮫川を選んでくれると。ただ、花物が少ないのは、これは今ほど例を挙げた千葉県あたり、房総あたりは一年中花が咲いているんですね。ここは冬期間、ちょっと3カ月、4カ月間花がない、その間のミツバチの飼育が容易でない。そんなことでミツバチの養蜂家が育たないのかということの一つの原因があるのではないかと思います。養蜂家、鈴木一君なんかは鮫川村を大事にしてくれる、許可をもらっている業者の一人なんですね。こうした人を参考にしながら、ぜひこういったものを立ち上げていただくと村でも支援ができるのかなと思っております。ぜひこういった環境づくりにご協力をいただければと思います。

鮫川村では、届け出はしていないんですけれども、本当に野生の蜂を利用した、採集している方が四、五人はいるんですよね。ただ、それが業としては、皆、趣味の世界ですよね。 それで生計を維持するとかそういったことはなかなかできないと思うので、その辺、ぜひ皆さんでそういった生計を支えるぐらいの産業にしていただければと思いますので、宗田君の活躍に期待するところであります。

- ○議長(星 一彌君) 宗田君。
- ○10番(宗田雅之君) 金山町は町を挙げてやっているんですよね。これもちょっと業務のほうで勉強していただいて、村でも相当の数の方がこの蜂蜜に手を出していると思います。 その点もよく調べて検討していただければいいのかなと思っております。

また、耕作放棄地に菜の花と私言いました。これは、私が小さいころ、ほとんど道少田周辺、あの辺は物すごく菜の花、レンゲがあって景観的にすばらしかったんですよね。村長さんも恐らく私らと年代そんなに変わらないから見ていると思います。そういう環境づくりというのは、私、こういう地域の資源に磨きをかける新たな、いろんな施策はあると思いますが、もともとある資源をいかに磨きをかけて後世に渡すか、それはこういう中山間地にとって一番大事なことであり、資源を生かす、これは本当に大事なことだと私は思っております。あと、私、ちょっと今、忘れていたんですけれども、菜の花というのは放射能を吸収する植物であると聞いております。その点も、こういう放射能で4年半もう過ぎているわけなんですけれども、そういう吸収能力のある菜の花は耕作放棄地対策、また、放射能吸収率も大分高いほうですから、今後の村づくりに役立てていただきたいなとそういう思いでおります。

2点目に入ります。

国道349号線の危険箇所の対応策についてお伺いします。

多くの村民が通勤、通学に利用している国道349号線滝ノ下・青生野間に道路の傷みが多く、危険性が伴う箇所が数多く見受けられ、住民の安全・安心のためにも早急な対策が必要と考えますが、現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

## 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 10番、宗田議員の2つ目の質問にお答えを申し上げます。

国道349号線は、茨城県水戸市を起点としていまして、本県の阿武隈山系を縦断しながら 宮城県の柴田町に至る総延長260キロの路線であり、村内の延長は21.6キロであります。国 道、県道は福島県が管轄しております。村内の国道、県道は、道路改良に関する業務は福島 県県南建設事務所、維持に関する業務は棚倉土木事務所で所管しております。ご質問が国道 349の維持管理に関する内容であったため、管轄する県に回答をお願いしましたところ、質 間の詳細について確認の依頼がありましたので、先日、議員に詳しくお話を伺いました。そ の内容で再度県に回答をお願いしましたところ、次の回答がありました。

まず、滝ノ下地内から青生野地内までの道路の舗装の傷みにつきましては、日常の道路パトロールを行い、異常箇所については早急に応急措置を行い、経年劣化等により舗装が傷んでいる箇所については、補修工事を行うことにより、道路利用者の安全な通行に支障のないよう適切な維持管理に努めてまいりますとの回答がありました。

次に、質問のありました危険箇所とは、議員に確認したところ日陰林を伐採した滝ノ下地内とのことであります。こちらの箇所については今年度中にガードレールを設置する予定ということの回答がありました。実は、この箇所については既にことしの7月上旬に滝ノ下地内の住民からガードレール設置の要望がされておりました。滝ノ下地内は、冬期間に日陰により路面が凍結し、危険があるため、住民から日陰の原因となっている樹木の伐採が要望されておりました。県では、平成26年度事業により樹木の所有者と契約を締結し、平成26年10月中旬に樹木を伐採しております。樹木を伐採したことにより日陰による路面凍結は解消されましたが、伐採した樹木が山側ではなく、谷側であったため、谷側の見通しがよくなり、車で通行する際に怖い感じがするとガードレール設置の要望がありました。この要望に対し速やかに対応していただくことになっております。

国道349号は、県管轄の道路であるため村が直接維持管理することはできませんが、村の職員が道路パトロールの際に気づいたことや住民からの情報、要望などについては的確に県に伝え、適切に対応していただけるよう要望する考えでありますので、議員各位のご理解とご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 宗田雅之君。
- ○10番(宗田雅之君) これは県・国が管轄の道路でございますので、再質問はいたしませんが、現状を見ますと、谷側にもう道路が下がっております。あそこを通った方は相当危険だなという思いがあると思っております。ましてこういう定住人口がどんどん減っている時代にあって、道路のアクセス関係は本当に一日も早く村のほうで要請し、直すべきところは直さなきゃならないと思っておりますので、それを強く要請しまして、国・県のほうに早急に対策をお願いするようにお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とします。

本当に一般質問の答弁、ありがとうございました。

## ◇ 京 條 英 征 君

○議長(星 一彌君) 次に、6番、京條英征君。

〔6番 京條英征君 登壇〕

○6番(京條英征君) 6番、京條です。

平成27年度9月定例会において3件質問させていただきます。3件いずれも関連性のある 内容でありますが、焦点がはっきりするから、要点がはっきりするからと考えまして別々に 質問させていただきます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

初めに、村営住宅のありようについての質問であります。

宿ノ入村営住宅2棟5世帯分の予算が議会で承認されました。定住促進のためには欠かせない施策であり、適当な土地があれば情報の提供を今後もお願いしたいと、過去の定例議会でも答弁されています。そのことについてはよく理解できるのですが、今は空き家対策専門の地域おこし協力隊が活動しております。村内の空き家の現状が今後明らかになってくると思います。空き家改築への支援などの施策も計画されていると思います。Uターン、Iターン希望者にいつでも住宅を提供できる状況整備は欠かせないと思います。自力で改修費用を負担できない移住希望者に、過疎地域等自立活性化推進交付金等を利用して古民家を整備し、古民家村営住宅といった名称で貸し出すなどは、今の時代に合った施策に思います。

個人には貸さないが役場になら貸したいという所有者が多いといいます。新たに村営住宅

の建築も進めながら、空き家の活用を優先するといった施策も求められているように考えます。 村長の所信をお伺いいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

#### [村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) 6番、京條議員の最初の質問にお答えを申し上げます。

まず、地域おこし協力隊は、空き家対策を含む移住推進、定住の推進、農家民宿活動の支援、都市交流、村農産物の販路拡大等、幅広い活動を担っております。空き家対策の第1項であります空き家調査につきましては、目視による外観の現地調査で、現段階で60件を調査しております。A、B、Cのランクづけで、Aの良好が11件、Bのやや不良が17件、Cの不良が18件、その他、時々使用中と思われるものが14件となっております。

今月からは、村の税務の固定資産係と合同で権利関係を含めて現地調査を開始しております。地域おこし協力隊が空き家の調査を始めるに当たっては行政区長会議でその旨をお知らせしたところですが、基本的には空き家は私有財産であり、私有地内に建てられております。国の法律により、一定の厳格な法手続を経れば、危険な空き家の取り壊しも可能にはなっておりますが、簡単にできるものではありません。他人の土地に立ち入る調査は慎重に行わなければなりません。空き家対策は重要であり、実施しなければなりませんが、国が地方創生で推し進める地方移住の受け皿として空き家をどんどん改築して、地域の担い手としてではなく、お客様としていつでも迎え入れるような施策を村が実施するには、村民の合意を含めて、人的にも財政的にも実現までには相当高いハードルものがあるものと考えています。

現地調査により空き家台帳を作成していくことになるわけですが、移住、定住に役立てるためには、現在の権利者の特定、譲渡、賃貸等の可否及び条件の確認が必要になります。さらに、譲渡、賃貸が可能であれば、専門家による建物の評価が必要になります。例えば、この段階で村への譲渡や賃貸ならば可能である、あるいは寄附をしたいなどの事案も出てくることが予想されます。民間であれば、事業者自身がリスクをとって空き家住宅の今後の需要を予測して、また、事業者の評価により権利者とその時点の市場価値を勘案して交渉し、採算性を重視して事業をすることになると思います。

これを行政が移住、定住を推進するための空き家対策として直営で行うことになった場合には、補助金や交付金を一部充当したとしても、人的な手当も含めて相当な経費が継続的に必要になってくると思います。民間であれば、法律に基づき仲介の手数料を取ったり、手入

れの悪い空き家からは管理料を逆に取ることなどもあると思います。また、契約違反があれば、契約解除も当然であります。行政が制度として取り組んだ場合には、一定の要件は設けたとしても、行政が負担する部分がどうしても際限なく多くなってくることが懸念されます。現在、村では移住、定住に供するため空き家4物件を購入や寄附等により取得し、修繕や改修が必要なものは工事を実施し、鮫川村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例により貸し出しをしており、全て入居済みになっております。おおむね貸し出しまでには2,000万円ほど経費がかかっております。仮に築50年以上の古民家と呼ばれる空き家が村にあれば、購入して貸し出すことも可能でありますが、一方で、村民の一部からは、村が空き家を買う必要があるのかという厳しいご指摘を受けているのも事実です。

地方創生は民間事業者の頑張りも重要です。村内には古民家の再生を請け負う大工さんもおります。例えば商工会、建設業者、大工さん等が古民家を含む空き家改築の中間組織を立ち上げ、行政と連携して国や県の補助事業を活用した空き家対策を推進していくことなども考えられるのではないでしょうか。

いずれにしましても、鮫川村は、地方創生が声高に呼ばれる前から、空き家対策につきましては、鮫川村空き家情報バンク制度により着実に空き家の登録と定住希望の照会を行ってまいりました。今後は、空き家調査を継続し、困難ではありますが、移住、定住に寄与する空き家台帳の完成を目指し、広く情報発信ができるようにしたいと思います。

それと同時に、都市交流、特に北区での地域おこし協力隊による移住・定住希望者の掘り起こし活動により、台帳の完成や情報発信のみにかかわらず、移住希望者と供給可能な空き家を1つずつ丁寧に結びつけ、確実に移住、定住と空き家をつなげていきたいとも考えております。

これで京條議員の最初の質問のお答えとさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 京條君。
- ○6番(京條英征君) ご答弁ありがとうございました。

国が法律まで制定して空き家整備をしなさいと言っている割には、実際のところは難しい部分が余りにもあって、スピードアップを求めても困難であるのはよくわかりました。ですが、空き家を放置しておくわけにもいきませんし、いろいろな各自治体で定住に結びつける、その場合にリフォームして賃貸に結びつけるということをやっているところは実は結構ございます。

6月の定例議会において定住促進策について質問したとき、地域おこし協力隊のうち、空

き家対策に当たる隊員の活動内容も詳しくご答弁いただいております。現地調査、空き家台帳の作成など積極的に活動しているようであります。今後、それらをもとに移住情報の整理や移住の受け入れなどの段階に移ってくるものと期待してきております。すぐに住める家、リフォームしたら住める家、持ち主が貸す意志があるかどうかなども細部にわたって整理が進んだ場合を想定しての質問でありました。

宿ノ入村営住宅の建設には5世帯分で8,000万円を超える予算が必要になりました。そういった状態に鑑み、今後は新築による定住促進についてだけではなく、空き家対策による住宅の整備を優先するべきと考えたわけであります。近い将来に、新宿、道少田といった村の中心地において小学校に入学する子供が1人か2人しかいなくなる衝撃的な時代が来るのです。空き家対策には、中心地であれば住民のコミュニケーションの場、あるいは施設として利用するなどの検討に値する物件があるかもしれません。村の中心地のほとんどが空き家になる前に取り組まなければならない多くの課題があります。そのあたりの危機感を、村民、役所、私たち議員全員が危機感を共有して今後進めていっていただきたいとお願いして、1つ目の質問を終わります。

次の質問に入らせていただきます。

2点目の質問であります。内容は今の質問とどうしても似てしまいますが、申し上げます。 移住促進に当たっての組織のあり方について質問いたします。

地方創生の本番はこれからです。重要なのは、地域の現場における住民を主人公とした取り組みであると思います。あくまでも地方の主体性を創出していくことが徹底されなければなりません。国全体として設定された目標に向けて地域や住民が変な競い合いをさせられてはならないと思います。組織のあり方について尋ねます。

首長、意欲ある職員、地域を愛する住民が一体となった組織づくりが欠かせないと思います。急がれることは、田舎暮らしのプロとして職員を育てることではないでしょうか。そして、担当者だけでなく職員全員が共有するべきだと思うのです。若者中心の田園回帰の実現も、地方創生の成功も、一番の鍵は人材の育成だと思います。それだけ役場の対応は重要なポイントであると考えます。総合戦略、少子化、地方創生、定住促進といった国や地方が抱える重要な課題が山積している中において、役場職員は村民の先頭に立って認識し、危機感を共有していかなければならないと思います。それらをテーマとした講演会はめじろ押しです。職員も積極的に参加する、そういった環境整備は必要不可欠であるように思います。

その上であしたの鮫川をつくる会、あるいは移住促進を目的とする鮫川暮らし支援協議会

などを民間でつくって、既に移住している人もそれのメンバーに加わってもらう、そして、 移住者が安心できるよう後見人として世話をやく人をつけることによって、定着に果たす役 割を担ってもらうなども効果が上がるでしょう。

空き家対策担当者だけでなく、地域おこし協力隊の皆さんそれぞれが熱い志を持って鮫川村を選んでくれているはずです。その人たちを孤立させてはなりません。つくり上げた組織と連絡を密にして機能させれば、2年、3年とたつうちに成果が見えてくるものと信じます。現状と今後の所信について村長にお伺いいたします。

○議長(星 一彌君) ここで暫時休憩いたします。

(午前10時48分)

○議長(星 一彌君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午前10時52分)

○議長(星 一彌君) まず、村長、大樂勝弘君の答弁を求めます。 村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 京條議員の2番目の移住促進に当たっての質問にお答えを申し上げます。

ある大学教授の講演でのお話です。地方の地域づくりの手法がトップダウン型から自律・分散・協調型に移行しつつあり、今までのようにリーダーが強力に地域を引っ張っていくというやり方ではなく、地域の多彩な人たちの力を引き出して、交流や対話をしながら地域の問題解決を果たしていくというスタイルが生まれつつあるのではないかと。地域づくりとは、地域の課題解決を行う具体的な活動であり、産業の活性化、観光振興、コミュニティー再生や教育、移住交流促進などの多様な分野があります。活動の主体も、自治体、NPO、企業、地域の人々などさまざまであります。地域づくりを目指すゴールは、地域の人々がそれぞれの状況に応じて主体的に考えていくべきことではないかと思います。

いずれにしても、基本となる大切なポイントは、いろんな人々が相集い、相互作用によって予期せぬような活動や価値を次々と生み出していくことではないかと思います。このような状態をつくり出すコミュニケーションの基盤となる仕組みがプラットホームであるということを述べております。

鮫川総合戦略では、まだたたき台の段階ですが、村内の若者や女性等を対象に自己実現や スモールビジネスなどの立ち上げ、あるいは村づくりなどのアイデアを創造する場である鮫 川創造塾を開講することを検討しているところであります。

第4次振興計画基本構想では、重点施策の中で、つながりで鮫川回帰、鮫川村とつながりのある人々、鮫川村の歴史や伝統、文化とつながりたい人々の帰郷や移住を推進することを掲げております。村の総合戦略では、振興計画を具体化するための事業を盛り込むことにしており、たたき台を作成中であります。まず、つながりのある人々のふるさと回帰を推進するための施策づくりの基本資料として、東京鮫川会の会員を対象としましたアンケートと、会員のお子さん、お孫さんを対象にしましたグループインタビューを計画し、実施については、8月の東京鮫川会の役員会で内容を説明し、実施の了解をいただいております。

つい最近の週刊誌やテレビ番組で、都会に出て行った子供たちの孫がふるさと回帰するという事例が取り上げられておりました。また、鮫川村とつながりたい人々の移住促進については、東京都の北区とのつながりを生かし、鮫川村に2地域居住、移住、定住を希望する区民を掘り起こし、つながりをつくりたいと考えております。8月の下旬に村の地域おこし協力隊が北区を訪れ、北区が旧区立中学校の校舎を活用して設置しました文化芸術活動の拠点、ココキタという施設を拠点として村の協力隊が移住・定住推進活動を実施することの了解を得ております。今後、村の地域おこし協力隊が定期的に北区を訪問し、ココキタを活動の拠点にし、この文化団体はもとより、近隣の商店街や団地などで鮫川村の自然や農産物などを知ってもらう活動を通じて、農家民宿やクラインガルテンに興味のある区民を開拓し、鮫川村を訪れてもらい、村への移住、定住につなげていく予定であります。

移住、定住を推進する組織については、鮫川村総合戦略では、効率性と実行力、また前回の振興計画のモデル地区の取り組みの経験を生かすなどの観点から、集落単位の移住、定住の受け入れ態勢づくりを想定し、集落協議会などの設置を検討する予定であります。

地方創生は、民間に元気になってもらうことや民間の活力と人材を生かすことも重要な課題であります。昨年の6月議会でIT企業誘致の成功事例として紹介しました徳島県の神山町は、グリーンバレーというNPOが町への移住を推進し、成果を上げております。村の総合戦略においても、社会貢献事業などを実施するNPOの設立を支援したり、活動に対して助成をする仕組みを検討することにしております。例えば、村に移住した方や移住に詳しい方、地域おこし協力隊などの方などがNPOを設立して村の若い人を雇用し、空き家の改修、移住の推進、移住者のサポートをするなどの社会貢献事業に取り組んでいただければ、継続

的で実効性のある移住、定住の推進が期待できるものではないかと考えております。

最後に、地域おこし協力隊の活動についてのお尋ねですが、地域おこし協力隊はそれぞれの目的のもとに、京條議員もご承知のとおりであります、ただいま3人採用しております。 採用の目的に沿って皆さん活動をしております。「手・まめ・館」、企画調整課にはそれぞれの目的によって所属しております。地域おこし協力隊はそれぞれ得意の分野を生かし、その能力と強みを存分に発揮して成果を上げていただくことが求められておるわけであります。孤立をさせてはいけませんとのおただしですが、コミュニケーションの能力も当然必要であり、みずから村の人々とネットワークを構築し、目的を達成していくことも求められております。また、そのようなことができる人材を村では採用しております。みずから村民とつながり、組織化をして地域おこしをしていくことが本来の彼らの仕事でもあります。活動しやすい環境をみずからの能力で切り開いていくことも仕事のうちで、目的を達成するための行動力が当然求められるわけであります。雇用は毎年更新の単年度の契約であります。最長で3年間の雇用ということになっております。村の地域おこし協力隊には、今後とも専門性の高い、力強い、行動力のある活動を期待して、京條議員の質問の答弁とさせていただきま

○議長(星 一彌君) 京條英征君。

す。

○6番(京條英征君) ご答弁ありがとうございました。

移住促進について聞いておきながら、もしかしてですけれども、総合戦略って何とか、地方創生って何、人口ビジョンって何、誰がつくっているの、そういった声が役場の庁内からもし聞こえたとしたら問題だと思って質問させていただきました。市町村消滅論に振り回されて右往左往していないか、あるいは全く問題を認識していないか、どちらも選択の誤りは目に見えていると思いました。拙速な対策でも、抽象的で基づきがないようなものでもなりません。根拠の乏しい、希望や願望にすぎないものでもならないと思いました。

地域住民が、先ほどもお答えがありましたので、あえてまた言う必要はないんですが、地域住民が地域の現状や課題を共有してどんな地域にしたいのか、将来像をともに語らずして実効ある産業や村の進むべき総合戦略の策定はあり得ないと思ったからであります。行政区単位よりももっと身近な集落単位からの声を丁寧に拾い上げるといったプロセスを経て作成されなければならないと思います。でも、そのことについてももう既に取り組む方針でいらっしゃるということを聞いて安心いたしました。私の心配は少し無用だったように思います。力のある職員が育っていると思います。その力を発揮できる環境をさらに整えていっていた

だきたいと思います。

地域おこし協力隊についても孤立していないかと申し上げました。大分お答えいただきましたので、大分省かせていただきますけれども、地域おこし協力隊がスタートから6年たった今、1,500人を超えたそうです。実に16倍にふえているといいます。隊員の約4割が女性、約8割が20歳から30歳代で、20代の男性の47%が定住を望んでいるのが現状だといいます。若者中心に田園回帰現象が確実に起こっているあかしです。協力隊の隊員たちも、生きる手応えが欲しいから、無縁社会の中をさまようよりも自分の存在や役割がわかる農村に引かれて地方に来ているのだと思います。広報を通じて、緑のふるさと協力隊の活動の様子や、イメージキャラクターゆうきくんの関連グッズを購入した地域おこし協力隊員たちの活動などを知るたびに頼もしく思っております。7人の隊員を初め4月に委嘱した皆さん、それぞれが抱負を語っております。目標に向かって村の活性化のため、さらに活躍してくれることを期待してやみません。

隊員たち皆さんは、そこで何をしたかったのか、国が何を求めているか、受け入れる地域が求めているものも明確に理解して応募してきているはずです。実はここで、もし協力隊の応募者と面接センター担当者が議場におられたらと思うのですが、何人ぐらいの応募があったのか、どんな志を持って鮫川を選んでくれたのか、村として期待して選んだ理由などをお聞かせいただきたいと思ったのですが、答弁の中に全て含まれておりましたので質問いたしません。

協力隊に関しまして気にかかっていることをもう少し言います。

気にかかっているということは、行政地域や派遣された現場の理解不足から、隊員が持っている、考えている、その芽を摘み取っていないか、考えを発揮できないでいるのではと思ったからです。そして、広報で何度も何度も知らせているにもかかわらず、いまだに知らない人が結構います。あるいは、行政から時に定期的に結果を出すよう求められていないか、また、余りにも自主性に任せられて逆に孤立していないか、あるいは、隊員のやりたいこと、地域の求めていること、隊員自身ができる能力が重なっていないのではないか、自治体、地域の人、隊員、三者のコミュニケーションがとれているのかなどが気になったところであります。

それから、隊員への世話役制度を持っている自治体もあります。密に連絡をとって結果を 出しているようです。協力隊が任期終了後に地域に残るのは約60%であるといいます。16人 もの隊員がその任期が終わって定住している自治体もあります。隊員の働きに期待すると同 時に、私たちも今まで以上に、ここで一緒に暮らしましょう、一緒に村づくりをしましょう とメッセージを発信するべきかと考えます。

若い、有能な、いろんな斬新な意見を持った人が5人もいれば随分変わると思います。鮫川村のために役に立ちたいと選んでくれた、明確な意思を持った人たちです。それを1人、2人とふやしていけば、村も変わってくると期待できます。移住してくる、Iターン者ですね、してくる人同様、鮫川村を選んでくれた協力隊の隊員たちの存在は非常に村にとって大事だと思います。何としても村に残って、いずれは結婚し、子供が生まれるかもしれません。協力隊となり、どこで何をしているのなどと村民から聞かれることのないように積極的に関心を持って声をかけ、活動しやすい環境を村民全員が問う姿勢を求められているんじゃないかと思います。

いろいろと申し上げましたけれども、全て答弁の中で答えていただいていますので、再質 問はこれで終わります。

次の質問に入らせていただきます。

3点目であります。

次は、親との同居世帯と多子世帯への支援について質問させていただきます。

村営住宅の家賃の設定基準は収入によるもののみでしょうか。既に多くの子育て支援事業を村が実施しているのは承知しているのですが、保育料同様、家賃も子供の人数で軽減するといった支援策は考えられませんか。

次に、親と同居している子育て中の世帯に対する支援であります。祖父、祖母は子育て名人であり、子供は世代を超えて同居する家庭での日常からはかり知れない多くの学びを得ています。無縁社会が今、日本をむしばみ続けています。自然とも地域とも、あまつさえ家族とまで疎遠になったら、この国に未来はありません。大切な家族のありようを軽んじてはますます無縁社会化してしまわないか、心配です。行政が知らず知らずのうちにその無縁社会を助長してしまっていないか、村営住宅一つをとってもそれが潜んでいるようにも見えるのです。

学校から帰って、ランドセルを背負ったまま、おじいちゃん、おばあちゃん、ただいまと 声をかける、こんな美しい光景が日常にあって子供は日々成長しているのだと思います。私 たちの国の本当の豊かさ、美しさは、津々浦々で営まれ続けてきた驚くほど多彩な暮らしの 姿です。まさにその原点となるのが家庭にあるのです。

同居のお年寄りが家で待っているだけで、時間外保育も放課後の児童クラブも必要なくな

るのです。結婚したら親とは別居、やがては鮫川からも転出し、村に残るのは年老いていく親だけになり、最後はひとりになります。少子化の原因の一つはこの繰り返しが及ぼしたものだと思います。親と同居して村に残って子育てしている世帯に対して報奨金あるいは奨励金といった形での支援はできないでしょうか。同居家族への支援などはユニークきわまりない施策でありますが、村民に優しい行政の姿として、こんな時代である今だからこそ、そんな家族にも目を向けるべきかと考えます。そして、村営住宅は、住宅を探しているUターン、Iターン者が、鮫川に住み続けたいが、住む家がないといった真の住宅困窮者に対しての提供であってしかるべきと考えました。村長の所信をお聞かせください。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

### 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 6番、京條議員の3点目の質問にお答えを申し上げます。

本村で管理している住宅は3種類あります。村営住宅が54戸、定住促進住宅が27戸、移住 定住促進住宅が4戸の合計85戸であります。

まず、村営住宅の家賃算定に関するご質問ですが、村営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする公営住宅法に基づいて管理、運営されている住宅であります。村営住宅の家賃は、公営住宅法第16条第1項及び公営住宅法施行令第2条の規定により決定されているわけであります。毎年度、入居者からの収入申告により家賃算定の基礎となる収入基準額を計算します。収入基準額とは、入居者の過去1年間における所得税法第22条から第71条までの例に準じて算出した額、いわゆる所得税法の所得額から同居している家族1人当たり38万円の扶養控除を差し引いた額を12で除した額をいいます。12というのは1カ月単位に計算し直すということです。この収入基準額に応じて設定される家賃を算定基準額と、公営住宅法施行令第2条第1項の各号に規定されている市町村立地係数、そして規模係数、経過年係数などから算定されます。このいろいろな係数は1より少ない数になっています。掛ければ掛けるほど家賃は少なくなっていくということであります。設置自治体が独自に決定できるものではありません。

このように、家賃算定の基礎となる収入基準額を計算する際に、子供の人数に応じた扶養 控除があります。先ほど申し上げましたように38万です。さらに、この扶養控除対象者が16 歳以上23歳未満であるときには、ここは一番金がかかる、学費がかかるということですね、 さらに1人当たり25万円を上乗せして控除しております。こうしたことから、家賃も子供の 人数で軽減するといった支援策は既に実施されているという考えであります。

現在の入居者には、親と一緒に入居している子育て世帯、村内に実家があっても、実家には後継者家族が親と同居しているため一緒に暮らすことができない世帯、村外からの移住者等もいます。入居者の事情はさまざまですが、全ての入居者に共通していることは、それぞれの事情により住む家が困窮している人たちであります。また、本村に住みたい、住み続けたいと願っている人たちもいるということであります。

次に、親と同居している子育て世帯に対する支援でありますが、ことし6月の議会定例会で少子化と子育てについてのご質問があり、答弁しておりますのでご存じかとは思いますが、村では、子育てに対するさまざまな経済的支援事業を実施しております。新たな事業を実施する際には課題を整理し、目標を明確にした上で、その目標を達成するための事業内容、その事業に要する経費など検討を重ね、よりよい方法で進めたいと思います。今後も、子供を安心して産み育てる環境の整備など実態に合った施策に取り組んでいくとともに、適切な村営住宅の管理運営をしてまいりたいと考えております。

以上で、京條議員の3番目の質問のお答えとさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 京條英征君。
- ○6番(京條英征君) ご答弁ありがとうございました。

複雑な算定基準があるようです。収入、あと人数による扶養の時点で既に支援しているという内容でありました。私の勉強不足だったかもしれませんが、会津の磐梯町、ここは喜多方、若松、遠くは二本松のほうからも大勢移住してきて子育てしている若い家族が結構いるといいます。ですから、人口全体をはかる前提となる出生率、それから、子供の人数がふえています。そこでやっていることについて、1人には幾ら、相当公営住宅も整備されているようでありますが、1人には幾ら、2人になったら幾ら、3人になったら一気に半額とこういう基準を目にしたことがありました。それで、本村でもそういった施策を取り入れたら子育て支援策にも大きな寄与になるのではないかなと思って、寄与するものではないかなと思って質問させていただきました。勉強不足なところがありますけれども、定められた算定基準だけではなくて、もしそこでそういう方法があるのであれば、そういったところにもぜひ目を向けていただきたいなと思います。

再質問など不要なぐらいご答弁をいただいて、無理かな、と思ったんですが、やはり法律 や何かが絡んでくると一概にそうはいかないということがよくわかりました。これからもそ ういった点での支援策を講じていっていただければありがたいなと思います。

本当にユニークきわまりない親と同居ということで質問させていただきましたけれども、この質問に該当する家族たちは、同居世帯に対する支援にも目を向けてほしいという思いを声に出せないでいるのではないかとそう思いました。現代人の多くが抱えている不安、不満、不信感が何から来るのか、その原因は何か、また、その原因は何かを考えて根っこのところにある本当の原因にたどり着くといった思考法であります。今、日本人が享受していると思っている経済的な繁栄への執着こそがおおもとの源泉だと思います。働いても働いても不安が消えない、豊かさを実感できない、マネー中心の経済による資本主義が行き着いたのが今ではないかと思います。アメリカの富の90%をたった1%の人間が占めています。四季折々に見られる豊かな自然に恵まれた世界に誇れる日本が進むべき道、ふさわしい道は、実はアメリカの後ろ姿ではないはずです。例えば、自然主義というべきか、自然とも人とも向き合い、語り合う循環型の社会こそ、日本に、そして、鮫川村にふさわしい、持続性のある、進むべき姿のように思います。

本村も、「手・まめ・館」、有機農業、ゆうきの里、とっくにそれに気がついて村づくりをしています。私は、人ときずなの回復こそ今の私たちに与えられた宿命だと思います。そのきずなの原点がまさに家庭にあるのではないかと思って、このような質問をさせていただきました。敬老会での子供たちの作品発表、目頭を押さえている人が何人もおりました。実に感動的でした。祖父母と一緒に暮らすことに学びはたくさんあります。そして、その日常は人として形成され、成長していきます。作品にはそれがぎっしりと詰まっていました。今、私たちは、とてつもなく大事なものを失い続けて、それに気がついていないのかとそう思っています。その原点が家庭にあるのではないかということです。

少し長くなりますけれども、いかに家庭が大事かという、私が実際に経験した両極端の話を2つさせていただきたいと思います。

1つは、90歳ぐらいの寝たきりで目をつむったまま声も出せないおばあちゃんに、20か18 ぐらいの青年が声をかけてスプーンで口に運んで食べさせていました。しかも、口に、一口 一口食べるたびに丹念に吸い飲みの水を口に含ませ、口の周りを拭いていました。余りにも 神々しい姿を見た、そのことはもう忘れることができません。

もう一つ、これは全く反対です。小学二、三年生ぐらいの子供が、母親に促されても、怖くて、亡くなる寸前、亡くなる間際も、粗相だかと思うんですが、大分年いっていらっしゃいましたので、手も握れず、声もかけられないでいる様子を見たときのことです。人の感覚

で最後まで残るのが聴覚です。口に出すことも表情に出すこともできなくても、耳は聞こえているんですね。ですから、ありがとう、おばあちゃんと声をかけられると、涙を流すんです、本当は。その子はきっと、恐らくはそのおばあちゃんと一緒に生活していないだろうなと思いました。役者が長い舞台の最後の最後の見せ場で花道を去るときに拍手も歓声もなかったら、どうでしょう。そのおばあちゃん、人生の最後の最後にどれだけつらい思いをされたか、せつなくなりました。

今の2つの話もおおもとは家庭にあるのではないでしょうか。同居して頑張っている家族に報いる施策も、奨励も必要性大だと考えました。今、姿は見えなくても、将来必ず形となってあらわれてくるであろうその問題の根っこの部分が何なのか捉えるべきだと思います。 それが進むべき本当の豊かさにつながってくるのではないでしょうか。

近い将来に人不足で介護施設の運営が困難になる時代が来ると心配されています。そのときに同居家族は大切な介護を担います。もし、また飛躍した考え方かもしれませんけれども、転出していく家庭にはそれぞれ事情があるでしょうが、3人の子供を持つ家庭が転出していなくなったら、両親を含めて5人、村から去ることになります。下世話な話かもしれませんが、下世話ではないですね、数字になってきますけれども、地方交付税にも影響があるでしょう。転出していくその理由が何であれ、行政としてする手だてがあったのか、何か、それをいつも把握していくのは、移住促進して人口をふやす、それと同様、村として大きな課題であると思います。ぜひとも行政の決断をもって村民に優しい村として注目されるような、そんな村づくりを期待申し上げ、私の3件の質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 北條 利 雄 君

○議長(星 一彌君) 次に、3番、北條利雄君。

[3番 北條利雄君 登壇]

○3番(北條利雄君) 私は、今般の定例会におきまして4点について一般質問をさせていた だきます。

それに先立ちまして、大樂村長の4選、まことにおめでとうございます。村の最高執行責任者として、とりあえず4期目ですので、楽しく頑張って、体に留意されて頑張っていただきたいと思います。私についても、議員としてその役割をきちんと果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問させていただきます。

地方分権が進む中、高度化、多様化する住民ニーズに即応し、ゆとり、豊かさを実感できる地域社会を築き上げていくために、地方公共団体の果たす役割は今後ますます重要になってきます。このような状況に適切に対応するためには、組織の担い手である職員自身の意識改革と能力開発を効果的に実施する必要があります。個々の職員がどれだけ新しい知識や考え方を学び、みずからの能力を高めることが最も重要であり、自治体における人材育成は急務でございます。法律や通達の解釈能力だけではなく、課題の発見や解決、政策提案や立案能力が求められます。職員が具体的な提言を行い、実行に結びつける能力は、行政サービスを直接享受し、利益、不利益を受ける村民にとってはまさに大きな関心事でもあります。自治政策の中心的な役割を担う自治体職員の役割は大きく、研修は重要であります。本村の一般職員に対する年間研修計画、目的や内容、人選方法や予算の計上状況について伺います。

また、職員がみずからの資質の向上を図るため、自主的に計画する自主研修を支援するための制度整備を行い、複雑・高度化する行政課題に的確かつ迅速に対応し得る人材の育成を図り、その成果や期待を生かす必要がございます。職員の自主研修支援の考え方についてお伺いをいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 3番、北條利雄議員の最初の質問、一般職員の研修についてのお答え を申し上げます。

議員ご指摘のように、高度化、多様化する住民ニーズに即応し、課題解決に向け取り組めるような職員を採用し、さらに育成していくことは、地方自治体にとって極めて重要な課題であり、特に本村のような小規模自治体が自立して存続していくためには非常に重要なことであると認識しているところであります。

まず、本村における一般職員の年間の研修計画、目的や内容、人選方法についてのお尋ねでありますが、これまでも幾度か議会において答弁いたしておりますように、採用直後においては、人事担当職員から職員としての心構えについて指導しております。また、系統的な職員研修として、福島県自治研修センターが主催する県市町村職員研修に参加させることとしております。4月、5月には初任研修前期を1週間、10月、11月には後期研修を同じく1週間の日程で参加させております。これ以降の研修については、新任の係長研修、新任管理者研修、新任課長研修などに職務、職責に応じ職員の研修を実施しているところであります。

次に、研修の目的、内容についてでありますが、新規採用職員の前期研修においては、社会人として、公務員としての意識を確立し、必要な最低限のルールを身につける、執務上直ちに必要な知識、技能習得を図ることを目的に、地方公務員制度文書事務・法令事務の基礎、心と体の健康、接遇、公務員倫理、望まれる職員像等についても研修し、後期の研修においては、自治体職員として必要な制度等の基礎的知識の習得、政策形成の基礎となる論理的思考力、及び窓口業務や職場内で求められるコミュニケーション能力の向上を図るということを目的に、地方税・財政制度、財務会計制度、メンタルヘルス、事例に学ぶ公務員倫理、論理的コミュニケーション、地方自治制度、事例で学ぶ接遇、自治体職員の使命などについての研修が行われます。この研修については、新規採用の職員全員が受講しております。

次に、それ以降の研修についてでありますが、昇格等により新たな職責についた職員についてマネジメント、リーダーシップ等について身につけるための研修に参加させております。 予算については、新規採用職員6名、新任係長研修5名、新任の管理者研修2名、新任課長研修2名分の研修の費用について予算に計上させていただいております。

以上が研修所での研修で、このほかに自己啓発として職員自身の能力や知識における課題を発見し、その課題を解決するために学習し、自分を高めていく、職員の能力開発の基礎となるものであります。これらのためには、職員が自主研修を受ける際には、職務に専念する義務の特例に関する条例において職務に専念する義務が免除され、その機会を得られるよう定められており、研修の支援が行われております。

また、その他の研修として、配属された各課の事務事業について、それぞれ専門的な知識、技術等を習得するための研修が県や各種団体、民間団体等で実施されていますので、幅広い視野を養うことを目的として、必要な都度、研修に参加させることにしております。採用された職員が村民の負託に応え、信頼される職員となるために常に自己研さんに努めていくことは最も基本的な部分でありますが、それらを含め、今後とも指導を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いするところであります。

以上で最初の質問のお答えとさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 北條君。
- ○3番(北條利雄君) ありがとうございます。

職員、一般職員の研修、私も研修を受けた立場でいくと、研修は長ければいいというもの じゃなくて、研修を10受ければ、その中で実際、実践で役立つのは1つないしは2つくらい あって成功かなと思うものです。研修については、確かに研修をやったからじゃなくてやは り継続的に、同じものでも何回も継続的にやっていて技能を身につける。それから、事務事業をやりながら実践して身につけるということになるわけですが、本当に、意外と、長期化すると研修しなきゃならない、新たな考え方を身につけなきゃならないという部分でいくと、なかなかそういうチャンスをつくらないとできないというのがありますので、今、村長が答弁されたように、職員も村民にとって本当の利益、不利益を被るまさに中心的役割を担うわけです。やはり職員の皆さんも大切にして自己研さんに努めていただいて、一層の行政執行に当たっていただきたいと思います。

参考までに、現在、森林組合で森林賠償請求、東電の賠償請求をやっておりまして、ある村外の方なんですが、鮫川村と隣接するA町、A町と申します。同じく土地の評価書類の交付を受けたと。その中で鮫川村の職員の接遇のよさに感動して、本当は村長と副村長にお礼を申し上げたいと思って来たんですけれども、ちょうど留守だったということであります。それは、同じ日に鮫川村とA町のところで土地評価書類をとった、その中で2つの町村の職員の接遇がまさに違っていたと。鮫川村の職員の接遇のよさに、久しぶりだそうです、十何年ぶりだそうなんですけれども、鮫川村の役場を訪れたときに物すごく接遇がよかったし、説明もきちんとしてくれて感謝したと。何で同じ仕事をしながらこの差があるんだろうということで、鮫川村の職員の接遇の感じのよさに感激されておられました。

こういうことで、たまに、鮫川村の村民の人でも鮫川村の役場に用事に来るのは年に1回、2回、あるかないかの話です。特に村外の方については本当に何年に一度とかという話です。そういう中で一番、たまに訪れる村民ないしは村外の市民の方たちについては、物すごく感じるというか、接遇の面で物すごく感じることがある。そういうことで、鮫川の職員の接遇のよさに感激しておられたもので、何かの機会があればご報告をしてほしいというお話がありました。本当に、その人にかわってお礼を申し上げたいと思います。

研修は本当に大変ですが、ぜひ、目に見えないものが、やはりきちんとした予算を計上する、当初から予算を計上する。それから自主研修、意欲ある職員をどんどんつくっていって、村長の4期目に向かっていろんな計画、事業をやっていく上では、やはり職員が意欲があって、それに向かった知恵を出す、そういうことをどんどんできる職員を組織の中で育ててほしいと私は願っています。これから次年度の予算編成があると思いますが、ぜひその辺を踏まえて予算編成をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の質問でございますが、臨時・嘱託職員の待遇改善と研修についてでございます。

本村には、臨時・嘱託職員が多数働いております。行政関連施設を含めますと膨大な人数に上ると思います。これらの職員は、村の賃金支弁職員雇用等管理規程または嘱託員雇用等管理規程に基づき、準拠をし雇用されております。一般職員と何ら変わりなく日常の業務を行っております。そして、行政サービスを村民に提供しております。自治体の人件費の抑制が大きな課題となる中、財政健全化計画、それから定数適正化に沿って一般職員を削減してきております。そのひずみであると私は思っておりますが、雇用されております臨時・嘱託職員の待遇、処遇は、行政サービスの質にかかわるもので、村民にとっては一般職員と何ら変わるものではございません。

臨時・嘱託職員が行政サービス上に必要不可欠な人員であるならば、その待遇や処遇を一般職員同様に改善することはもちろん、職場内研修、接遇研修、専門的研修などを受講する機会を設け、質の向上を図る必要がございます。雇用形態や条件が異なっても、本村職員の一員として質の高い行政サービスを提案、提供できる、住民に顔が見える業務を期待するものでございます。本村の出先機関や関連施設を含め、一般職員を除きまして現時点で雇用されている臨時・嘱託職員の人数と業務形態、内容をお伺いいたします。また、臨時・嘱託職員の研修計画や予算の計上状況についてもお伺いをいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

#### 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 3番、北條利雄議員の2つ目の質問、臨時・嘱託職員の待遇改善と研修についてのご質問にお答えを申し上げます。

昨今の行政を取り巻く環境は、国や地方の財政状況の悪化や少子高齢化社会の進展、地方分権の推進に伴い、これまでの行政のあり方を見直し、効果的かつ効率的な行政運営をそれぞれの自治体の創意工夫や努力によって取り組んでいくことが必要不可欠な状況となっています。議員ご承知のとおり、本村では、これまで社会状況等の変化に対して適切な対応を図るため、平成16年7月に策定しました鮫川村定員管理適正化計画において、職員数の適正化に向けた取り組みを推進してきました。これにより、現在では、職員削減計画数を当初計画より大きく上回る結果となっております。さらに、今後想定される地方交付税の削減などの対外的な措置に対応するため、行財政運営のさらなる適正化、効率化を進め、定員の適正化を図ることを目的に平成27年度以降の定員管理計画の策定を目指し、現在、計画の見直しを進めているところであります。

本村では、これまで各課所等における職員の努力もあり、退職者不補充の中においても必要とされる事務事業を推進してきたところであります。業務によっては、時期的なものを含め職員が不足し、事務に支障を来す場合が発生するため、そのような状況においては、必要最低限の範囲で臨時の職員を雇用することにより、行政執行に支障を来さないよう努めてきたところであります。

さて、お尋ねの臨時職員等の数でありますが、現在、嘱託職員として雇用している職員が16名、臨時職員が25名、ほかに緊急時の補助的な業務としてパートでお願いして登録していただいている方が19名おります。業務形態については、一般事務の補助、保育・調理員、保健・看護用務員、学習支援、放課後児童クラブ、運転などの業務についてお願いをしております。業務内容については、通常業務の臨時的、補助的業務としてお願いをしており、業務に関する知識、技術については職場内において研修をしております。予算についてはそれぞれの部署において所管する科目に予算を計上しております。雇用条件については地方公務員法第22条第2項または5項に基づき、正式採用の特例として緊急の場合や臨時の職に関する場合に採用できることとされ、任用期間は6月の期間で毎年1回、最長1年と定められております。

しかし、多種多様化する住民サービスを実施していくため、また、雇用機会の確保の面からも一定程度の臨時・嘱託職員の雇用は必要であり、その役割も高くなってきていることから、必要最小限の募集を行っているところであります。待遇面では、基本的に一般職員との賃金格差はありますが、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入をしており、仮に超過勤務や休日等で勤務を行った場合には、正規職員と同様の割り増しをした率を適用することになっております。賃金の額につきましては、本村の財政事情を踏まえ、人事院勧告による改正があった際には算定基準の引き上げを行ってきており、額につきましても、近隣町村の状況など等も参考にしながら賃金の額を決定させていただいております。

また、研修については、平成26年7月4日付総務省自治行政局公務員部長通知により、臨時非常勤職員に従事する業務の内容や業務に伴う責任の程度に応じて適切な対応を図るべきことに留意すべきであるとしていることから、今後、内容等について検討し、参加をさせてまいりたい、そして指導してまいりたいと考えております。

以上で北條議員の2つ目の質問の答弁とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 北條利雄君。
- ○3番(北條利雄君) ありがとうございます。

臨時・嘱託職員、かなりの人数に上っております。村の定数内職員もかなり計画で削減している中で、このような臨時・嘱託員の数が物すごいということで、例えば臨時の方、最長1年ということではあるんですけれども、実際のところ、そういう管理規程があるので、そのような形をとっていると思うんですが、実際、本人たちは職場を変えて、場所を変えて継続して雇用されているわけですね。だから、その人たちは当然働いて、臨時の職員であっても、嘱託職員でもやはり生活をしながら働いている。村に行政サービスを提供してやっている。職場も毎年変わるという人もいるでしょうし、継続して雇用されている人もいるんですが、そういう中で、じゃ、その質を高めるにはどうしたらいいかといったら、やはり研修、きちんと一般職員並みの研修、接遇研修もそうでしょうが、場所によっては専門的な研修も必要なんだろうと思うんです。

そういう人たちが雇用期間が1年未満であるからということで毎年除かれていれば、勤務としてはあくまで臨時・嘱託員として何十年も勤める方もいらっしゃると思うんですが、そういう人たちは研修をやらないで行政サービスを繰り返す、これはあってはならないものだと私は思うんです。やはりチャンスを与えて、きちんと研修に参加させて行政サービスの質を高める、これに努力しなければならないと私は思うのです。こういうことも踏まえてきちんと職場内の研修をやられているとは思うんですが、やはり村民にとってすばらしい、質の高い行政サービスを一層高めるために研修をきちんと、ないがしろにしないで研修をきちんと受けさせる。当然、一般職員からの指導もあるでしょうが、やはり臨時嘱託員を指導するためとなると、本人に直接研修を受けてもらう、こういう制度をきちんと逆に確立する。

国から定数を削減しろ、県から定数を削減しろと言われているのは私もわかっていますが、 やはりその臨時・嘱託員の職員たちは絶対必要なんだと私は思います。であれば、それを逆 手にとって、きちんとした、鮫川は臨時・嘱託員の職員であってもこのようなすばらしいサ ービスを続けられるという研修、自信を持って村民の皆さんにサービスをする、そんな努力 をやはり期待するものです。これから、先ほどの一般職員も同じだったんですが、ぜひ臨 時・嘱託職員もいろんな形でやはり研修させて、参加して、質の高いサービスをお願いした いと思います。再質問はいたしません。

続きまして、障害者の雇用についてお伺い申し上げます。

障害者の雇用を進める根底には、共生社会実現の理念がございます。障害者がごく普通に 地域で暮らし、地域の一員として生活できる社会を実現するために、職業による自立を進め るためでございます。障害者の雇用の促進等に関する法律は、全ての事業主が法定雇用率以 上の割合で雇用する義務があり、法定雇用率が引き上げになっております。本村の障害者に 認定されている身体障害者、知的障害者、精神障害者別の人数をお伺いいたします。

また、事業主である本村の障害者雇用計画、雇用人数、法定雇用率の達成状況もあわせてお伺いをいたします。

また、障害者の雇用促進と継続を図るために必要な施設、設備の設置や整備などの業務を 行う、障害者雇用推進者を選任する努力義務がございますが、本村での選任体制についてお 伺いをいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

#### 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 3番、北條議員の3つ目の質問であります、障害者の雇用についてお答えを申し上げます。

まず、議員お尋ねの本村の障害者に認定されている身体障害者、知的障害者、精神障害者別の人数についてでありますが、平成27年3月31日現在の状況を申し上げますと、身体障害者手帳交付者数が合計で226名です。療育手帳交付者が55名、精神障害者保健福祉手帳交付者が23名となっております。詳細については、平成26年度の主要施策の成果及び予算の執行状況の47ページに記載をされておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、本村の障害者雇用計画、雇用人数、法定雇用率の達成状況でありますが、雇用人数については、現在、2名の方を雇用しております。雇用形態が短時間勤務での雇用となっているため、雇用者数としては1件のみにカウントされておりますが、法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数77名に国、地方公共団体等の法定雇用率2.3%を除した数が1.77となっており、1人未満の端数を切り捨てた数が1名であるため、辛うじて法定雇用率を達成している町村になっているところであります。

また、ご質問にあります障害者雇用計画についてでありますが、平成27年6月1日現在における障害者である職員の数が法定雇用障害者数未満の機関については、障害者の採用計画を作成することが義務づけられておりますが、本村においては、法定雇用率を達成しておりますので作成はしておりません。

なお、国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づき、毎年、 障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならないこととされ ておりますので、本村においても障害者任免状況通報書を毎年、福島労働局へ提出している ところであります。

また、障害者雇用推進者の選任についてでありますが、本村も従業員56人以上を雇用する 事業主であるため、障害者雇用推進者を選任するよう努めなければならないとされておりま す。現在のところ、職員の任免、服務、その他の人事に関すること、職員の福利厚生、安全 衛生に関することについては、総務課総務係において事務を所掌しておりますので、当面は その事務の中で当該事務を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いするとこ ろであります。

以上で3点目の質問にお答えとさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 北條利雄君。
- ○3番(北條利雄君) ありがとうございます。

障害者の雇用について、今、村長の答弁にも、法定雇用率を達成しているということで、 障害者を雇用するということで、いろんな部分で、過去の例からすると、大変な状況の中で、 やはり国で法律を定め、自治体、事業主、国民全体で障害者の雇用を守っていく部分で法定 化されているわけですけれども、村もこれらの基準をきちんと守って成果を上げているとい うことで本当に感謝を申し上げたいと思います。

こういう形で、少子高齢化も含めてこれから人口が少なくなっていく中で、だからといって障害者が減っているかということではなく、逆にふえている。障害者がふえているような感じさえ受けるわけですけれども、こういう一般の方と一緒になって同じ仕事ができる、そういう社会を築き上げるのが当然だと思いますし、これからもやはり事業主の方たちのご努力を、村もそうですが、ぜひ努力をしていただきたいなと思っております。これも再質問は行いません。

次に、障害者への生活支援についてでございます。

村内の障害者への福祉サービス事業は、鮫川福祉会、鮫川たんぽぽの家が実施している就 労継続支援B型がございます。この事業は、通常の事業所に雇用されることが困難でありま して、雇用契約に基づく就労が困難である方に対する、1つは就労の機会の提供、2つ目に 生産活動の機会の提供、3つ目に就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などの事業 でございます。現在、お聞きしましたところ、32名、村内15名、村外17名が利用されており ます。この事業を利用しながら地域の一員としてご活躍されております。

しかし、利用者の中には、ご家族が高齢者であったり、介護利用者であったりする厳しい 現状がございます。利用者自身が単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら 地域の中で暮らしたいとする要望もございます。このような障害者への家事等の日常生活上 の支援をするため、共同生活援助、グループホームですが、私は必要だと思います。村とし て、障害者への生活支援の考え方と対応をお伺いいたします。

○議長(星 一彌君) ここで、13時20分まで休憩いたします。

(午前11時59分)

○議長(星 一彌君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後 1時20分)

○議長(星 一彌君) 北條利雄君の障害者への生活支援について、村長、大樂勝弘君に答弁 を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) それでは、3番、北條利雄議員の4点目の質問、障害者への生活支援 についての質問にお答えを申し上げます。

共同生活援助事業グループホームは、生活介護や就労継続支援等の日中の活動を利用している障害を持たれる方が地域において自立した日常生活を営むために、食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の支援を必要とされた方が安心して生活できるよう支援する生活の場であります。事業は介護サービス包括型指定共同生活援助と外部サービス利用型指定共同生活援助があります。そのサービスの内容は若干異なりますが、主として夜間において事業所のスタッフによる利用者に対する支援を行うものとされております。人員配置や設備に関する基準があり、県の指定が必要となります。

以前、社会福祉法人鮫川福祉会たんぽぽの家の施設長からグループホームの整備についての相談があり、空き家の利活用等の提案をした経緯がありましたが、その後の動向についてお聞きしたところ、現在、準備委員会を設立し、保護者の意見を求めながら協議を進める意向であるようであります。いずれも鮫川福祉会から村に計画等が示されるものと考えておりますので、その際は議員の皆さんと協議しながら前向きな支援を検討したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で、北條議員への答弁とさせていただきます。

○議長(星 一彌君) 北條利雄君。

○3番(北條利雄君) 今の村長の答弁の中で、事業所をやられている鮫川福祉会鮫川たんぽぽの家でグループホームの事業について、これは検討を進めているという状況らしいので、一安心です。村にとってもきちんとしたご提案を聞いて、できるだけ支援をお願いしたいと思います。ここの施設を利用されている障害者の皆さんがやはり地域の一員として、一層、一般の成人の方と一緒に楽しい生活ができる、そんな地域にしていただきたいと思っています。

障害を持ちながら事業所で活躍している皆さんも、ことしになれば、鮫川たんぽぽの家では感謝祭、それから塙の育成園でもガーデンパークみたいなものを事業として当園でやって、地域の皆さんを招待しながら、参加させながら頑張っていらっしゃいますので、これからも行政としていろんな形でご相談いただいて、障害者に対する支援をやっていただきたいと思います。

以上で、私からの一般質問4点について終わりたいと思います。 ありがとうございました。

# ◇ 前 田 武 久 君

○議長(星 一彌君) 9番、前田武久君。

[9番 前田武久君 登壇]

○9番(前田武久君) 今回の定例会、村長に対して3点ほど質問させていただきます。

また、8月の村長選、村民の全幅を得られまして、4期目の無競争当選、そして就任されましたこと、おめでとうございます。

それでは、まず第1点目、4期目への抱負について。4期当選を果たされた大樂村長、村 政執行者としての決意をお伺いしたいと思います。

- 1つ、村民に対する公約をお示し願いたい。
- 2、4期目の重要施策について伺いたい。
- 3、3期中に果たし得なかった課題への取り組み、実現についてお伺いをいたします。
- ○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 9番、前田武久議員の4期目の抱負についての質問にお答えを申し上 げます。 まず、私は4期目の立候補に当たりまして、4つの基本政策を訴えさせていただきました。 1つとして、子供からお年寄りまで安心して暮らせる村づくり。

2つ目に、村の資源を生かし、人が集まる魅力ある村づくり。

そして3つ目に、村が自立していくため、健全な行財政の確立に努める。

4つ目に、清潔で公平公正な住民本位の村づくりということであります。

それぞれの達成に向かって努力をさせていただきます。議員皆様方のご協力を願うところ であります。

まず最初の安心して暮らせる村づくりには、今までの子育て支援の継続、結婚祝い金、出産祝い金の支給。乳幼児妊産婦医療費の無料化、乳幼児紙おむつ支給事業、幼稚園入園料、授業料無料化の事業。高齢化対策では、健康長寿村づくり対策として、大豆・じゅうねん栽培で生きがい対策事業、筋力づくり教室、高齢者地区支援事業、お助け事業、高齢者有料賃貸住宅居住等の事業の継続であります。

2つ目の村の事業を生かし人が集まる村づくりでは、中山間地特有の環境を大切に自然を 活用した美しい癒しの景観づくりに努めます。村中心地の舘山公園の維持管理、各地区にあ ります農村公園の維持管理の支援、村の基幹産業の農業振興を図り、里山景観の維持に努め させていただきます。再生可能エネルギーの利用も進めます。公共施設への太陽光発電シス テムの活用、家庭用太陽光発電システムの設置への補助です。特に、青生野地区で計画があ りますメガソーラー事業には、遊休農地の地の有効的な利用、そして地域の振興発展と積極 的に支援をしたいと考えております。

3点目の健全な行財政の確立であります。これは、村長に就任以来見直しを進めてまいりました。職員の定数の削減、議員、特別職の報酬の削減等であります。特に、3期12年間村の健全財政に貢献できた事業は、強いて挙げれば地域再生計画にあったのではないかと考えます。内閣総理大臣の第1号の認定を受け、国・県の効率的な補助事業の中で、廃校になった各小学校の利用等にあったのではと思います。議会皆様方の当然ご理解のもとに先駆けて事業計画を作成し、国からの補助金の交付金を他の市町村よりは多くの補助金、事業を取り入れることができたのではないかと思います。これら交付金は小・中学校の耐震補強工事、さぎり荘の建設、舘山公園の整備等に活用できました。今期も効率な補助金を活用した、そして村あるいは国の計画を先取りした事業に取り組み、引き続き効率的な事業を進めさせていただきたいと思います。

次に、4点目の重要施策についてでありますが、第3期の鮫川村振興計画、平成17年から

26年までの10年間、「まめな暮らしで環境を生かした安らぎとふれあいの村づくり」が終了、新たな指針も作成されました。基本理念を「つながりで支え輝く村づくり」を達成に、この基本理念の達成に向かって努力をしていきたいと思います。まめな暮らしを生かした村づくり、人が集まる美しい村づくり、つながりを生かす村づくりで振興を図ってまいりたいと思います。

計画されている事業をお話ししますと、1つとして、議員皆さんも先週研修されてきました滞在型の市民農園、クラインガルテンであります。中山間地域の農業、高冷地の農業を、特に鮫川村は有機の里づくりで、有機農業で食の安心・安全を消費者に提供している村であります。農業のすばらしさ、一方では、こういった有機農業は手のかかる容易でない事業でもあります。これらのことを消費者に体験していただく事業であります。村では、耕作放棄地あるいは遊休農地の解消に、また、参加者には地域での交流により鮫川村を知っていただき、移住、そしてそれが定住にまでつながっていただければとの思いでの事業であります。地区と参加者の公募はこれからの作業になります。大変、地域の協力が、あるいは参加者の夢も必要となりますが、ご協力をお願いしたいと思います。

また、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した園芸作物の栽培構想であります。村が大型ハウスを建設し、公設民営の方式で参加者には初期投資を抑えることによって、青年に村での農産業に夢と希望を持って挑戦していただく事業であります。多くの若者の参加を期待しているところでありますが、なかなか現状は厳しいようであります。生産費割れしているような農産物の価格の中で、若い世代が農産業に魅力を感じている方が少ないようであります。今のところ希望者が少なく残念に思っておりますが、ぜひ夢を抱かせるような物語をお話しをしまして、青年に取り組んでいただきたい事業と思って取り組んでまいります。

次に、鹿角平観光農場周辺の開発であります。第4次の振興計画におきましても、引き続きあの鹿角平付近をスポーツエリア計画を推進し、陸上トラックなどの整備を検討していきたいと考えております。それには村の資産となりました湯の田温泉の利活用計画の作成を計画しているところでありますが、今年度中にはあの建物の解体が終わると思います。この取り壊し後にあの周辺のイメージが湧くのではないかと思います。こういった中であの周辺の整備と利活用の計画の作成を練っていきたいと思います。

また、舘山公園を初め、観光資源の美観を維持するためには草刈りが欠かせない事業であります。昨年までは経済対策の国の交付金事業がありましたが、今年度からは新たな県での

補助事業を活用し、これは里山景観の資源活用活性化事業、これは県の単独事業であります。 この事業に取り組みまして、各地域の公園等の美観そして維持、推進を図ってまいりたいと 計画をしております。こういったことが主な計画であります。

4番目に、次に、3期中に果たし得なかった課題の取り組みでありますが、これまたたくさんございます。重要性、効率性等を検討しながら、皆さんと一緒に3期中に果たせなかった問題を解決していきたいと思います。

以上で回答とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 前田武久君。
- ○9番(前田武久君) 今、村長から公約が示されました。1期から3期目の計画関係の事業に取り組みたいということであります。先ほど同僚議員からも質問ありました行財政改革、職員の削減等は、当初92名から七十数名というような20名近くの削減を図られ、行財政に取り組んだ実績は認められておりますが、反面、先ほど北條議員からもありましたように、嘱託・臨時職員の増数が図られておると。これは実際、村の雇用対策につながるというふうに見ておりますが、決して行財政に比例されておるかどうか定かではないように考えておりますので、その辺を篤と検討され、今後の課題かなというふうに私なりに感じておりますが、それらについても村長から答弁を願うところであります。

また、ただいま申された舘山整備公園ですか、今年度は県補助事業、資源活用活性化事業というようなものに取り組まれるそうですが、それらの内容等もできればお聞かせ願いたいというように感じております。一番大事なことは、常に村長が申し上げられております重要公約でありますが、村民に対する公平、公正な取り組みが、先ほど申しました村の人事面での採用関係等も村長なりに公平、公正に取り扱っておられるかというふうに考えておりますが、たまたま村民の中から縁故関係の採用がかなり見られるというふうな声も聞かれておりますので、4期目はそのようなことも意識されながら、村民の理解を得られるようなそういう取り組みに持っていっていただきたいなというふうに考えております。それらについてももし心当たりがあればというふうに、村長から答弁を伺いたいというふうに感じております。その他、数々ありますが、随時再質問で伺いたいというふうに感じておりますので、とりあえずその辺についての答弁を求めたいと思います。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 9番、前田議員の再質問でありますが、最初の再質問であります嘱託 の件、嘱託職員16名です。臨時職員が19名。これらの採用が、正職員、私が村長になりまし

て19人の正職員の人数が減っております。今、正職員が73名であります。そのほかに私ら特別職が3名ですから、76名の体制で今、行政をあずかっておりますが、なかなか一挙に20名が減った、これは計画では79人が適正の、類似団体との職員数の整合性の結果、79名が鮫川の正職員の数では適正ではないかという数字をあらわしましたが、なかなか職員が定年前にやめる、こういった方がおりましたり、あと、職員採用がさらなる基準が、私は職員採用試験での採用ですが、これは県の合格点数の平均、これを下回った者は2次試験に臨ませない格好でおりましたから、年によってはゼロのときもありました。

こういったことでなかなか、あといろいろ不都合もありまして、合格点数に達しても県職員とのかけ持ちをやっていた、そういった受験者もおりまして採用がままならずに、こういった理想の職員数より6名が削減の中で、定数不足で村の行政をあずかっているということで、いろいろ嘱託職員の増加や臨時職員、臨時職員と申しましてもほとんどのところは時給であります。1日4時間勤めていない方が多いのではないかと思います。こういったことで職員の削減には十分気をつけて、村民サービスには気を配っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

あとは、今ほど申しました村の景観維持作業の中で、臨時交付金が、これは経済対策の臨時交付金で緊急雇用の事業がございましたが、それがことしからなくなりまして、今度県単の補助金で里山景観の資源活用の活性化事業という名目での事業が提案になりました。これは草刈りするための補助です。舘山公園はご承知のとおり年3回刈っておりますと300万近く必要になります。あとは、いろいろ国道、県道ののり面の刈り払いとか、あるいは鮫川村は6つのそのほかの公園もございます。墓地石山とか渡瀬公園とか遠ヶ竜公園です。真坂農村公園、こういった公園の管理の費用にも草刈りの事業にも充てていきたい、里山景観支援活用化活性化事業が県の事業に手を挙げさせていただいたという説明であります。

3番目の質問でありますが、職員採用で村長の身内とかいうお話ですが、これには全く心当たりがございません。職員採用は今お話ししましたように、ほとんどはというか全てが県の職員採用試験、これで平均点数をクリアしている者、そして2次試験には私を除いて、私は案外そういった身内を採用しやすい性格なものですから、私はまざっておりません。副村長と総務課長、教育長、そんなことで職員採用はさせていただいておりますから、そういった村民の誤解のないように、議員の皆様方のご理解の上、ご承知をいただければと思います。これから先もこういった、皆さんにお叱りを受けないような体制で職員採用には臨んでいきたいと思いますので、何かご不満が、あるいは村民のそういった声が叫ばれるようになった

ときにはご指導いただければと思います。 以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 前田君。
- ○9番(前田武久君) その職員採用については私も承知しており、村長になってから基準に達した点数以外にも採用した。ただ、私言ったのは臨時・嘱託員ですね。そこら辺がかなり思い当たると思うんですが、村民の声、私は村民の声、聞き入れて代弁する立場でありますので率直に申し上げました。そういうことでありまして、これからそのような点についてはご留意していただきたいなと考えておるわけであります。

それで、先ほど公約で1番目、安心して暮らせる村づくりということで、子供の学費無料化、これはどの辺から考えておられるか、ことしから実施に入る気持ちでおられるのか。そのような計画をされているのか、その辺。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) これは、村で今やっている幼稚園の入園料、授業料の無料化であります。これは今、これから継続というお話であります。これから先のこどもセンターの保育園の場合にはまた別です、この辺は無料化は今のところ考えてはおりませんが、この辺も皆さんと相談しながら、こういった子育てしやすい環境づくりには必要な政策ではなかろうかとも考えております。この辺はまだ 鮫川では、ただ、子ども事業には今恐らく1,200万単位で保護者から徴収しているのではないかと思います。この辺は相談しながら取り組んでまいりたいと思います。
- ○議長(星 一彌君) 前田君。
- ○9番(前田武久君) それから、資源活用の件ですけれども、実際今、間もなく青生野の焼 却施設、解体撤去が始まると思うんですが、それらに対しての地元に対する恩恵、そういう ことを考えて、先ほど申されたメガソーラーの支援、それは地元というか、ちまたではその 計画はある程度進んでおるような話でありますが、村への報告とかそれから支援策というの は要請などは来ておるのか、その辺をお聞きしたい。
- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 9番、前田議員の青生野地区のメガソーラー導入のお話であります。 これは、青生野には5つの協業組合がございます。この5つの協業組合、大犬平とか赤小名 とか青生野和協とか、こういった5つの牧野組合員の皆さんが、放牧が不可能になった放牧 場にぜひメガソーラーを設置したいというそういう要望がございましたので、村は積極的に

取り組むような形でおりますが、何せ村の基本的な姿勢は、あそこは阿武隈開発で昭和50年に300~クタールほどの放牧場を国の補助金で、国の開発事業で阿武隈南部総合事業で取り組んだ事業でありますから、できれば、本来なら放牧場に取り組むのが私はベストであると思います。これがああいった放射能の災害により放牧できなくなった、この遊休農地の解消のためにメガソーラーということで、今考えて皆さんに提案をしていただきましたから、村も全面的にバックアップしようという姿勢でおります。

ただ、これは今ほど申し上げましたように、村が積極的にメガソーラーというんじゃなくて、皆さんのそういう提案あったのを村で待っています。ですから、余りいつまで待たせるの、早くこの地区をまとめて村に提案してくださいという、そういう何といいますか後押しはしていません。そちらから来るのを待っています。今、こういう状態ですからその進捗状況はわかりません。

ただ、今、青生野の堀川議員もいらっしゃいますが、聞くところによると、2カ所の事業 所が名を挙げたそうです。その2カ所の事業所を絞る作業が一つは入っている。そういった ことで、その一つに絞りさえすれば村にこの設置をお願いに来ていただけるのではないかと 思います。村は積極的に、青生野地区にはご迷惑をおかけしました。これはその償いもあり ます。支援させていただきたいと考えておりますので、皆様方のご協力もよろしくお願いを 申し上げます。村の土地は46ヘクタールほどございます。それは全て青生野地区の振興のた めに5カ所の牧野組合が総意でメガソーラーの提案をさせてもらいましたから、そちらのほ うに支援はさせていただきますが、事業所を早く見つけていただくということが先決でなか ろうかと思います。

そういったところです。

- ○議長(星 一彌君) 前田君。
- ○9番(前田武久君) これは、村長でもいいんですが、教育長には通告していないんで村長に聞きますけれども、教育関係でそろそろあの地域の統合というような問題も出てくるかなというふうに考えておりますが、その辺は地元の要望とか希望とか話とか、それから村当局、教育委員会あたりもどのような考えを持っておられるか、それについて。
- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 今ほど、これは通告外の学校統合の質問でありますが、せっかくの機会でありますのでお答えを申し上げますと、今、青生野ではそういったお話は全くないようであります。私の4期のこの期間中には、これは積極的に取り組むべき事項かなと考えてお

ります。子供たちのああいった少人数での小規模での学校の成績は今のところ順調に上がっているようであります。ですが、果たしてもうちょっと質を上げるためには、やはり私は統合は必要ではないかと思いますが、あの地区の皆さんは、ああいった学校があるから青生野地区は学校中心にいろいろ事業が催されている、とても大事な施設なんだという冒頭での統合の拒否でありましたから、この辺、それからもう10年近くたっておるわけでありますから、この辺を確認しながら、今期教育長と相談をしながら青生野地区に打診をしながら、地区の理解をいただきながら、できれば村では統合を目指したいなと私は考えております。

ということで。

- ○議長(星 一彌君) 前田君。
- ○9番(前田武久君) 1つ目の最後になりますけれども、これは以前から毎回申し上げている件なんですけれども、「手・まめ・館」の振興公社の立ち上げですか、これはいずれ村長も腹を決めてやるつもりでおるかと思いますが、依然として進捗率が芳しくないということでありますが、その辺の決断、決意はどう考えておられるか、その辺をお伺いします。
- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) これは、前田議員には毎回毎回手厳しくご指摘される事項、事案でありますが、私は振興公社にしなくても鮫川村の農業の振興のために「手・まめ・館」は有効な手段であると考えております。これが、振興公社が適切なのか、あるいはこういった村が支えながらこのままの形で運営していくのが適切なのか、これは4年間のうちに判断しながら推移を見守って、農業振興に「手・まめ・館」の役割をきちっと果たしながらどういった形になるかを検討させていただきたいと思います。果たして振興公社が設立になるのか、あるいはこういった形で皆さんの力をおかりしながら「手・まめ・館」を守っていくか。これは皆さんと相談しながら4年間見守っていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。
- ○議長(星 一彌君) 前田君。
- ○9番(前田武久君) 今の話は当初村長が公約で述べたことだったものですから、私が再三質問しているわけでありまして、その辺で、この4年間村民の負託に応えるべく執行者としての役目を果たしていただきたいと思います。

続いて、2番目に入りたいと思います。上水道の整備と網羅について。

東日本大震災の制限区画により生活用水不足が生じ、いまだに用水確保に苦労されている 住人、不安を抱いている方がいる。不足が生じた際、一般質問でただしており、上水道の推 進、村内網羅を図るべきとの問いに答弁されておるが、当時進められておった事業が済み次 第計画されるものと承知いたしております。具体策をお示し願いたいと思います。当時進め られておったという場所は、石神地区から押野の上地区あたりまでの工事の件が済み次第と いうふうな時期だったと思いますので、その辺、それ以降の経過が過ぎておりますので、そ の件に対して答弁を求めたいと思います。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

## [村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) 9番、前田議員の2つ目の質問、上水道の整備と網羅についての質問 にお答えを申し上げます。

現在、村では条例で指定した給水区域以外での水源5カ所に対し、個人が行う水道施設整備使用を軽減するため、水道施設整備事業により20万円を上限にその費用の半分を補助しています。平成25年度は16件交付しております。26年度は4件の交付になっています。27年度は今5件を予算化しておりますが、現在まで水源の枯渇の相談はないようです。ですから、生活に困るような水源の枯渇はないのではないかと考えております。

水道法により、23年度に変更認可されました鮫川簡易水道事業の統合計画では、水道施設の維持管理費の抑制や水道未普及地域の解消を目的に、総額4億を超える事業費により給水区域の拡張地区として、落合、茅、寅卯平地区を計画しており、施設の老朽化対策として築40年を超える鍬木田配水池の更新を計画しております。これが完成すると水道普及率は5割を超える予定です。落合地区は23年度に、茅地区は24年度から25年度にかけて工事が完了しており、給水が開始されています。26年度から鍬木田配水池の更新工事に着手し、28年度中に完成する予定であります。

今後の国の予算措置の状況にもよりますが、寅卯平地区の拡張工事は29年度に開始し31年度に工事を完了する予定であります。また、同時に隣接する草牛地区から給水要望があり、国の認可を受けての補助の対象としてから給水区域の拡張を実施していきたいと考えています。

また、給水区域での水源枯渇もあり、水口地区の水源が枯れたため、鮫川地区から水を供給するため26年度に岩野草と水口を結ぶ林道に送水管を新設し、村水道の供給安定化を図っています。水源の維持や施設管理費の抑制とともに安定した水道水の供給と効率的な給水区域の拡張を図りたいと考えております。

以上で2番の上水道の整備と網羅についての質問のお答えとかえさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 前田武久君。
- ○9番(前田武久君) 今、村長答弁で村内には水源枯渇した地域はないというふうな答弁でありますが、つい最近、まだ二、三日前かな、まだ完了していないのかな、枯渇してどうしても以前から引いていた用水、簡易水道ですか、それが使えないということで、震災当時からだったんですが、ボーリングをおろされて、まだ供給開始されていないかな、そういう方。それから鮫川でも東部、青生野は大体簡易水道というか村の水道、上水道入っているんですが、東野地区はほとんど入っていないんですね。広畑地域くらいでもって、村の簡易水道は延伸されていないということで、その地区からも要望があります。

私のほうの集落からもぜひそのような延伸を図ってほしいというふうな要望もありまして、 決して、私たちの指導も悪いのかもしれないけれども、そういうことで最近30メーター、ボーリングでおろして費用をかけて供給可能にしたいというふうな事業も行っている一般家庭もございます。できれば村の簡易水道を延伸してほしいなというふうに、以前にも私、一般質問のときにそのような話を申し上げたんですが、あれから数年たっております。そういうことで、ぜひそのような計画をしてもらいたいというふうなことでありますが、それに対して村長どのような考えを持っているかお願いしたいと思います。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 9番、前田議員の再質問であります給水地区の拡張でありますが、これは以前にもお話ししましたが、鮫川村は個別の相談に応じようということに本当はしたんですね。水道の拡張はもうこれでいいだろう、距離が離れているから、それでは集落ごとで5軒、10軒集まってもらって簡易な簡易水道ぐらいがいいのかなという思いで提案しておりましたが、こういった地震後にいろいろ問題が指摘されまして、村の制度は一番安心な事業だということで、皆さんそういった思いになっているようでありますので、今後これらも検討し直していく必要があるのかなと思っております。

ただ、31年までは今申し上げましたように寅卯平、草牛地区が入ります。この後の契約になると思いますので、逐次、皆さんと相談しながらこういった鮫川全域の網羅、恐らく全国でも50%の水道普及率なんていうのは珍しい地区であろうと思っております。全国では97%までが水道設備に恩恵をあずかっている国民のはずです。ですから、その辺もあわせて村で協議をしなければならない課題かなと思っております。

○議長(星 一彌君) 前田君。

○9番(前田武久君) 前回はそのようなことで検討するというような答弁、今回は31年というと任期終わるころだね。だから、やはり生活に差し迫ったものだよね。これはやはり早急に契約に組み入れるような配慮をお願いしたいというふうに考えております。それをもって一応2点目を終わりたいと思います。

次に、3点目であります。

これはちょっと文面を変えたいと思います。機能を果たしていなかった防災無線について。 以前から村当局担当者に申し入れしておりますが、防災無線が機能を果たしておらぬ地区 がありました。高額な費用を投じたときからの指摘事項でありますが、最近まで解決されて こなかったその要因をお聞かせ願いたいと思います。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

#### 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 9番、前田武久議員の3つ目の質問であります。

びっくりしました。機能を果たしていない防災無線ときましたから、たまげましたが、そんな無線あったのかと早速職員には気合いをかけておりました。ただ、これは屋外の無線だそうです。今、事情を説明します。

まず、ご質問の防災行政デジタル無線システムでありますが、このシステムは昭和61年度から運用しているアナログ式の移動系の防災行政無線、平成14年に更新しましたアナログ式の同報系の防災行政無線について、東日本大震災によって一部被災した移動系無線の復旧と国で進める防災無線のデジタル化を図るため、移動系無線を災害復旧施設設備整備事業として同報系無線を消防防災通信基盤整備事業としてあわせて整備したものであります。平成23年度に契約しましたが、デジタル機器の調達が間に合わないため、平成24年度に繰り越し明許の手続をし、25年3月に完成したデジタル化であります。

同報系については、役場に親局を、鹿角平に中継局を置き、村内30カ所に屋外拡声支局、各家庭には戸別受信機を設置いたしました。また、各行政区ごとに役場と双方向受信できるよう無線設備も設置しております。移動系については、役場と鹿角平に基地局を置き、半固定局4局を設置し村内一円に通信エリアを確保し、車載局を村公用車に設置したほか各出先機関、学校には携帯無線局を設置し、非常時の通信手段を確保いたしました。

この防災行政無線のアナログ無線からデジタル無線への移行により一部に戸別受信機や屋内拡声支局でのふぐあいが生じておりましたが、それぞれ個別にふぐあいの解消に努めてき

ました結果、現在ではおおむね機器のふぐあいが解消されてきたところであります。追加設置の戸別受信機等以外で、現在ふぐあいに対する対応をさせていただいておりますのが、今役割を果たしていない官代の地内にあるそうです。官代地内にあります屋外拡声支局、これは現在業者により不都合の解消のために対策を講じているところであります。

なお、国の進めるデジタル化については、本村のような山間部においては条件が悪く、この環境が影響しているものと思われますが、今後もふぐあいにつきましては逐次対応いたしますので、ご理解をいただきたいという係の説明でございましたので、答弁とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 前田武久君。
- ○9番(前田武久君) 先ほど村長の答弁で、おおむね解消されているというのは、おおむねは一部でもって官代地区だけということですね。それで、デジタル化当時から、これ、ふぐあいだったんだよね。それと同時に先ほど、パンザマスト屋外受信機、それだけではなく屋内まで影響しておったわけなんだね。屋外でが一が一び一で一やると、やはり室内もが一が一ぴ一ぴ一鳴ってね。ところが、今回の一般質問の通告は8月21日でしたね。それで村長選が24日。その3日か4日後になったら調子がよくなったんだね。だから、あれ、これは急に直ったなと。3年近くかかったものが何で3日か4日で直ったのかなと。やはり行政の対応が緩慢過ぎたのではないかなというふうに私は。一般住民からも、多分組長から区長を通じて村に要請があったはずなんですよね。それにもかかわらず直らなかったと。実際、3年前から私は担当職員には言っておったんですよね、直っていないと。

これ、村長も承知のように、今度の常総地区、ああいう大災害、あれはやはりそういう防災無線の役割というのは本当に重要なんだよね。家の中でばかり聞いていられないんだね。 パンザマスト数カ所あるのが機能を果たせなかったらば、村民に伝達できない。そういうことは、村長、消防長であるし、村民の命を守る立場であって、十分、先ほど驚いたということですが、やはりその辺もきちんと把握されるようなことでもって、これから行政執行していただきたいと考えております。

それで、業者が今対応しておるそうですが、その業者は以前デジタル化を図った業者なんですか。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 係の、メーカーとかは私は承知していないので、担当課より説明をいたさせます。

- ○議長(星 一彌君) 総務課長。
- ○総務課長(石井 哲君) それでは、お答えいたします。

先ほどの、以前からの同じ業者かというご質問でございますが、業者については同じでご ざいます。

それと、前から何度も対応するようにということで担当のほうに言われたということで、 担当のほうも問い合わせしましたところ、それについても対応してまいったということでご ざいますが、今回、今ちょっとやり方を変えて空中線というのがあるんですが、空中線の方 向をデータの強い、実際には直接、本当は中継局のほうを向けるんですけれども、そうでは ない方向に向けて調整したところ、現在のような状況になったということであります。その 場所場所によって、鮫川のような中山間地域については、このデジタル行政無線自体がなか なか難しいということもあったんですけれども、そういったことで個別に対応させていただ いておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(星 一彌君) 前田君。
- ○9番(前田武久君) 3年前、私はデジタル化を図って終了された時点で、こういうふぐあいがあるんだけれども、その工事費用は払ったのかと聞いたところ、いや、既に払いましたというようなお答えだったんですが、私はそれに対して、これはちょっと行政のする仕事じゃないなというふうなことを考えておりました。今回、その事業費は払えるんですか。
- ○議長(星 一彌君) 総務課長。
- ○総務課長(石井 哲君) これは業者との保守点検業務の中に入っておりまして、それはこの範囲内でということで対応させていただきたいと考えております。
- ○議長(星 一彌君) 前田君。
- ○9番(前田武久君) では、完全に機能が対応できるような工事を終了されるよう希望いた しまして、一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

◇ 堀 川 照 夫 君

○議長(星 一彌君) 次に、2番、堀川照夫君。

[2番 堀川照夫君 登壇]

○2番(堀川照夫君) 今般の9月定例議会におきまして、次の1点の一般質問を行います。 畜産振興における繁殖牛の農家の支援策について質問いたします。 鮫川村の畜産は繁殖牛を主として経営しております。現在、子牛の価格が高騰し、出荷する農家は経営が安定していますが、逆に繁殖牛の子牛の導入については大きな負担となっております。本村の繁殖農家の支援策として、次の各点について村長の考えを伺います。

- ①肉用繁殖牛導入助成金を近隣の町のように引き上げるべきと考えますが、いかがですか。
- ②優良系統の種が高騰しておりますが、共同購入や種代への助成を実施し、農家の負担軽減の支援策をする考えはありますか。
- ③畜産農家の高齢化が進んでいるが、今後の畜産振興に向けた担い手育成政策について伺います。
- ○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

## 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 2番、堀川照夫議員の一般質問についてお答えを申し上げます。

肉用繁殖雌牛の導入助成であります。今年度は畜産生産振興対策補助金として乳用牛も含めまして繁殖の元牛購入費用に、1頭当たり1万5,000円、30頭分で45万円の予算を計上しております。この補助金は農協などの畜産団体を通じて各農家に交付される、昨年度は乳用牛2頭に3万円、肉用牛は28頭でありました。28頭に42万円、元牛の購入費補助として交付されました。参考までに東白川郡内の助成金額は、棚倉町が1頭当たり8万5,000円、塙町は1頭当たり新規購入の場合は5万円、自家保留牛の場合は3万円、矢祭町は1農家20万を上限に10万円の助成金があります。当村は近隣より低額でありますが、このほかに肉用育成牛購入資金貸付事業、優良肉用繁殖雌牛導入基金による資金の50万円の5年間無利子貸し付け、家畜市場への輸送経費補助1頭当たり1,000円、ヘルパーを依頼した場合1頭当たり2,000円の助成、アカバネ病予防注射の1頭当たり890円の助成、そのほかに原発事故によって汚染されました装置の除染対策に取り組んでおります。

以上、単独費用で肉用牛振興対策を講じておりますが、長期的な観点から、自家保留牛による規模拡大によって高収益の畜産経営を発展していけるよう現状対策を継続したいと考えております。ただ、随分元牛が上がっているんですね。この辺、今年度はこういった1万5,000円の支援でありますが、次年度以降は検討していただきたいと思います。ただ、今年度はこういった予算化もありますから、我慢していただきたいと思います。

2つ目の凍結精液購入費の助成です。凍結精液購入先は広域団体法人福島県畜産振興協会 と個人販売の2つの販売元があります。福島県畜産振興協会は福島県で育成した基幹種牛の ほか、各県で検討済みの優良種牛の精液を扱っております。販売価格は1ストロー当たり 1,350円から1万1,000円で、これに取り扱い団体の手数料が10%ほど加算となるようであります。次に、個人販売において販売価格の上限はありませんが、既に種牛が死亡している希少性のある精液が主に流通しているようです。

子牛の値段は優良な種牛によるものと言われておりますが、最近の市場の常識は発育など総合的に判断され、種牛別の販売価格の格差が縮小されたのではないかと思います。平成27年8月、牧牛市場の平均価格は去勢牛で約70万2,000円、雌牛で62万1,000円となっており、種牛による格差はわずかであります。希少価値のある凍結精液は高額でありますが、公的機関で販売しているものは平均1ストロー当たり5,000円前後で購入できますので、希少価値がある凍結精液以外について、これら費用負担は課題とは考えにくいと思われます。補助金に頼ることなく畜産農家みずからコスト低減をお願いするところであります。また、凍結精液の共同購入は価格の優位性が得られないことなどの問題点が存在するため、現在の体制での流通が適切と思われます。

3つ目の担い手の育成対策ですが、本村において後継者問題とあわせて深刻な問題であります。中山間地域の農業は高地の条件などで規模拡大や農作業の省力化が困難で多くの手間がかかります。このような状況の中でも、自給飼料の活用による畜産経営が軌道に乗っている地域もあります。しかし、小規模の畜産農家は減少傾向にありますが、経営の大小にかかわらず、国の施策である経営所得安定対策による自給飼料の確保支援や村の単独事業の活用など、畜産経営が安定できるよう支援する考えであります。

以上で、2番、堀川照夫議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 堀川照夫君。
- ○2番(堀川照夫君) 再質問はいたしませんが、今後ともこのことについてよろしくお願いしまして、あと、今参考までに鮫川村での全体合計の頭数に対して、115軒が繁殖農家に携わっております。 1 頭から 5 頭飼いが73軒、6 頭から 9 頭飼いが15軒、10頭から19頭飼いが17軒、20頭から29頭が4軒、30頭から39頭が3軒、40から49頭が1軒と、50から59頭が1軒、60頭以上、これは100頭というのが1軒。それで頭数的には8,097頭いまして、これだけの数量がある鮫川村の畜産農家でありますが、経済効果には秀でておりませんので、今後とも畜産農家の方々に力を入れてくださいますようお願いをいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

◇ 関 根 英 也 君

○議長(星 一彌君) 5番、関根英也君。

〔5番 関根英也君 登壇〕

○5番(関根英也君) 第6回の定例議会におきまして、2問ほどの質問をさせていただきます。

まず初めに、鮫川村の基幹産業であります農業、畜産の振興について伺います。

今、農業規模拡大するにも新規に農業を始めるにも膨大な資金が必要で、なかなか参入できないのが現状であります。村では公設民営で大型ハウス栽培を提案するとのこと、今後の村の農業振興にとって本当に大切で必要なことと思っております。この公設民営を畜産振興のためにも適用していただきたいと思っております。

去る7月26日の福島民報の一面に、最先端技術で牛繁殖、県が個体管理システムを開発し、 共同農場制度を支援する。30年度には阿武隈高原に小規模のモデル事業を設け、そして成果 を示し、その上で1カ所当たり繁殖牛300頭程度の管理を想定し、整備費、繁殖牛の購入費 も含め、県が大半を助成するとあります。本村の基幹振興のために、ぜひこの事業に参加し ていただきたいと思っております。

村では除染も終わり、放射性汚染物質の減容化も完了しており、この事業を県に認めていただくには最適だと思っております。モデル事業を含め、事業の導入をぜひ進めていただきたいと思いますが、村長のお考えを伺います。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 5番、関根英也議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、公設民営の大型ハウス栽培の推進の件ですが、本村の農業振興並びに鮫川村の農業を発展させたい、園芸施設を導入し新たな分野にチャレンジしたい、農業で自立した経営を行いたいをキャッチフレーズに産業興しのプロジェクト構成員をことしの6月に回覧により募集をさせていただきました。その結果、20代から40代までの男性6名の応募がありました。この中で株式会社三菱総研研究所をアドバイザーに迎えて、冬期間でも出荷できる作物の生産体制の確立を図るため、事業計画づくりの検討を行っております。村内のバイオマス資源を活用し、地球環境に負荷のかからないエネルギー循環型社会の構築を目指すことから、施設園芸作物の推進を第一に、その後、農業全般について検討する考えでおります。

次に、県のモデル事業参加ですが、平成27年7月26日付の福島民報の一面記事では、福島第一原発事故による避難区域の畜産再生に向け、牛の繁殖の最先端技術を活用した共同牧場の整備を支援するとのことであります。構想の概念は、平成28年度から牛の受精適期の把握、給餌の自動化、個体管理システムの実証、哺乳用作業のロボット、畜舎の整備、さらに繁殖牛の購入費用も含め初期投資の大半を福島県が補助する方針となっております。将来的には市町村の所有者や既存の牧場を活用し、繁殖牛300頭程度の規模を十数カ所拡大させたいとの内容であります。この事業の内容を福島県に確認したところ、新聞報道の畜産振興対策は避難区域の今後の個々の対策を検討している段階であるとのことであります。今後、県の畜産振興対策を注視しながら、当村でもぜひ取り組める事業に積極的にアプローチしながら対応することを努めます。

以上で、1つ目の関根議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 関根英也君。
- ○5番(関根英也君) この事業におきましては、まだ県でも計画段階だと思いますが、阿武 隈高地に十何カ所点在させる。やはり鮫川村も一応、避難地域ではありませんが被災地でご ざいます。どうか村長さんの政治力をもって、ぜひこの鮫川村に事業の導入をお願い申し上 げます。

それでは、2点目の質問に入ります。

繁殖率の向上と分娩時の事故防止、労働力軽減についてお伺いいたします。

現在、本村には約1,000頭の繁殖和牛が飼育され、約700頭ぐらいの子牛が生産されている と聞いております。自家保留を考えると600頭強の子牛の販売かと思われます。繁殖親牛に 対し80%ぐらいの子牛販売が理想とされています。繁殖率が低いのは、発情の見落としや分 娩時の事故のためと思われます。

通常、牛の発情は夜の10時ごろに始まり朝4時ごろに終わると言われています。また、分娩前の1週間前ごろから事故防止のため深夜の観察が欠かせません。大変な重労働になっております。

繁殖率の向上や分娩時の事故防止のため、発情発見装置や分娩時間を知らせる装置を導入 すべきと考えています。大変高価なものでありますので、村から助成金などを出し、導入を 推進すべきと思いますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

# 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 5番、関根英也議員の2つ目の一般質問にお答えを申し上げます。

牛の繁殖率向上及び分娩時の事故防止は、畜産経営上最も重要な要素であります。議員のおっしゃるとおり、牛の発情期間は短時間で、発情の見逃がしも多いのが事実であります。また、分娩も昼夜にわたり牛の観察をすることは容易でなく、生産ロスにつながるとも懸念されるところであります。そのような中、情報通信技術を用いた分娩監視システムや発情発見装置が開発され、農家の作業負担の軽減と生産ロスの低減が期待されているところであります。

分娩監視システムはさまざまな種類がありますが、主に監視カメラで牛を観察するタイプ、 監視カメラとセットで陣痛時の回転運動を検知するタイプ、分娩開始24時間前に牛の体温が 低下することを利用した体温を感知するタイプがあります。

次に、発情発見システムは、発情時に歩数がふえることを利用した万歩計タイプ、発情時の体温変化を検知するタイプがあります。おおむねの費用につきましては、繁殖牛30頭規模で分娩監視システム導入する場合、監視カメラだけだと10万から30万円前後、体温を検知するタイプでは40万から60万前後となります。発情発見システムは40万から100万程度のようです。

本村でも監視カメラの利用や体温検知タイプを利用した分娩監視システムを設置している 農家からの情報では、見回り作業が相当軽減されているとのことでした。福島県やJAなど は情報通信技術を活用したさまざまなシステムを検証しているようであります。また、各機 関の状況を確認の上、効果が確認できれば夜間の見回りや生産ロスが軽減され、ひいては後 継者対策の一翼を担うと期待されます。

したがいまして、個人で本システムの導入に当たっての支援は利用形態や効果などを総合 的に判断するべきと考えております。

以上で、2つ目の質問に対する関根英也議員への回答といたしますが、これらの機械器具の、もうちょっと確認をさせた上で、皆さんと相談しながらの支援になろうかなという思いでありますので、お答えとさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 関根英也君。
- ○5番(関根英也君) この説明は、まだできて新しい部分もありますので、ぜひとも今後畜 産農家の繁殖率の向上また労働力の軽減のために、ぜひ今後、村のほうで考えて応援してい ただきたいと思います。

#### ◇ 関 根 政 雄 君

○議長(星 一彌君) 8番、関根政雄君。

関根政雄君。

#### [8番 関根政雄君 登壇]

○8番(関根政雄君) 今般の9月定例議会におきまして、次の2点の一般質問をさせていた だきたいと思います。

第1点目、村内の観光案内板と集落間の案内看板施設の設置についてであります。

本村もいよいよ秋の行楽シーズンを迎えます。鹿角平観光牧場や「手・まめ・館」にも多くの観光客が訪れる時期となりました。また、年々村内外から訪問者がふえる中での、各施設や集落の位置が全然わからないという声を多く聞く機会があります。特に、来村者が多い「手・まめ・館」に全村の案内板の設置が必要と思います。また、集落間を結ぶ分かれ道等への案内板が設置されていれば、来村者に優しい村として、村づくりが確立できるものと考えております。

観光客や来村者の魂に響くような美しい里山にふさわしいおもてなしの心を備えた村こそ本当のまめな村として高く評価されるものと思われます。これらの観光振興と村内の案内板 設置について村長のご所見をお伺いいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

## 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 関根政雄議員の最初の質問にお答えをいたします。

村では、平成10年度から12年度に町村境、交差点、主要道を中心に総額2,000万円で43基の案内標識を設置しております。平成10年度には大型の案内標識7基を町村境に設置しました。平成12年度には中型の案内標識19基を交差点などを中心に設置しました。平成12年度には主要道路沿いに案内標識17基を設置しました。このほかにも朝日山登山道の案内板、強滝や江竜田の滝の案内板、鹿角平観光牧場大型案内板、クロスカントリーコース案内板等を順次整備をしてまいりました。

「手・まめ・館」の総合案内板の設置につきましては以前から要望があり、必要性を感じていたところですが、今般、震災復興基金を活用して設置を計画し、本議会に補正予算案を

提出させていただいたところであります。これにあわせて既存の案内標識の設置効果などを 検証し、予算の範囲内でさらに必要なところがあれば設置したいと考えております。

鮫川村はとても、よく浅川町の山白石道を覚えたら人は死んじゃうよという、死ぬまで覚えられないという、そんな難しいところでありますが、鮫川も負けずに大変難しいところであります。までいに丁寧に案内板を設置するには相当苦労が必要であると思いますが、設置する人が鮫川を熟知している人が設置するんですね。ですから、なかなかよそから来た人にきめ細かな、丁寧な案内板の設置というのはなかなか難しいと思います。皆さんで相談しながら、本当に温かみのある、今回こそ、ああ、鮫川はわかりやすいな、どこに行ってもしっかりした案内があるなとそういうふうな、よそから来た人の目で案内できるような標識を検討させていただきたいと考えております。これは補正予算に提案させていただいておりますから、どうぞご検討、予算に賛同いただきますようにお願いを申し上げ、関根議員の質問への回答とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 関根政雄君。
- ○8番(関根政雄君) 今回の補正予算で総合案内板の設置ということの計画ということでありますが、来村者にとってみれば大変、まず、「手・まめ・館」とか鹿角平においでになられると、村の観光施設ってどこですかと必ず聞かれます。私どももどこからおいでですかとお声掛けさせていただくんですけれども、これから、村の観光地ってどこですかと必ず聞かれますので、大変便利というか来村者に優しい案内板を期待しております。

全国の各地を、各中山間歩きますと、案内板がきちんとしている村、町、案内板がなくても非常に感銘を受けたのは、道案内をしますという看板がある町があります。これは非常に心を打ちます。そのお宅にお邪魔して道を聞くという大きい看板が、商店、公共施設にあるところもございますので、そういった村づくりの理念として、まめとは真心だと第4次振興計画に載っておりますので、そういった心遣いも必要となると思いますので、案内された人に非常に親切だったというような村づくりもこれから必要だと思います。

実は、村長、こちらは西山地区の小字の案内板です。これは十数カ所ございます。私は今までずっと便利だなと思って、西山の道って複雑なんですけれども、こういった水口、折戸、岩野草、余所内という、こういう案内板も実はあります。これはこのように鮫川村と打ってあるもの、村が設置した案内板だと思いますが、これ非常に、いつごろできたのかわかりませんけれども、便利だと思います。この案内板の経過、それから設置の経過、おわかりでしょうか。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 私は知りませんので、担当課より、課長。
- ○議長(星 一彌君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(小松 毅君) すみません、ちょっと調べないとわからないので、ちょっと 申しわけありません。
- ○議長(星 一彌君) 関根政雄君。
- ○8番(関根政雄君) ちょっと経過がわからないということですので、それはよろしいかと 思います。これは、私も調べておりません。ただ、地元の要望あって村が設置したものであるかと思います。これは間違いなくプロの看板屋さんがつくられた案内板であると思うんで す。基礎がしっかりしていますし、多分20年くらい経過しているのではないかということで す。

[「この標識について正式に調べてから」と言う人あり]

- ○8番(関根政雄君) 私は、ここまで高価なものというか、これは村内に数百カ所設置した ら大変だと思いますけれども、わかる課長いらっしゃればご答弁お願いします。
- ○議長(星 一彌君) 農林課長。
- ○農林課長併任農業委員会事務局長(村山義美君) 余りはっきりした記憶ではないんですが、前に本郷栄治さんがいたころつくったんじゃないかと思うんです。あの看板は水口とかそういう、違うかもわからないですが、そのころだと思うんです。西山ばかりじゃなくて、ほかの地区も結構あるんですね、そういう小さい看板。
- ○議長(星 一彌君) 関根君。
- ○8番(関根政雄君) 西山ばかりでなはいということですので、注意しては見ますけれども、 実はこういうことがありました。実は、私の家を聞きに、西山のある商店で聞いたらば関根 君の家は説明してもわかんねえから、行かねえほうがいいぞと。これは正直な優しさと思い ます。皆さん、お宅が幹線道路にある村長のうちだったらわかりますけれども、やっぱり村 内は点在していますので、決してその家までは探せば来られるんですけれども、まず歩いて いる人もいません。

ですから、ここまでの高価な看板は幾らかかるか、多分数千万かかるとは思いますけれども、私の提案として、ここまでの看板設置が予算上措置がのれないのであれば、材料支給をして看板の素材だけを木でつくって、集落の人に何カ所必要か、そしてこの字を集落の人に白ペンキで書いてもらって、それを我が家とわかるところに設置する。こういう材料支給の

看板、さっき村長も答弁いたしました、心が通じているおもてなしをしたいと。そして、地域の方がやはり自分で設置したところは草刈りの邪魔になるなんて言えませんから。ですから、そういう材料支給の看板づくり、これもひとつご検討いただきたいと思いますが、それが本当のまめな村づくりの真心だと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 実は、私もつい最近の話です。NHKの番組の中で、朝でした。私は東京出張でたまたま見ていなかったんですけれども、えごまの里で、下郷と一緒に、下郷の放送までは私、朝見ていたんです。下郷の放送終わったときに、えごま鮫川でもつくっているわと言って、食堂に飯食べに行っちゃったんです。その後の放送が鮫川だったそうです。鮫川の落合の我妻さんが放送されたということで、群馬県の人がそれを見ていて、群馬県の群馬信用金庫に勤めていて、退職して2年目ぐらいの人だそうです。夕方3時ころ、私の目の前を、私、角口に出て、何かあったらば、たまたま土木事務所の人が休みに来てうろうろしているんだと思って、ちょっと声をかけた。家の前で徐行したものですから。プリウスです。休みですかと声かけたら、土木事務所の人じゃなくて群馬県ナンバーだったのね。しようがねえな、言っちゃったんだから、休んでいってお茶飲んでもらったらと、いや、実は鮫川初めてなんだと。群馬県から来たんだと。落合の我妻さんのところに行きたいんだけれどもどこだべと。

そんな相談を受けて、私はことしも鮫川村えごまづくり、これは年寄り、高齢者に生きがい対策づくりで栽培をお願いしている事業なんだということで説明しながら、そうです、関根政雄君の家、どこだべ。落合の我妻トシコさんの家、日本語でしゃべるのは難しいね、案内するのは。私、案内するからと言って行ったの。そして立て看板見たら、恐らく米屋さんですかと言ったら、そうだと言って、福島県の米おいしいんですよね、とても米おいしいよ、新潟のほうに負けねえんだ、1俵売ってもらえねえかと言ったら、行くし、白米1俵幾らだと言ったら30キロです。1袋6,700円ですと言ったら、ええ、そんなに安いの、じゃお釣り要らねえからって7,000円よこして、1つ譲ってくれということで、300円ばかりでしようがないからお釣りやりましたけれども、それで米屋さんで案内しました。

そしてトシコさんのところに電話したんですけれども、我妻トシコさんの電話わからない。 職員の我妻正紀君のところに電話したらば、そうしたらきょうは子供の学童野球で青少年広 場にいますから、私まだ帰れません。じゃ、課長のほうで言わせておけ、そうしたら、電話 したら連絡とれたそうで、母ちゃんが自宅で待っていますということだから案内して行った。 そして、えごまの栽培を見て、この方がえごまの葉っぱをキムチで漬けるととてもおいしんだと。私の、群馬県の近くに朝鮮から来ている人がいて、この人がえごまの葉っぱをキムチに漬けて売り出しているんだと。こんなのをやってみてはいかがですかという、私、米屋で300円もうけさせてもらったから、米1袋にタオルくっつけてやったから、私の大樂米肥店の住所ついているのね、それを送ってよこしたの。そして、たまたまトシコさんが、今案内した人は鮫川の村長ですよと言って教えちゃったらしいんですね。そんなことでつき合いが始まりました。

こういったことが、鮫川は結構、駐在さんのところとか信号機の付近でうろうろしている 車がありますよね。こういったことで、ぜひ皆さんちょっと声をかけるとそういったつなが りで、ささやかな村づくりの役に立てるのかなという思いでおります。こういったとても温 かい道案内というのはとても大事で、今、関根議員のお話しのとおり、心のこもったそうい ったサービスがとても大事な、行き渡っている、案内標識もそうです。そういった心あふれ る案内をいかにできるか。

そういったことで、いろいろ検討させていただきたいと思いますので、回答にはなってないかもしれないけれども、こういったことでぜひ、皆さん方からもぜひ提案がありましたらば、課長に提案して、今、農林課長がおっしゃいました、本郷栄治さんの、あの提案した今もなお立っている、亡くなってからもう20年ですよね。こういったものは残っている、立派な案内標識板だと思います。こういったものをまねしながらきめ細かく、これはちょっと金かかるかもしれないけれども、災害復興資金があります。こういったことで利用しながら思い切って、課長、お願いします。返事した。大丈夫です。やらせてもらいます。

- ○議長(星 一彌君) 関根君。
- ○8番(関根政雄君) 前向きなご検討をひとつお願いして、まめな村にふさわしい、心が通ったそのようなおもてなしの村づくりをさらに推進していただくことをご期待いたします。 それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

この質問につきましては、私、再度、前々からも定例議会で一般質問をしておるものですが、村内の総合的産業の担い手の育成支援についての再度のご質問であります。

大樂村政は4期目のスタートとなり、第4次振興計画に沿った新たな村づくりをつながりで支え輝く村づくりと位置づけております。本村の経済を支える総合的な産業は、後継者となる新たな担い手が育成されない限り、継続的な経済発展は望めません。商工業や農業の将来を支える担い手育成と新規就農者や若手起業者への支援策について、村独自の支援策を講

じるべきと考えておりますが、村長のご所見を伺います。

また、今年度、施設園芸の導入を計画しておりますが、施設を運営する人材の募集、それから人材の育成、これらの計画についてもあわせてお伺いをいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

#### 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 8番、関根政雄議員の2つ目の質問であります農業振興についてでありますが、本村の農業を支える担い手として、農業経営基盤強化促進法第12条第1項によりまして、将来にわたる農業経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有し、地域の農業振興を図り、かつ地域住民に信頼される方を農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の基準に適合する方47名までは認定農業者としております。しかし、このうち後継者のいる方は10人前後で、近い将来後継者不足が危惧されているところであります。

後継者不足の要因は、中山間地域の農地集約の困難、農産物価格の不安定、農業に魅力を 感じない等、さまざまな事由が考えられます。このため、農業後継者については、国の支援 対策である新規就農者の経営が軌道に乗るまでの期間、最大5年間、年間150万が支給され ます。これは親元に就農する方や県の農業短大等へ研修の際についても支給されます。現に 今年度神奈川県から29歳の男性が新規に就農し、今回の補正予算に青年就農給付金150万円 の予算を計上したところであります。

また、農業担い手対策は、国からの支援は手厚いため、各経営体別に資金面や設備投資に対し個別の相談に乗ることにいたします。

したがいまして、各経営体の技術供与を基本に国・県の有利な制度を活用し、担い手対策 及び新規就農者への支援対策として考えております。

次に、商工業者に対する、若手起業家に対する支援でありますが、鮫川村人口ビジョン及 び総合戦略重点事業の中で、村の小さな仕事興しを支援する村民ビジネスプラスコンテスト を村内に所属している業者に対し新たな創業を支援する創業支援制度を設立、村内に来てい る企業の人材採用を支援する既存企業の採用、育成支援などの施策を検討中であります。

次に、施設園芸の導入計画ですが、昨年度、地域づくりを支援する株式会社三菱総研研究 所から再生可能エネルギーを活用した地域活性化事業の提案を受けました。事業は各地域の 成功事例を参考に公設民営で整備した園芸施設野菜の提案でありました。具体的には埼玉県 の越谷市で実施いたしました観光イチゴ園です。越谷市が農地の集約を図り、農業施設を設 置し就農者に貸し出す事業であります。この提案を受けて今年度に鮫川バージョンの実施、 実証計画をつくる計画であります。

本年度は計画づくりのため、鮫川村の農業を発展させたい、園芸作物を導入し新たなチャレンジをしたい、農業で自立した経営を行いたいとの募集内容で、6月15日全戸配布で計画づくりの組織として産業興しのプロジェクト構成員を10名募集しました。その結果、20代から40代までの6名の方が応募されました。第1回の会議は7月28日に行い、計画の方向性について議論をしました。第2回の会議は昨年度、三菱総研研究所から紹介ありました越谷市のいちごタウンを視察研修しました。公設民営は新規導入者にとっては就農しやすい環境であったようです。今後、導入に当たってはさまざまな作物を研究し、当村で取り組みが可能な事業が何であるかを模索し、一つでも多くの成功事例を構築する所存であります。

また、施設の運営についてはこれから検討を進めて行く段階でありますので、ご意見を伺いながら検討しているところでありますが、なかなか農業で自立をというのは容易でないと思います。恐らく大型ハウスでの栽培、イチゴになるかキュウリになるかトマトになるかわかりませんが、2年ぐらいまでは、研修期間中までは、鮫川村で恐らく給料を準備しなくてはならない。給料を払いながらお勉強してもらう、こういったことが農業後継者の育成になるのではないかと考えております。いろいろ生産費割れしているような現状の中で、大変、農業を目指していく青年は数少ないと思いますが、こういった勇気のある青年をぜひ皆さんも育てて村の農業を守っていきたいと思いますので、なお一層のご協力とご理解をお願いするところで、答弁とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 関根政雄君。
- ○8番(関根政雄君) 農業に関する、認定農業者47名ということで10名の担い手がいるということでありますが、これは10名しかいないということよりも10名もいるということで、これは前向きにこの担い手、後継者を育てていく支援が必要かなと思います。また、新規就農も踏まえた事例が、住んでおられながら、伊藤君ですか、一生懸命やっております。しかしながら、基幹産業である農業を経営して自立して生計を立てるということが、他産業よりも手取りの年収が、何かほぼ匹敵する収入が確保できないとならないと思います。

また、もう一つは、経営する青年、経営する方の農業に対する理念というか考え方が必要かと思われます。6月15日にプロジェクトチームができ上がり、また検証を重ねるということでありますが、三菱総研のプロの方々、コンサルの方々の声もよいかと思います。しかしながらまた、近隣町村には専業農家として、また本村内にも専業農家としてきちんと生計を

立てて、世界に羽ばたく園芸家もおります。野菜、花卉、それからその他もろもろの世界に 羽ばたく方々もおります。こういった方々の修練を通した受講、セミナーを定期的に開催し ながら、やろうとする若い人たちに技術の研修とあわせて、考え方、これからの農業の考え 方、あと鮫川の立地条件、気象、こういったものを総合的に勉強していただくような、こう いった講座、セミナー、これを重ねていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 8番、関根政雄議員の意欲を持った青年に研修の場を与えて育成する べきだというお話でありますが、そのとおりだと思います。三菱総研はそういった技術指導 までしていただく思いで選ばせていただいたというのが現実でありますが、第1回目のお話 のときに、もの売り的な中身が見られましたものですから、そうではなくてもうちょっと研修に力を入れて、あるいは市場に力を入れた講習会にしていただけるようにお願いしたところであります。

やはり意欲的に大きなビジョンを持って、そして知識を持って栽培に取り組む。そして誇りを持てるような農業者になっていただく。生計を自立できる。こういった夢を見てモデル的な鮫川の農業、指導者になっていただく大型ハウスのプロジェクトでありますので、こういった皆さん方のご指導も当然、あと、近隣町村には、特に矢祭あたりには花卉栽培で日本のトップを走っている生産者もいます。こういったところを研修しながら、そういった意欲的な生産活動を見習って、ぜひ負けない起業家をつくっていきたいと思いますので、お力添えをお願いしたいと思います。

回答とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 関根君。
- ○8番(関根政雄君) 次に、青少年のころから、子供のころ、また今回は村内で中学生のインターンシップがありまして、多くの子供たちが村の事業所、商店にて勉強しております。 鮫川流の総合的な産業教育というか、そういった子供のころからの、農業にかかわらず村の産業の知識を習得し、さらには特に農業に関しては自分たちが生産をしてそれを確保して売る。ここまで責任を持たせるくらいの、教育委員会主導ではなくて村の産業の担い手づくりの一環としての学校と、また、教育委員会と連動しながら、そういった青少年のうちから村の産業へ理解を深める、そして体験をしていく。また、それを売ってお金を得るというような農業体験も必要なのではないかと思います。

特に学校には総合学習とかさまざまな学習のプログラムもあります。今回、商工業に関し

ては若手起業家もビジネスコンテストのようなこういう企画があると聞いておりますので、 安心しております。青少年含めた中でのそういった村の将来の担い手づくりを今からやるの が大事な人材育成と思いますが、村長のご所見、お聞かせください。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 8番、関根政雄議員の将来を担う子供たちに村の基幹産業である農業 に誇りの持てるような教育というおただしであると思います。

私は今、小学校で協力いただいているのは、豆づくりは実際に豆を最初から収穫、そして加工までの6次産業化を、あれ、学年としてやっているんですかな。そういったことで体験させていただいている。ただ、小学生も、5年生ですか、米づくりをやって秋の収穫祭には餅をついて食べているようであります。こういったことが子供たちの誇りに、あるいは農業の理解につながっているんではないかと思いますが、さらに村の農業を知っていただく、農業の大切さを、食糧を生産している農家の実態を知っていただく。こういった産業に誇りを持っていただく。そういった教育が必要であるということでありますので、なお一層教育長を中心に学校側にお願いをしながら今、各学年で、恐らく4年生、5年生、そんな単位で豆づくり、あるいは米づくりの経験を1回は学んでいるようであります。こういったことで、さらに深めるという指導も検討しながら、子供たちに村の基幹産業を大事に思っていただけるような教育に向かっていきたいと思います。

回答とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 関根君。
- ○8番(関根政雄君) 先ほど同僚議員の答弁の中に鮫川創造塾を開講したいという、人づく りの一環だと思いますが、このような計画もあると答弁を受けましたけれども、村の将来を 背負う大事な人材育成、これは絶対手を抜いてはならないことであるし、行政に任せること でなくて、我々村民も地域力も合わせて担い手を育成する必要があるかと思います。

一つはあと、女性、それから若い人たちがやろうとする機運を立たせる自主性を重んじた 団体、それから研修等々。先ほど、これからまた研修に行くというこのプロジェクトにもあ りましたけれども、総合産業の中で農業を経営されている若い方々、当然従事している女性 の方々、あと、商工業の女性の方々、若手の青年部の方々、それにプラスして役場職員の若 手、中堅の方以下の若手の方々、こういった方々でまず、みんな村民ですから村の産業をど うするんだということを交流も深めながら話を持って、そして自主的に研修に行きたいとい う計画があれば、その一部負担を、お前ら行ってこいと。そして、帰ってきてから報告会を やれと。それを村に生かしてもらいたいというような、担い手育成基金を取り崩しても、そ ういった新年度以降、事業計画を計画されてはいかがでしょうか。村長、最後にご所見お願 いします。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) まず、私は鮫川村の農業を大事に思っていただく、そして、知っていただく事業に、皆さん先日研修に行ってきました市民滞在型の農園、クラインガルテン、これが大きな役割を果たしていると思います。このクラインガルテンに都市での生活で土に親しみたい人、特に北区の食生活改善推進委員の皆さんにどうですかと声をかけて、できれば二、三組そういった滞在型農園に、滞在型農園というのは恐らく1年のうち30日ぐらい鮫川で生活してもらう、そういった条件をつけると思います。こういったことで生産して活動に入ってもらい、それを農家の人たちが指導してやる。こういったことで、そういった農園に入って子供たちが一緒に学ぶことによって、何もよその地域に行かなくても市民滞在型農園で学習できたり、あるいは鮫川村には幸い農家民宿が10戸近く皆さん頑張っております。この農家民宿にお世話になりながら、その農家民宿はほとんど田んぼとか畑を持っていると思います。1反歩ほどお借りして、うちの畑で、うちの田んぼで生産活動をやってみない、経験してみないというそういった趣向で鮫川流のクラインガルテンで、農家民宿を利用したこういったもので、他の地域に行かなくても十分いろいろ体験できるし、すばらしさを実感できると思います。

もちろん、関根議員の言うように先進地の視察研修も効果があると思います。こういった、 鮫川村も研修地に選ばれるような、そういったモデル的な事業をぜひ皆さんと一緒に立ち上 げていきたいと思いますので、ぜひご協力とご理解をお願いして、後継者育成にも必ず役に 立つ事業だと思っておりますので、ご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 関根君。
- ○8番(関根政雄君) 時間が来たようでありますので、担い手育成、本当にみんなで手を携えて、そしてまた、村の宝物である子供の力も、村を愛する人たちをふやすというのが将来の我が村にとって大事なことだと思います。人材育成を惜しまない計画または予算づけを期待いたしまして、私の2点の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

◇遠藤貴人君

○議長(星 一彌君) 1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番(遠藤貴人君) 今般、9月定例会において次の質問をさせていただきます。

鹿角平観光牧場の縦貫道路拡張についてです。クロスカントリーコースや宿泊施設のコテージも完成し、今後は総合スポーツ型施設として期待される鹿角平観光牧場、来月には観光 産業の主幹である高原の鮫川うまいもの祭りが開催されます。

ことしで28回目を数え、2,000人の集客を誇るまで成長した村最大のイベントですが、参加者の大きな懸念になっているのが牧場内を縦貫する狭い道路事情です。ところどころに待避所等が設けられてはおりますが、うまいもの祭りや総合スポーツ施設をより一層飛躍させるためには、車両の往来がスムーズになる道路の拡幅が絶対に必要であると考えます。村長の考えを伺います。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 1番、遠藤貴人君の一般質問、鹿角平観光牧場の縦貫道路の拡張についての質問にお答えを申し上げます。

村道姿平・鹿角平線は大字青生野字姿平地内、国道349号線と接続する箇所を起点として、大字青生野字世々麦地内、村道関口・世々麦線と接続する箇所を終点とする総延長1.8キロの路線であります。ことし3月の議会定例会で国道289号の改良計画についてのご質問があり、答弁しておりますのでご存じとは思いますが、国道289号改良計画により、渡瀬バイパス2工区が鹿角平観光牧場の北側を通過する予定となっております。

国道289号線渡瀬バイパス工事については、福島県県南建設事務所が所管をし、事業を進めております。渡瀬バイパス2工区は概略設計が完了し、先月上旬に渡瀬区集落センターにおいて渡瀬区と青生野区の区長、副区長さん、地権者等に集まっていただき、説明会が行われました。説明会では概略の道路の線型が示され、これから詳細設計測量のために用地立ち入りの協力要請があり、地権者等から承諾をされたようであります。村では、国道289号渡瀬バイパスが整備されることにより、鹿角平観光牧場に県内外からの集客が見込めるとともに、狭隘の現道や急カーブの危険箇所が解消されることなどから交通安全確保を期待しております。

国道289号渡瀬バイパスと鹿角平観光牧場の管理棟付近を結ぶ村道姿平・鹿角平線の改良

につきましては、渡瀬バイパスの詳細な道路線形が明らかになった時点で検討してはいかが かと考えております。議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと思います。この線形によ りまして、我慢できるのかそうでないのか、検討してまいりたいと思います。

以上で回答とさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 遠藤貴人君。
- ○1番(遠藤貴人君) 今、答弁いただいた中で、国道289号線の線形がまだ定まっていない 段階でのそういった計画は時期早尚ではないかという答弁だったと思うんですが、大きな、 当然、国道の線形決まってみないとわからない部分も多々あるかと思いますので、そういっ た順序で今後鹿角平の道路が進んでいくということに関してはそのとおりだと思います。

ただ、鹿角平は観光牧場の道路、実は5月31日の舘山のボランティア活動に、里山景観の維持ということで草刈り作業があったんですが、ここに先輩議員の皆様並びに役場職員の村づくりにずっと従事してこられた方々の前で、大変これはお恥ずかしい話なんですけれども、自分はこういった職にあずかるまで、そういった村の奉仕作業というものに従事したことはありませんでした。これは本当に恥ずかしいお話ですけれども、ただ、草刈り作業に参加させていただいて作業に携わりますと、急に舘山の様子が実は気になり始めまして、車で走っていましても、トンネルを抜けるといつぐらいに花が咲くのかなとか、幹ちょっと太くなったかななんていうふうに、本当に気になり出したんです。

それで、鹿角平のあそこの見晴らしというのは物すごくすばらしいものがあると思います。 雑木林なんかも周りにはあるんですけれども、ただ、季節によって花を咲かせるような木々 というのはいささか少ないのかなというふうな感じもいたします。牧場だから草地でいいん だと言われればそれまでなのかもしれませんが、これから総合スポーツ型の施設としてつく り上げていくのであれば、やはり植樹というのはまず一つ大事なことになってくるんではな いのかなというふうに思います。植樹を小学生などの学生に、その植樹作業をしていただく ということが青少年教育の一環にもなりますし、ふるさとづくりに携わっている、自分がそ うであったように、やはり作業に携わると、ああ、木ちょっと大きくなったかなとか、花は どうだろうななんて気になってくると思います。

村長は常々、10年前と比べて村に住みたい、残りたいと考える、そういった若者の比率が 3対7から7対3に反転したんだということをおっしゃっていますが、その7割は8割、9 割というふうに伸びるきっかけの一つにも、そういった青少年教育というのは花の芽と一緒で、またその芽を出してくるのかなというふうに考えますが、村長のご所見はどのようなお

考えか伺わせてください。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 1番、遠藤君の再質問でありますが、鹿角平の草原をもう少し四季のバラエティに富んだ花の見える観光地にというお話ですが、幸い村では国有林から払い下げを受けまして6町歩ほど林間コースの整備をさせていただきました。この林間コースには十分あの地域に合った植栽が、花木を植えつけることができます。ただ、草地内の植栽というのは借地であります。ですから、これはこれから先検討していく課題かなと思っております。あとは、遊歩道の反対側は、東側は遊歩道があります。ですから、遊歩道西側はクロカンンの林間コース、ですからこの辺は上手に利用できてもいいのかなと。そういった、例えば桜を植えても決して一切放牧場には支障ないんではないかという今思いでおります。こういったことで、ぜひ早い機会に子供たちの、そういった愛着の持てる植栽も可能かなという思いでおります。

あと、早い時期に、今私が申し上げました、あそこ、スポーツのエリアとされた場合には 大きなトラックが必要だというお話をさせていただきました。早い時期にトラックなども整 備して、トラックの前には当然そういった景観が必要でありますので、大きな夢を持って鹿 角平の開発に取り組んでいきたいと思います。

お答えとさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 遠藤君。
- ○1番(遠藤貴人君) 今すぐにはなかなか、たくさんの木を植えるということは現実的には厳しいでしょうから、やはりトラックがこれから整備されていくということは前向きに検討されているようですので、そういった中でまた、よりよいというか、きれいな植樹がされて使える施設になればいいなというふうに自分も考えています。

それで、これもよりよい施設というところに付随してくるんですけれども、鹿角平の上部の駐車場内に障害者用のトイレが整備されて、5年か6年になるかと思うんですけれども、下のバーベキュー会場から、その障害者用トイレに行くまでには、管理棟の脇周辺には車椅子用のスロープなんていうものは今ありませんから、ですからどういう道筋を通ってそこのトイレまで行くのかと考えたときに、管理棟の脇の駐車場、そこを回って一旦村道に出てから上の駐車場に行かないと障害者用のトイレは使えないのかなというふうに考えます。

その駐車場を渡って道に出ますと、大変な長い距離を歩くことにもなりますし、管理棟脇 の駐車場は皆さん当然ご存じかと思いますが、砂利の駐車場であります。その砂利の上を車 椅子を押すというのは、介護者もなかなか容易でないというふうに考えますし、せっかく障害者用のトイレがあるのに、そこにたどり着くまでにそういう、障害者用のトイレも意味が 半減してしまうというか、少しもったいない、せっかくつくったのにもったいないなという 気もいたします。

最近叫ばれていることで、ユニバーサルデザインという言葉があるんですけれども、これどういったことかというと、老若男女にといったそういった差異、それから障害、能力のいかんにかかわらず、全ての方に優しいデザイン、そういう意味であります。ですから、どういった方が来てもおもてなしできる、先輩議員の質問にもやはりいろいろそういった心のこもったおもてなしということが、皆さん議員の中から盛り込まれていたと思うんですが、私もやっぱりそういったおもてなしはとても大事だなというふうに考えますし、今後総合開発する際には、障害者を初めとするそういった人たち、専門的な意見を取り入れる協議会も必要になってくるかというふうに思いますが、村長の考えを伺わせてください。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 1番、遠藤議員の再質問でありますが、ユニバーサルデザイン、全ての人に優しい施設であってほしい、そのとおりだと思います。鹿角平の上のトイレですが、あれはバーベキューハウスがあそこにあったんですよね、あそこで大体バーベキューを提供していたんですよ。下につくったのは、あそこの作業員の人たちが仕事をやりやすい。下のほうがということで、今、下のテント利用になっちゃったのが多いんです。ですから、もともとはバーベキューは、あのトイレのある上のバーベキューハウスが主体で営業を展開しておりました。ですから決して、障害者にも優しい施設でお客さんをお迎えしようという心根は間違いなかったんですけれども、今、いろんな事情で上より下のほうが利用しやすいということで、あそこテントまで張っちゃいましたよね。そういったことで、今指摘されたように、鮫川村はユニバーサルデザインの環境づくり、当然でありますから、優しい村を前面に出すのにはそういった配慮が必要であります。下にもトイレをつくらなければならない時代なのかな、村なのかなという思いで今お話を聞いておりました。その辺、検討させていただきたいと思います。
- ○議長(星 一彌君) 遠藤君。
- ○1番(遠藤貴人君) 確かに上のバーベキュー、自分が子供のときにあそこをメーンで使っていたなというふうな、今思い出しましたが、今、下のバーベキューの場所に障害者用のトイレをつくらなくてはいけないのかなというふうな村長の答弁もいただきましたし、新たに

トイレをつくらなくても、やはり下から容易に障害者用トイレに行き来ができるようなスロープの設置なんかも、どちらかはやはり前向きに検討していただきたいというふうに考えています。その辺も検討していかなくちゃいけないというふうな答弁もいただきましたので、ぜひそれを切に願いまして、私の今回の一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(星 一彌君) これで一般質問を終わります。

ここで3時35分、10分間休憩いたします。

(午後 3時25分)

○議長(星 一彌君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時35分)

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長(星 一彌君) 日程第4、報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率についてをご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の 規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

本村の財政指標はいずれも健全化基準値を下回っており、資金運用面では問題なく健全なる経営をされている内容であります。

説明を終わります。

○議長(星 一彌君) ここで、平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査意

見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。 代表監査委員、根本一美君。

#### 〔代表監查委員 根本一美君 登壇〕

○代表監査委員(根本一美君) 監査委員の根本でございます。今後ともよろしくお願いいた します。

議案書の2ページと3ページでございます。

まず、2ページの平成26年度健全化判断比率審査意見書についてご説明を申し上げます。

1の審査の概要につきましては、村長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2の審査の結果であります。

まず、(1)は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

図表の①、②、④につきましてはハイフン、横に引いた線ですが、記載されております。 ①の実質赤字比率欄と②の連結実質赤字比率欄はいずれも黒字決算のため算出されませんの で、ハイフンであらわしております。

- ④の将来負担比率につきましても、比率が算定されないためハイフンであらわしております。
- ③の実質公債費率は5.3%となっており、年々上昇しております。25年度との比較では1.4 ポイント下回り、早期健全化基準25%を大きく下回っており、健全財政であるということを 示しているということであります。
  - (2) の個別意見は上の図表の説明であります。
  - (3) の是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、3ページの平成26年度資金不足比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼としたものであります。 対象となる特別会計は簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計であります。

この審査の結果でありますが、(1)の総合意見といたしましては、審査に付されました 公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載し た書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

- (2)の個別意見でありますが、簡易水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計のいずれの会計も黒字決算であり、算出されませんでしたので、図表はハイフンであらわしております。
  - (3) の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率とも、県の審査を受け適正である保証をいただい ているという報告を受けておりますので、申し添えておきます。

以上、報告といたします。

○議長(星 一彌君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の報告を終わります。

\_\_\_\_\_\_

◎議案第96号の上程、説明、質疑、採決

○議長(星 一彌君) 日程第5、議案第96号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、議案第96号 専決処分の承認を求めることについてご説明 を申し上げます。

議案書の4ページから7ページです。

事項別明細書の1ページをごらん願います。

平成27年度鮫川村一般会計補正予算第5号の専決処分の案件で、本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成27年8月24日に補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

専決の理由は、平成27年7月の大雨による公共土木施設災害復旧事業及び農業施設災害復

旧事業について、災害査定を受けるための測量設計業務を委託する予算について急を要した ため専決処分をしたものであります。

歳入歳出予算事項別明細書1ページをごらん願います。

今回、所要額を予備費から充当したため、予算総額の変更はありません。

歳出です。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、13節委託料で測量設計業務132万3,000円を増額し、同じく2項農林水産業施設災害復旧費、1目現年度農業施設災害復旧費、13節委託料で測量設計業務203万7,000円を増額するものであります。それらの財源について、13款1項1目予備費から336万円を充当するものであります。

以上で議案第96号の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、 説明を終わります。

○議長(星 一彌君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略します。

これから議案第96号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

## ◎議案第97号~議案第101号の上程、説明

○議長(星 一彌君) 日程第6、議案第97号 鮫川村特定個人情報保護条例についてから日程第10、議案第101号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

## [議会事務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、議案第97号から議案第101号までの5件につきまして提案 理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第97号 鮫川村特定個人情報保護条例についてご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

8ページから17ページになります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号 法が平成25年5月31日に公布され、10月5日から施行されることになりました。この法律は 国民一人一人に固有の個人番号を付番することにより、各機関が管理する個人情報が同じ人 の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤となり、国や地方公共団体が分 散して管理している情報の連携がスムーズになるなど、必要な個人情報を迅速かつ正確に把 握できるようになること、また、住民にとっても各種行政手続の際に提出すべき書類が軽減 するなどさまざまなメリットが期待されます。

その一方で、個人番号はさまざまな個人情報を引き出すキーになる情報であることから、 万一不適切な取り扱いがなされると重大な情報漏えいを引き起こす可能性があります。この ため、番号法では個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義し、一般的な個人情報以上 に保護することを求めています。このことにより、本村においても本条例を制定し、その適 正な取り扱いについて規制するものであります。

次に、議案第98号 鮫川村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書は18ページをごらん願います。

本案は、鮫川村情報公開・個人情報保護審査会が所掌する事務に議案第97号で提案しております鮫川村特定個人情報保護条例の規定に基づく諮問に応じた審議を加えるものであります。

続きまして、議案第99号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明 を申し上げます。

議案書19ページです。

本案は、番号法による特定個人情報を適正に管理するため、議案第97号で提案をしております鮫川村特定個人情報保護条例を制定することにより、既存の鮫川村個人情報保護条例においては特定個人情報を適用除外することを規定するものであります。

次に、議案第100号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の20ページから21ページをごらん願います。

本案は、番号法の規定による通知カード及び個人番号カードを再発行する場合の手数料について規定しようとするものであります。また、番号法の施行により廃止することになる住民基本台帳カードの発行手数料について削除しようとするものであります。

続きまして、議案第101号です。

鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明 を申し上げます。

議案書22ページをごらんください。

本案は、携帯電話の鉄塔施設を大字西山字折戸地内及び大字赤坂西野字薮地内に整備したため、所要の改正を行うものであります。

以上で、議案第97号から101号までの提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎議案第102号~議案第110号の上程、説明

○議長(星 一彌君) 日程第11、議案第102号 平成26年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認 定についてから日程第19、議案第110号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

- ○3番(北條利雄君) 議長、よろしいですか。条例の一部改正については、今回議決しなくてよろしいですか。
- ○議長(星 一彌君) これは、最終日に。
- ○3番(北條利雄君) 最終日、はい。
- ○議長(星 一彌君) 事務局長。

[議会事務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、議案第102号から議案第110号までの9議案につきまして提 案理由のご説明を申し上げます。

決算の事業費内訳等につきましては、別冊平成26年度一般会計特別会計歳入歳出決算書並 びに主要施策の成果及び予算執行の実績をごらんいただきたいと思います。

初めに、議案第102号 平成26年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申 し上げます。

議案書の23ページです。

決算書は4ページをごらん願います。以下、決算書でご説明を申し上げます。

決算書4ページです。

平成26年度歳入歳出決算額からです。歳入額が39億8,634万7,193円、歳出総額は38億5,451万8,833円であり、歳入歳出差引残高は1億3,182万8,360円です。このうち繰越明許費が5,835万7,000円で、単年度の収支額は7,347万1,360円の黒字となりました。

決算書の5ページをお開きください。

歳入の主なものをご説明いたします。

1 款村税 2 億7,669万36円は前年度比278万8,484円の減となっております。村民税の減収が主な要因であります。

2 款地方譲与税3,918万8,000円は前年度と比較いたしますと4.8%の減少となっております。

7ページをごらんください。

9 款地方交付税18億1,854万8,000円は前年度と比較いたしますと1億234万6,000円の増となっております。これは特別交付税の増と震災復興特別交付税の交付対象となる事業の追加に伴う増収であります。

次に、9ページをお開きください。

13款国庫支出金であります。 2億7,734万8,390円は前年度と比べて2,987万9,300円の増となっております。これは公共土木施設災害復旧事業費負担金や社会資本整備総合交付金、臨時福祉給付金給付事業補助金などの増によるものであります。

11ページをお開きください。

14款の県支出金です。10億9,017万3,751円は前年度比6,958万9,576円の増となっております。これは被災農業者向け経営体育成支援事業費の補助金、これはビニールハウスと雪害対策です。ほか工事学校等校舎内緊急環境改善事業補助金、これは空調施設の整備です。これらの増によるものであります。

15ページをお開きください。

17款繰入金です。 5億1,134万1,344円でありますが、前年度と比較いたしますと8,439万3,013円の減であります。これは特別会計繰入金のうち介護保険特別会計繰入金の減、基金繰入金のうち教育施設整備基金や公有施設整備基金からの繰入金、基金廃止に伴う原子力災害放射能汚染対策粗飼料安定供給基金繰入金は増となったものの、財政調整基金繰入金が減となるものによることなどであります。

17ページをお開きください。

19款です。諸収入は7,115万9,868円でありますが、これは前年度と比較いたしますと1億8,996万3,670円の減であります。これは、デジタルテレビ放送の難視対策を目的とする国の新たな難視対策事業費補助助成金やコミュニティセンター助成金などの減によるものであります。

20ページをごらんください。

20款の村債です。 1 億9,840万円は緊急防災減災事業債が減少したものの、前年度と比較 しますと、辺地対策事業債や過疎対策事業債などの増により1,360万円の増額となっており ます。

続きまして、歳出決算額を説明いたします。

21ページをごらんください。

2 款総務費の1項総務管理費、23ページ、5 目財産管理費、24ページ、25節積立金の3億8,996万567円ですが、これは財政調整基金に3億3,700万円余り、公有施設整備基金に5,000万円余りを積み立てしたものであります。

次、25ページです。

公有財産購入費です。2,595万6,448円ですが、そのうち2,590万円は湯の田温泉を活用するため旧西島旅館跡地の土地、建物を取得したものです。

27ページです。

9 目臨時福祉給付金給付事業費1,159万6,744円は消費税8%の増税に伴い均等割非課税の 住民に対し臨時福祉給付金の給付に要する事業費で、19節負担金、補助及び交付金は673人 に対し老齢基礎年金や児童扶養手当受給者加算分を含め865万円を給付したものです。

32ページをごらんください。

3款の民生費です。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、33ページです。 19節の負担金、補助及び交付金の村社会福祉協議会活動費補助金は2,364万2,000円の支出であります。同じく28節繰出金6,359万308円は国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

34ページをお開きください。

3目後期高齢者医療事務費、19節負担金、補助及び交付金4,964万8,169円は福島県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。その下の欄、4目介護保険事務費、28節繰出金8,659万6,000円は介護保険特別会計への繰出金であります。

同じく5目障害者福祉の20節扶助費8,721万9,296円のうち重度心身障害者医療費に838万4,865円。次のページの2段目です。障害者自立支援給付費には7,538万7,136円を支出しております。

次に、37ページをお開きください。

一番下です。37ページの一番下、6目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費559万9,127円のうち、今度は次のページです。19節負担金、補助及び交付金から子育て臨時特例給付金として424万円を支給させていただきました。

次に、4款衛生費です。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、次のページです、39ページです。13節委託料のうち住民総合健診業務健康増進事業は54万5,290円からがん検診まで、がん検診は648万9,492円です。合わせまして1,259万6,931円となっております。26年度の受診料は関係者皆様の努力により目標を超える69.4%を達成することができました。

次に、40ページです。40ページ、4目環境衛生費は一番下です。

次のページ、13節の委託料のうち3,038万400円は住宅周辺の除染業務に要した経費で、同じく19節負担金、補助及び交付金のうち6,832万3,000円は東白衛生組合と東白斎苑の運営に対する負担金であります。同じく28節の繰出金7,044万9,000円は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計への繰出金であります。簡易水道事業特別会計は4,876万9,000円、集落排水事業特別会計へは2,168万円を繰り出しております。

次、42ページをお開きください。

6 款農林水産費の1項農業費、43ページです。43ページの3目農業振興費、44ページです。 44ページの13節の委託料のうち農用地除染対策事業、真ん中辺です。2,330万7,480円、米の 放射性物質全量全袋検査業務に1,139万4,580円を支出しております。同じく15節工事請負費のうち旧泰斗工業跡地の倉庫を農産物備蓄倉庫に改修する工事に2,743万5,240円を支出しております。同じく19節負担金、補助及び交付金のうち東日本大震災農業生産対策交付金として自給飼料生産調整再編支援事業に1,225万1,000円、これはあさひファームの事業体への補助金です。被災農業者向け経営体育成支援事業として大雪により被災した農産物の生産施設の再建のための補助金繰り越し分を含め、国・県・村合わせて1億1,007万973円を支出いたしました。ほかに中山間地域等直接支払交付金は1億530万887円であります。ことしも1億500万だね。

45ページです。

8節報償費のうち米価下落に対する農家の再生産を支援するため、米価下落対策生産奨励金として3,589万500円を支出させていただきました。同じく28節繰出金6,337万8,000円は主食用米価下落対策基金への繰出金であります。増設した基金への繰出金であります。

46ページをお開きください。

46ページ、6 目農地費です。15節工事請負費1,639万1,320円は藪地区農道整備工事費で平成26年度繰り越し分を含むものであります。残り2,661万円は繰り越すこととしました。

47ページをごらんください。2項林業費、48ページです。

1 目林業総務費の13節委託料のうち、ふくしま森林再生事業の年度別計画作成業務1,855 万80円、同意取得業務、これは788万4,000円は平成25年度からの繰り越し分であります。残 り9,578万1,000円は繰り越して実施することになります。

50ページをごらんください。

4目です。一番下です。鹿角平観光牧場費、次のページです。15節です。15節工事請負費のうち、コテージ進入路整備工事新築工事、薪ストーブ設置工事に4,621万6,003円、クロスカントリーコース整備工事費に3,116万8,800円を支出し、コテージ屋外設備工事費2件合わせまして296万4,000円を繰り越したものであります。

51ページをごらんください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、52ページです。2目道路新設改良費、次のページです。 15節です。15節工事請負費のうち、村道鮫川中学校線舗装工事6,414万8,880円は平成25年度 繰り越し分とあわせて改良工事を施工したものであります。

3項住宅費、2目の住宅建設費、54ページです。15節です。一番上です。15節工事請負費のうち定住促進住宅建設工事5,406万2,000円は平成25年度からの繰り越し分の伏木田住宅建

設工事木造2階建て2棟4戸の工事費であります。

9 款消防費です。1 項消防費、1 目非常備消防費の11節需用費の消耗品費1,653万407円の うち1,565万5,680円は火災出動時に着用する防火服を更新し、全団員に配備したものであります。同じく2目消防施設費、これは55ページの15節です。15節工事請負費のうち宝木消防車庫新築工事に595万1,880円、大平及び赤小名有蓋防火水槽設置工事費として2カ所合わせまして1,450万9,800円を支出したものであります。同じく19節負担金、補助及び交付金のうち、常備消防の負担金は7,632万4,000円であります。

次に一番下、10款教育費です。2項小学校費、次のページです。57ページをお開きください。1目学校管理費、15節工事請負費のうち、一番下、青生野小学校プール解体工事に831万6,000円、同じく太陽光発電設備工事費に2,808万円、空調設備設置工事費に395万640円、鮫川小学校のプール解体工事に831万6,000円、空調設備工事費2,613万600円を支出しております。

59ページ、次のページ。同じく3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費のうち鮫川中空調設備設置工事費2,160万円を支出しております。

次、61ページお開きください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、13節委託料の木造金剛力士立像修復業務585万 1,308円は富田の東光寺薬師堂に保管されている金剛力士立像の修復業務を委託したもので あります。

次、62ページをお開きください。

同じく2目公民館費、15節工事請負費842万4,000円は公民館の暖房設備の改修工事を行ったものであります。

63ページです。同じく6項保健体育費、次のページです。2目体育施設費、64ページです。 15節工事請負費はトレセンプール本体シート改修工事の975万6,720円及び西山村民体育館の トイレ新築工事が648万円の工事費であります。

次、65ページをお開きください。

11款です。災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費の338万4,720円は25年台風災による繰り越し分の災害復旧事業1カ所分の工事費であります。同じく2目過年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費のうち5,284万3,320円は25年災13カ所分の復旧工事費であります。同じく、2項農林水産業施設災害復旧費、1目過年度農業施設災害復旧費、66ページです。15節工事請負費の農地等災害復旧工事

費1,474万4,160円は25年災の8カ所分の復旧工事費であります。

72ページをごらんください。

基金に関する調書です。財政調整基金は繰り出し分として主食用米価下落対策基金積替事業費に6,337万8,000円のほか、2事業合わせまして4,780万円、合計1億1,117万8,000円を繰り出し処分しましたが、積立金として平成24年度一般会計決算の剰余金及び財産収入など3億3,797万8,160円を積み立てしましたので、決算年度末現在高は8億9,189万1,372円となったものであります。

次に、2番の教育施設整備基金は繰り出し処分として小学校施設整備事業費及び中学校施設整備事業費合わせまして2,150万円を繰り出し処分し、決算年度末現在高は7,994万5,718円となっております。

73ページ、福祉基金です。

福祉基金においては福祉対策事業費として843万8,000円を繰り出しましたので、決算年度 末現在高は1億2,630万8,380円となっております。

12番です。ふるさとづくり基金は新たな給付金を積み立ていたしまして、決算年度末現在 高2,910万6,259円となっております。

74ページをごらん願います。

15番の東日本大震災復興基金においては、福島県復興支援交付金として達者ないきいきプロジェクト事業ほか6事業に1億325万1,000円を繰り出し処分しました。また、ブランドイメージ回復支援市町村交付金は、緑のふるさと協力隊集落支援事業費ほか8事業に1,662万50円を繰り出しております。積立金は利子及び特別積立金を積み立てし、決算年度末現在高は633万6,005円となっております。

次に、議案第103号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定のご説明 を申し上げます。

初めに、事業勘定です。

決算書の78ページから80ページです。

歳入総額は5億1,059万2,435円、歳出総額が4億8,478万186円で、差し引きまして残額が2,581万2,249円となっております。

歳入の主なものですが、81ページからです。

81ページ、国民健康保険税の収入済額が8,344万9,500円は前年度と比較しますと104万300円の減であります。これは被保険者数の減少などが主な要因であります。

82ページをごらん願います。

5 款県支出金、2 項県補助金、1 目 1 節の財政調整交付金3,842万1,124円のうち550万円 は国保税の完納による交付金であります。完納交付金550万円をいただきました。

83ページをお開きください。

8 款繰入金です。 1 項他会計繰入金の 1 目 1 節一般会計繰入金が5, 283万9, 928円、 2 節保 険基盤安定繰入金は1, 374万2, 234円となっております。

歳出です。

86ページの2款保険給付費です。総額2億8,085万9,947円は前年度と比較しますと1,297万5,504円の増で4.8%の増額となっております。

92ページ、財産に関する調書をごらんください。

2番の基金の(1)保険給付費支払準備基金ですが、平成26年度において前年度決算剰余金1,010万9,000円等を積み戻しましたので、決算年度末現在高は2,676万9,046円となっております。

続きまして、93ページ、94ページをお開きください。

今度は直診勘定です。直診勘定、94ページをお開きください。

歳入の決算総額が7,689万3,076円。歳出の総額が6,748万1,367円で、歳入歳出差引額が941万1,709円となっております。

歳入です。

95ページ、1 款の診療収入が4,334万7,643円であります。前年度と比較しますと0.5%の 微増となっております。

歳出です。97ページをお開きください。

97ページの1款総務費です。4,172万8,554円。

98ページの2款医業費は1,966万6,189円となっております。

次に、議案第104号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ご説明を申し上げます。

103ページ、104ページをごらんください。

104ページ、歳入総額1億5,545万4,895円、歳出総額が1億5,452万1,391円で、歳入歳出 差引残高が93万3,504円となっております。歳入歳出の残額です。

歳入の主なものですが、105ページの2款使用料及び手数料は2,384万2,429円で、4款繰入金の一般会計繰入金は4,876万9,000円となっております。

歳出です。107ページをごらんください。

2款施設費、2項、次のページです。1目施設整備費、15節工事請負費の7,069万5,720円は水口の送水管布設整備工事と鍬木田の配水池の新設工事費であります。

次に、議案第105号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について ご説明を申し上げます。

112ページと113ページです。

113ページをお開きください。

歳入総額が3,340万9,867円。歳出総額が3,044万539円で、歳入歳出差引残高が296万9,328 円となっております。

114ページをお開きください。歳入です。

1款の使用料及び手数料の運行収入は600万2,260円であります。

3款繰入金の一般会計からの繰入金は323万4,000円となっております。

116ページ、歳出をごらんください。

1 款総務費、1項1目村営バス事業費は3,043万8,197円です。同じく18節備品購入費のうち2,262万600円は大型路線バスの更新によるものであります。今回、村営バス財政調整基金から100万円を取り崩したことにより、同基金の年度末基金残高が、118ページにありますように857万7,148円となりました。100万円取り崩しました。857万7,148円です。

次に、議案第106号です。平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定です。 120、121ページをごらんください。

121ページです。歳入総額が3,148万2,639円、歳出総額が3,105万9,147円で、歳入歳出差引額が42万3,492円であります。

122ページ、歳入です。

2款使用料及び手数料は919万9,800円、3款の一般会計繰入金は2,168万円となっております。

次に、123ページ、歳出です。

1款施設費は873万2,157円、2款公債費は2,232万6,990円となっております。

次に、議案第107号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてのご 説明です。

127ページ、128ページをお開きください。

128ページ、歳入総額が4億5,505万7,089円、歳出総額が4億3,681万9,518円、歳入歳出

差引残額が1,823万7,571円となっております。

129ページをごらんください。歳入です。

1 款保険料は5,817万4,300円で前年度と比較いたしますと19万6,900円、0.3%の増となっております。

3款国庫支出金は1億2,179万2,898円。

4款の支払基金交付金は1億1,474万6,236円となっております。

歳出です。134ページをごらんください。

2 款保険給付費の総額が3億9,189万2,649円で前年度と比較いたしますと515万8,043円、1.3%の増加となっております。

次に、議案第108号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

141ページ、142ページをお開きください。

142ページ、歳入総額が1,226万1,793円、歳出総額が1,225万6,720円で、歳入歳出差引残額が5,073円となっております。

143ページの歳入です。

1款使用料及び手数料が472万4,997円です。

2款繰入金の一般会計繰入金が560万7,000円となっております。

144ページの歳出です。

1款総務費、1項施設管理費1,225万6,720円となっております。

次に、議案第109号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定です。 147ページ、148ページをお開きください。

歳入総額が1億334万8,958円、歳出総額が1億303万6,336円、歳入歳出差引残額が31万2,617円となっております。

149ページの歳入です。

1款分担金及び負担金ですが、古殿町からは5,868万577円の負担をいただいております。

本村の運営費負担に相当する2款繰入金の一般会計繰入金が2,567万6,306円、及び4款諸収入、1項納付金、1目給食費納付金が1,596万1,390円で、合わせまして4,163万7,696円となっております。古殿町が58%、鮫川村が42%の負担割合となっております。

次に、議案第110号です。平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の ご説明を申し上げます。 155ページと156ページをお開きください。

156ページ、歳入総額が3,521万6,512円。歳出総額が3,519万5,892円で、差引残額が2万620円となっております。

157ページの歳入をごらんください。

- 1款後期高齢者医療保険料は1,987万2,800円。
- 2款の繰入金の一般会計繰入金は1,528万円3,980円となっております。

次のページ、158ページをお開きください。歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は3,416万9,780円となっております。前年度と比較いたしますと93万5,780円の増となっております。

平成26年度の一般会計歳入総額が39億8,634万7,193円、特別会計歳入総額が14億1,371万7,259円で、一般会計と特別会計合わせますと54億6万4,452円で、前年度と比較いたしますと7,678万2,621円、率にしますと1.4%の増となっております。

歳出総額が、一般会計38億5,451万8,833円、特別会計が13億5,559万1,096円となっており、 一般会計と特別会計合わせました歳出合計額が52億1,010万9,929円で、前年度と比較いたしますと1億6,498万4,580円、率にしまして3.3%の増となりました。

以上で議案第102号から110号までの9議案についての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

#### ◎会議時間の延長

○議長(星 一彌君) ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。 異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

引き続き会議を進めます。

\_\_\_\_\_

#### ◎監査報告

○議長(星 一彌君) ここで、平成26年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳 出決算について、決算審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果につ いて報告を願います。 代表監查委員、根本一美君。

## 〔代表監査委員 根本一美君 登壇〕

○代表監査委員(根本一美君) 議案書の24ページから28ページでございます。

この24から28ページにつきましては、上段と下段にページが入っておりますが、上段のページは審査意見書のページでございまして、下段は議案書のページが入っております。

それでは、平成26年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、監査委員を代表いたしましてご説明を申し上げます。

第1の審査の実施根拠でありますが、地方自治法第233条第2項の規定による決算審査であります。

第2の審査の概要でありますが、1の審査の対象といたしましては、(1)の平成26年度 鮫川村一般会計歳入歳出決算から(2)から(9)の8つの特別会計歳入歳出決算並びに (10)平成26年度各種基金の運用状況を審査の対象といたしました。

2の審査の期間でありますが、平成27年8月25日から9月1日の間の5日間にわたって行いました。

3の審査の手続でありますが、この決算審査に当たりましては、村長から提出されました 各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関 する調書並びに各種基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されてい るか、また、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行さ れているかなどにつきまして、関係諸帳簿及び証拠書類を点検、照合するとともに関係各課 の説明を聴取し、審査手続を実施したものであります。

第3の決算の概要でありますが、1の各会計の総括では、平成26年度歳入歳出決算総額は一般会計と8つの特別会計を合算しますと歳入総額は54億6万4,452円で、歳出総額が52億1,010万9,929円であり、歳入歳出差引額は1億8,995万4,523円であります。

2の一般会計歳入歳出決算額は歳入総額39億8,634万7,193円で、歳出総額38億5,451万8,833円であり、歳入歳出差引額は1億3,182万8,360円となり、翌年度に繰り越すべき財源額につきましては、繰越明許費繰越額5,835万7,000円を差し引いた7,347万1,360円が27年度の繰越額となるものであります。

次に、25ページでありますが、このような厳しい財政状況の中で自立の村づくりに向けて 適正な財政運営の効率化を図り、実質収支額が黒字になったことに対し敬意を表するところ であります。 以下、主な事業から中ほどの決算収支状況については、ここに記載されているとおりでありますので省略させていただきます。

26ページの中ほど、3、国民健康保険特別会計から27ページの11、基金会計につきましても記載のとおりでありますので省略させていただきます。

27ページの4、審査の結果であります。審査に付されました一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に対する調書並びに財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と 符合しており、誤りがないものと認めました。

全会計総括的に黒字で翌年度に引き継いだことは喜ばしいことであり、今後も引き続き効果的な財政運営に徹し、住民福祉向上のため各種事業の推進に努めていただきたい。

以上によりまして、平成26年度鮫川村一般会計及び特別会計の決算は正当であると認める ものであります。

以上をもちまして、平成26年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長(星 一彌君) 以上で代表監査委員の報告は終わりました。

#### ◎議案第111号~議案第119号の上程、説明

○議長(星 一彌君) 日程第20、議案第111号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)から日程第28、議案第119号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、議案第111号から議案第119号までの9議案につきまして提

案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第111号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)についてご説明を 申し上げます。

議案書の37ページから41ページまで。歳入歳出補正予算事項別明細書の2ページをお開き ください。

補正前の予算額32億411万1,000円に対しまして、今回9,628万2,000円を増額し、補正後の 予算総額を33億39万3,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の3ページをごらん願います。

主なものをご説明申し上げます。

1 款村税、1項村民税、1目個人村民税、2節滞納繰越分109万円は、平成26年度個人村民税の特別徴収にかかわる未納分であります。これは倒産企業のためです。

8款地方特例交付金の減収補てん特例交付金78万7,000円の増額は、住宅ローン減税に係る地方税の減収補塡分であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧事業費負担金の20万7,000円の減額は、平成26年の台風18号の河川災の国の事業費枠の決定によるものであります。

同じく2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金375万円の減額は、湯の田地区空き家再生等推進事業費の国の事業費の枠決定によるものであります。

同じく4目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金のへき地児童援助377万円の増額は、スクールバス購入に係る補助金であります。

5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の個人番号カード交付事業費147万6,000円は、個人番号カード交付にかかわる補助金であります。

4ページをお開きください。

14款県支出金、2項県補助金、3目の衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の県産業廃棄物処理安全確認支援事業費80万円の増額は、仮設焼却炉周辺敷地の排ガス、土壌、沢水の放射能濃度測定事業のための補助金であります。

同じく5目農林水産業県補助金、1節農業費補助金のうち、青年就農給付金150万円は、 新規就農者1名に対する給付金であります。

同じく3項委託金、1目総務費委託金、3節統計調査費委託金96万6,000円の増額は、国

勢調査、農林業センサス等に対する委託金であります。

15款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、1節立木売払収入117万6,000円の増額は、ふくしま森林再生事業、これは戸草の村有林の立木の売却代金であります。

5ページをお願いします。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金のふるさとづくり33万円は、6月からの寄附金8件分の金額であります。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2目1節の介護保険特別会計繰入金263万3,000円の増額は、平成26年度介護給付費村負担金の精算による一般会計への繰入金であります。

同じく2項基金繰入金、4目1節東日本大震災復興基金繰入金の増額は、クロカンを活用 した観光再生事業から観光案内板設置事業への変更によるものであります。

同じく5目1節の公有施設整備基金1,000万円の増額は、湯の田地区温泉活用事業費に充当するための繰り入れをするものであります。

同じく7目1節ふるさとづくり基金繰入金200万円の増額は、特産品育成事業費に充当するため、同基金から繰り入れるものであります。

18款繰越金の前年度繰越金5,347万1,000円の増額です。平成26年度の決算剰余金で補正後の額が7,347万1,000円となります。

6ページをお開きください。

20款1項村債ですが、議案書の41ページ、第2表地方債補正表をあわせてごらんください。 1目1節の辺地対策事業費は、スクールバス整備事業に1,150万円を充当するものであります。

同じく3目1節臨時財政対策債1,190万円の増額は、発行可能額決定によるものであります。

同じく4目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債の10万円の減額は、過年度 債の補助対象事業費の決定によるものであります。

7ページをごらん願います。

歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費の修繕料101万円の増額は、 エレベーター部品等修繕及び公用車修繕料に不足を生じたためのものであります。

同じく5目財産管理費、25節積立金の財政調整基金3,673万6,000円の増額は、法の定めにより前年度繰越金の2分の1の額を財政調整基金に積み立てするものであります。3,673万

6,000円の積み立てであります。

6目企画費、13節委託料270万円は湯の田地区整備のための設計業務の委託料の減額であります。同じく15節工事請負費の930万円の増額は湯の田地区整備工事費に要するものであります。

8ページをごらんください。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費、19節負担金、補助及び交付金135万4,000円の増額は、 通知カード、個人番号カード関連事務を委任するための負担金であります。

9ページをごらんください。

3 款民生費です。 1 項社会福祉費、5 目障害者福祉費、23節償還金、利子及び割引料121万2,000円の増額は、平成26年度障害者自立支援給付費等の国庫及び県費の負担金精算による償還金であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、19節負担金、補助及び交付金の浄化槽設置整備事業費補助金271万6,000円の増額は、浄化槽の設置整備事業補助金の申請者の増枠に伴うものであります。9件ほど応じたんですが、また3件ほど申し込みがあるそうです。増額です。同じく23節繰出金23万6,000円は、集落排水事業特別会計への繰出金であります。

10ページをごらんください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、11節需用費のうち、修繕料64万8,000 円は、これは6月定例会で64万8,000円は戸倉の農村親水公園の給水施設とトイレの修繕費 です。同じく19節負担金、補助及び交付金のうち青年就農給付金150万円は、新規就農者に 対する給付金であります。

同じく6目農地費、13節委託料の農村地域復興再生基盤総合整備実施計画策定業務480万円の減額は、同事業が残念ながら不採択となったことによる返納であります。

11ページをごらんください。

7款1項商工費、1目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金の商工会の乾燥施設整備事業費補助金200万円は、長期間のしみ餅、しみ大根などを製造するため乾燥施設整備に対する補助金であります。

同じく3目観光費、15節工事請負費540万円の増額は、大型観光案内板、地域案内標識を 設置するものであります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、15節工事請負費の道路維持補修工事 450万円の増額は、道路維持補修工事4カ所分の増額であります。 9款1項消防費、3目水防費、13節委託料35万7,000円の増額は、J-アラート多様化自動起動装置改修業務委託に要する経費で、取り付けが防災無線登録のメールに対応可能とするものであります。

12ページをごらんください。

10款教育費です。 2 項小学校費、 2 目教育振興費、18節備品購入費の1,544万4,000円は、スクールバス1台の購入費であります。

13ページをごらんください。

11款です。災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、2目過年度土木施設災害復旧費、15節 工事請負費の168万円の増額は、国庫補助減額による財源内訳の変更と労務単価の増項によ るものであります。

13款予備費です。1,443万円を充当して、補正後の額を2,179万9,000円とするものであります。

続いて、特別会計の補正予算を説明させていただきます。

議案第112号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。議案書の42ページから44ページですが、歳入歳出補正予算の事項別明細書の16ページをお開きください。

補正前の予算額 5 億2,092万2,000円に対しまして、今回2,718万2,000円を増額し、補正後の予算総額を 5 億4,810万4,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書は17ページをお開きください。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、41万9,000円の増額は、国保へルスアップ事業に伴うものであります。

9款1項繰越金、2目1節その他繰越金の前年度繰越金は2,581万1,000円の増額であります。

歳出です。19ページをごらんください。

9款1項基金積立金、1目国保基金積立金、25節積立金の保険給付費支払準備基金1,963 万2,000円の増額は、前年度繰越金を保険給付費支払準備基金に積み立てするものでありま す。補正後の予算額は1,964万1,000円となります。

20ページをごらんください。直診勘定です。

補正前の予算額が7,217万1,000円に対しまして、今回878万4,000円を増額し、補正後の予算総額を8,095万5,000円とするものであります。

歳入です。21ページをごらんください。

4款繰越金の前年度繰越金は878万4,000円の増額であります。

歳出では、3款1項1目予備費では、前年度繰越金のうち787万9,000円を充て、補正後の 予算額を827万9,000円とするものであります。

次に、議案第113号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

議案書は45、46ですが、事項別明細書は22ページをごらんください。

補正前の予算額が1億9,974万7,000円に対しまして、今回25万8,000円を減額し、補正後の予算総額を1億9,948万9,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の23ページを、次のページです。お開きください。

6款1項1目繰越金の前年度繰越金は、76万4,000円の減額であります。

歳出において2款施設費、1項1目施設管理費、11節需用費の修繕料37万5,000円の増額は、落雷による余所内水源地流量計の修繕に要するものであります。

次に、議案第114号です。平成27年度の鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号) についてご説明を申し上げます。

議案書は47、48、事項別明細書は24ページをごらんください。

補正前の予算総額が861万7,000円に対しまして、今回296万8,000円を増額し、補正後の予算総額を1,158万5,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書25ページをお開きください。

4款繰越金の前年度繰越金は296万8,000円の増額です。

歳出では、前年度繰越金を予備費に充てるための補正であります。

次に、議案第115号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

議案書は49、50ページです。事項別明細書は26ページをお開きください。

予算総額の変更はありません。

歳入です。

2款使用料及び手数料、3款繰入金の一般会計繰入金を増額し、4款繰越金の前年度繰越金を37万9,000円を減額するものであります。

次に、議案第116号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご 説明を申し上げます。 議案書は51ページ、52ページ、事項別明細書は27ページをお開きください。

補正前の予算額が4億6,014万7,000円に対しまして、今回1,823万6,000円を増額し、補正 後の予算総額を4億7,838万3,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書は28ページをお開きください。

8款繰越金の前年度繰越金は1,823万6,000円の増額であります。

歳出では、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金、利子及び割引料において、平成26年度介護給付費負担金償還金623万5,000円ほか2件合わせまして658万円を支出し、6款予備費において、前年度繰越金のうち901万3,000円を増額するもので、補正後の額は921万3,000円とするものであります。

議案第117号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第1号)についてご説明を 申し上げます。

議案書の53ページ、54ページ、事項別明細書は29ページをごらん願います。

補正前の予算額1,370万円に対しまして、今回51万6,000円を増額し、補正後の予算総額を1,421万6,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の30ページをごらんください。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金51万2,000円の増額です。

歳出では、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、11節需用費の修繕料において 51万6,000円を増額するものであります。

次に、議案第118号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

議案書の55ページ、56ページ、事項別明細書は31ページをごらん願います。

補正前の予算額1億563万1,000円に対しまして、今回83万2,000円を増額し、補正後の予算総額を1億646万3,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書32ページをごらんください。

3款繰越金の前年度繰越金は31万1,000円の増額であります。

4 款諸収入、3 款 1 目 1 節雑入で、学校給食モニタリング事業費17万9,000円を増額し、5 款県支出金、1 項県補助金、2 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金で34万2,000円を増額するものであります。

2款1項1目給食費、11節需用費で給食材料費52万1,000円を増額し、3款予備費において前年度繰越金31万1,000円を増額するものであります。

次に、議案第119号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

議案書の57ページ、58ページ、事項別明細書は33ページをお開きください。

補正前の予算額3,514万6,000円に対しまして、今回1万9,000円を増額し、補正後の予算 総額を3,516万5,000円とするものであります。

歳入です。事項別明細書の34ページをごらんください。

3款繰越金の前年度繰越金は1万9,000円の増額であります。

歳出においては、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、23節償還金、利子及び割引料で保険料還付金1万8,000円を増額するものであります。

以上で議案第111号から119号までの9議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

\_\_\_\_\_\_

## ◎散会の宣告

○議長(星 一彌君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

16日、17日は各常任委員会で議案の調査をお願いいたします。

なお、代表質疑の通告は16日午後3時までといたします。

17日は午前、現地調査を予定しております。

18日は午前10時から本会議を開きます。

なお、16、17日は休会といたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時16分)

# 第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

## 平成27年第6回鮫川村議会定例会

#### 議事日程(第2号)

平成27年9月18日(金曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第 97号 鮫川村特定個人情報保護条例

質疑・討論・採決

日程第 2 議案第 98号 鮫川村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条 例

質疑・討論・採決

日程第 3 議案第 99号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 4 議案第100号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 5 議案第101号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 6 議案第102号 平成26年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について 代表質疑・討論・採決

日程第 7 議案第103号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて

代表質疑・討論・採決

日程第 8 議案第104号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

代表質疑・討論・採決

日程第 9 議案第105号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

代表質疑・討論・採決

日程第10 議案第106号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

代表質疑・討論・採決

日程第11 議案第107号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て

代表質疑・討論・採決

日程第12 議案第108号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

代表質疑・討論・採決

日程第13 議案第109号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認 定について

代表質疑・討論・採決

日程第14 議案第110号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

代表質疑・討論・採決

- 日程第15 議案第111号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第6号) 質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第112号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第113号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) 質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第114号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号) 質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第115号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第2号) 質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第116号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号) 質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第117号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第1号) 質疑・討論・採決
- 日程第22 議案第118号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第2 号)

## 質疑・討論・採決

日程第23 議案第119号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第24 議員派遣について

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第120号 副村長の選任につき同意を求めることについて

提案理由説明,採決

追加日程第2 議案第121号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ いて

提案理由説明·採決

追加日程第3 議案第122号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由説明·採決

追加日程第4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 提案理由説明・採決

追加日程第5 発議第 2号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則について 趣旨説明・質疑・討論・採決

## 出席議員(10名)

遠藤貴人君 2番 堀川照夫君 1番 3番 北條利雄君 5番 関 根 英 也 君 6番 京條英征君 7番 前田雅秀君 8番 関根政雄君 9番 前田武久君 10番 宗田雅之君 11番 星 一彌君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 大樂勝弘君 副村長白坂利幸君 教育長 奥 貫 洋 君 総務課長 井 哲 石 君 企画調整課 長 住民福祉課 長 小 松 毅 君 鈴 木 眞理子 君 農林課長 長業会長 地域整備課 長 増 村 山 義 美 君 隆夫君 谷 代 表 監査委員 教育課長 君 根本一美君 須 藤 健 会 計 管理者兼 出納室長 古 舘 甚 子 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 斉藤利己

書 記 渡邊 敬

\_\_\_\_\_

## ◎開議の宣告

○議長(星 一彌君) ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

(午前10時00分)

\_\_\_\_\_\_

## ◎議事日程の報告

○議長(星 一彌君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## ◎議案第97号~議案第101号の質疑、討論、採決

○議長(星 一彌君) 日程第1、議案第97号 鮫川村特定個人情報保護条例についてから、 日程第5、議案第101号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例についてまで5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 討論なしと認めます。

これから議案第97号 鮫川村特定個人情報保護条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第98号 鮫川村情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を 採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第99号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第100号 鮫川村手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第101号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議案第102号~議案第110号の質疑、討論、採決

○議長(星 一彌君) 日程第6、議案第102号 平成26年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認 定についてから、日程第14、議案第110号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員会、8番、関根政雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番(関根政雄君) それでは、今般の9月定例議会におきまして、総務文教委員会を代表 いたしまして、一般会計歳入歳出認定につきまして2点、それから議案第108号、特別会計 の決算認定について1点、合わせて3点の代表質疑をいたします。

まず、第1点目であります。

議案第102号 平成26年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について、次の2点について 質疑をいたします。

まず、1点目でありますが、一般会計歳入、15款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入、1節立木売払収入417万3,120円の収入があります。これらの立ち木売り払いについての詳細について質疑をいたします。

続いて、歳出であります。

2点目、一般会計歳出、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、19節負担金、補助及び交付金で、英語宿泊体験研修に212万8,000円の支出をしております。次に、主要施策の成果及び予算執行の実績、103ページの教育振興費教材において、青生野小学校に126万2,606円、鮫川小学校に299万1,910円の支出をしておりますが、それらの研修または教材提供の成果についてお伺いをいたします。

また、過日、全国一斉の学力テストが実施されましたが、その結果についてもあわせてお 伺いをいたします。

続きまして、議案第108号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について、1点のみ質問をいたします。

議会提出議案要綱用紙3ページの収支決算の状況では、平成25年度の歳入総額1,630万4,096円に対して、平成26年度の歳入総額は1,226万1,793円とし、その差額は404万2,303円としております。これらの歳入減となった要因についてお伺いをいたします。

また、議案調査によると、平成23年度は東京電力の賠償金120万7,407円の収入があったと。 24年度は6,170円の賠償金の収入があったと。しかしながら、平成25年度、平成26年度は賠償請求をしていないという課長からの説明を受けました。

平成25年度の使用料の収入ですね、625万円に対して、平成24年度の使用料は472万円としています。差額が153万円となっておりますが、これらの風評被害、直接被害の因果関係はなかったのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 総務文教常任委員会を代表しましての8番、関根政雄議員の1点目の

質問、立ち木の売り払い収入、そして議案第108号、交流施設の特別会計の決算認定についての2点についてご説明を申し上げます。

まず、1点目のご質問の立ち木の売り払い収入417万3,120円でありますが、これは分収造林の契約満了に伴う伐採による売り払い収入であります。内容につきましては、対象分収林2カ所を合わせまして9万4,097平米で、これは昭和44年10月20日に契約しました林業後継者の森、林業後継者の森というのがあったんですね、林業後継者の森の部分林3万6,808平米と、昭和44年4月5日契約の明治100年記念部分林5万7,289平米、2カ所とも平成26年の伐期での契約でありました。

棚倉森林管理署により、平成26年10月28日、資格つきの一般競争入札により公売が行われ、 塙町の有限会社ウッド福生が落札したものであります。売買数量及び金額がスギほかの材で 1万728本、落札価格が596万1,600円でありました。収益、分収の割合が、国が30%、村が 70%だそうです。国の30%で、国の分が178万8,480円、村の70%分が417万3,120円でありま す。

以上で、立ち木の売り払い収入であります。

次に、3点目の交流施設特別会計のご説明を申し上げます。

交流施設の平成26年度歳入減の要因についてのおただしですが、平成25年度の施設使用料は659万5,675円、26年度は472万4,997円、187万678円の減であります。これは、7月、8月の宿泊者数の減少によるものです。平成25年度は東電関係の作業員や団体の宿泊がありましたが、26年度は作業員の利用がなく、また、合宿などの利用が少なかったことが収入減の要因となっております。平成27年度につきましては、鹿角平クロスカントリーコースを活用しました大学の合宿利用などもあり、利用者は回復しているようであります。

次に、平成25年度の一般会計繰入金は672万円、26年度は560万7,000円で、村からの繰入 金が111万3,000円の減となっております。これは利用者数の減少に伴い材料費や光熱費など の支出が減ったものであります。

また、前年度に東電よりの賠償金が約130万円ほど入っているために、繰入金を減にさせていただきました。

次に、繰越金については、26年度は26万413円の増となっております。雑入については、 平成25年度は138万399円、26年度は6万1,361円、131万9,038円の減となっております。これは、23年度と24年度の東電の賠償金を平成25年度に交流施設の収入として計上させていただいたことによるものであります。 次に、25年と26年度の賠償金の請求でありますが、当初では、請求は、要するに賠償金の支払いは24年度までという説明でありましたが、現時点では26年度まで賠償が認められることになっております。25年度、26年度の交流施設の賠償金減収分につきましては、今般、請求することにいたしております。

以上で、文教常任委員会を代表しての質問のお答えとさせていただきます。

- ○議長(星 一彌君) 続いて、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。 教育長。
- ○教育長(奥貫 洋君) 総務文教常任委員会を代表しての8番、関根政雄議員の2番目のご 質問にお答えいたします。

まず、英語宿泊体験研修費212万8,800円についてのご説明をいたします。

天栄村にある神田外語大学が経営する研修施設ブリティッシュヒルズに、小学6年生は2 泊3日、中学生は1泊2日で、全て英語による研修をしているものです。

参加の様子を申し上げますと、小学生では直接、外国人との交流を通じて異文化に触れ、 英語でコミュニケーションをとろうとする姿が見られたり、進んで挨拶をしたりする姿が見られました。また、中学生については、感想の一部を紹介いたしますと、自分の英語力のなさを痛感した、もっと英語を勉強するという意欲が高くなった、研修を通じて日常会話が少しだけ聞き取れるようになってきた、習っている英語を出し切って英語を話すことができたなどの感想が寄せられ、最適な環境での研修であると思っております。

平成30年度から始まる新学習指導要領では、改定の一つに、小学校に新しい教科として英語が入ってきます。平成27年度から3年間の移行期間を経て、平成30年度に完全実施の予定となっております。この英語科の導入につきましては関心が高く、既に東白川郡内でも中学生の修学旅行や、希望者を募ってオーストラリアでの研修をさせ、将来の社会に備えた人材育成に努めております。希望者を募れば一部の子供しか参加できない環境の中で、本村の子供たちは全員参加できて成果を上げていると思っています。

次に、教材費のご説明をいたします。

この図書は教師用指導解説書で、教科ごとに分かれ、しかも1年から6年生までの学年、学級ごとに必要なものです。児童数の少ない青生野小学校でも、教育機会の均等が保障されているため1年から6年生関係の指導解説書は必要になります。なお、教科書は4年ごとに改訂で内容の更新が図られるため、教師用解説書も4年ごとに購入しているものです。

3つ目のご質問、平成27年度の全国学力学習状況調査から読み取れる結果について申し上

げます。

小学校では、国語A問題、国語B問題とも全国平均でございます。県平均ともほぼ同じとこう考えていただきたいと思います。中学校の国語A問題は全国平均をわずかに下回っているものの、国語B問題では全国平均を2.5ポイント上回っています。

一方、小学校算数A問題は全国平均を2.3ポイント上回っております。B問題は県平均を わずかに下回っています。中学校の数学は、A問題、B問題とも全国平均以下で、小学校の 算数、中学校の数学に課題を残した結果となっています。

しかし、あわせて行われた学習状況についてのアンケート調査では、児童・生徒、保護者、 学校関係者がこれまで以上に好ましい関係が読み取れていますので、教育委員会といたしま しては、この2学期のうちに対応策を講じてまいる予定です。

具体的には、児童・生徒の現有学力をもとに、算数については単なる計算力ではなく、計算を含めた算数、数学の学び方や問題解決に必要な能力や態度などを学び、授業に取り入れられるようにしてまいりたいと考えております。

以上で、ご質問にお答えいたします。

- ○議長(星 一彌君) 8番、関根政雄君。
- ○8番(関根政雄君) それでは、再質問をいたします。

まず、第1点目の立ち木売り払いの内容は説明どおりでわかりました。

この1万七百数本で596万円としておりますけれども、国が30%、村が70%ということで、これらの場所、どの辺だとあるのかということと、その積算根拠、立方どのぐらいで取引されているのか。また、近隣の、その戸草で過去にも売却したことがあるかと思いますが、その差異、どのように上がっているのか下がっているのか、そういった詳細わかればご説明をお願いしたいと思います。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) それでは、場所につきましては担当課よりお答えをさせていただきます。
- ○議長(星 一彌君) 総務課長。
- ○総務課長(石井 哲君) 失礼しました。

それでは、場所についてご説明いたします。場所につきましては、鹿角平観光牧場から瀬谷さん宅を通りまして、岡部忠市さん宅に行くまでの田んぼを挟んで右側の国有林の2カ所になります。青生野国有林126、わの1林小班と2林小班になります。

金額につきましては、先ほど答弁書にありましたように、これは国有林でございまして、 森林管理署で公売をかける事業でございますので、それをこちらでどうこうということはで きないんですけれども、金額に対して材積数との関係で、単価割り出しがちょっと1立方当 たり2,474円とかなり低い数字でございます。

詳細を調べましたらば、普通よりもかなり安い金額でございますので、中身を見ますと、その立ち木のスギの部分よりも、アカマツとかクリとかの雑木が多いんですね、その関係で単価が安いというのと、あと地形的に青生野地区ということで、育ちが悪いんですね。スギの号数で一番多いのは大体20、径級で言いますと28センチから30センチということで、それらが一番多いんですけれども、ですから、他の地区から比べれば育ちが悪いということもあってのその入札価格の低さということに考えられるというふうに考えております。

先ほど村長が申し上げました、今回、27年度の補正で上げております戸草の村有林の売買につきましては、立米計算をしますと1万を超えておりますので、それから比べれば、樹種の問題もあったり、あと育ちの問題もあったりということで低いのかなというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(星 一彌君) 8番、関根政雄君。
- ○8番(関根政雄君) 1点目につきましては承知をいたしました。

続きまして、特別会計の交流施設の収入減の説明を村長から、今、受けました。この通告 文の一番最後のところがちょっと間違っていたようで、平成26年度、24年じゃなくて26年度 ということで、担当課長の説明と、若干ちょっと村長の数字が、少し狂いがあったようであ ります。

153万と差額ですが、180万と落ちているということで、この賠償の請求をしていくという 答弁ですので、ひとつ、東電は2年間くらいで賠償を打ち切りたいという方針を、私どもと いいますか、観光施設、旅館とか商業関係の団体に申し入れてきましたけれども、これはならないと、県の連合会でも絶対許さないということで抗議をしております。ですから、東電のほうは、直接被害また風評被害の因果関係が明確であれば賠償していくという苦肉の答弁をしておりますので、どうか、1万でも2万でも諦めることなく賠償請求をして、きちんと、そんな合宿した合宿者が減るということは間違いなくこれ風評被害ですから、商工会関係では全て100%、もう26年までいただいております。約1,500万円近くの補償金を17事業所でいただいておりますので、ぜひとも村としても、これは強く諦めずに賠償請求をしていただく

ことを願いまして、私の代表質疑といたします。 ありがとうございます。

- ○議長(星 一彌君) 9番、前田武久君。
- ○9番(前田武久君) 総務のほうの関連質疑をしたいと思います。

ただいま、総務課長から今年度の補正で、そのような国有地の造林、村での造林ですか、 それが見込めるような場所があるというふうなことをお聞きしましたが、今後、その見込め る、その伐期に達する箇所がどのくらいあるか。大体、面積等もわかれば。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 部分林とか、そういった分収につきましての伐期に関しては、総務課 長よりお答えを申し上げます。
- ○議長(星 一彌君) 総務課長。
- ○総務課長(石井 哲君) 先ほど説明の中で申し上げました、戸草の部分につきましては、 村有林の売却でありまして、森林再生事業を活用して戸草の村有林、かかった部分について の伐採に対する収入でございます。

ほかの、先ほどのご質問の部分林の件でございますけれども、今回の26年度に伐採しました青生野の国有林が最後でございまして、新たに更新の部分は全くございません。全て部分林の伐採については終了しております。

以上でございます。

○議長(星 一彌君) 次に、産業厚生常任委員会、3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番(北條利雄君) 3番、北條でございます。

私は産業厚生常任委員会を代表いたしまして、議案第102号 平成26年度鮫川村一般会計 歳入歳出決算認定について、3点を質問いたします。

まず、1点目でございますが、一般会計歳出、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、13節委託料で、社会保障税番号制度に伴うシステム開発業務に529 万2,000円、それに136万円が支出されております。支出後の開発業務の現時点での進捗状況、 さらに、これから運用されると思いますが、住民への周知、それから広報活動についてお伺いをいたします。

2点目に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、15節工事請負費で、村民 保養施設温泉送水排水管工事680万4,000円が支出されております。議案調査で現地調査を、 この送水管の工事について見せていただきましたが、これら、担当課も違うと思うんですが、 今後のその温泉水の利活用についてお伺いをいたします。

3点目に、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、13節委託料で、舘山公園管理業務に119万5,092円が支出されております。長年、ここのシルバー人材センターとか、もりづくり委員会で管理業務をやり、さらにはいろいろな方のボランティア活動でこの舘山公園は支えられておりますけれども、高齢化してきているということで、組織も先を見るとこれから大変だなという感じはしているんですが、これの管理業務全体で、これからどのように運営していくのかということをお伺いいたします。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長(星 一彌君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

## 〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 産業厚生常任委員会を代表しての3番、北條利雄議員の3点の質問に お答えを申し上げます。

まず、最初の一般会計歳入歳出決算書の行政手続による、これは総務関係だね、社会保障 番号制度についての質問にお答えを申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月 5日から施行されるため、平成26年度にシステム開発業務を委託し、整備をしたものであります。

業務の概要につきましては、住民の基本台帳システム、地方税務のシステム、団体内の統合宛名システムに529万2,000円、児童福祉システム、障害者福祉システム、健康管理システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、後期高齢者医療システムに136万800円の支出をしております。また、平成27年度には、利用開始のために必要な同様のシステム開発業務を12月中に完了いたし、1月の利用開始に向けて整備することとしております。

このマイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に12桁の番号が付され、10月に通知するとされています。通知カードは住民票の住所地に世帯単位で、転送不要の簡易の書留で地方公共団体情報システム機構から送付され、個人番号カードは申請された方に平成28年1月以降に役場の窓口で交付をすることになっています。マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などで社会保障、税などの分野で利用されることとなります。

住民への広報につきましては、村のホームページで、随時、情報を掲載しておりますが、 10月1日には全世帯にリーフレットを配布し周知をするとともに、広報10月号にも概要を掲載しますので、ご確認をいただきますようお願いをして、代表質問の1点目のお答えとさせていただきます。

次、2点目です。

2点目は湯の田温泉の利活用についてのご質問にお答えを申し上げます。

湯の田温泉につきましては、配管工事完了後、これは3月20日、始めさせていただきました。さぎり荘でこの整備をしています。以前の温泉より温度が32.6度と、以前の温泉はたしか26度だったんですね。これよりは6度ほど高く32.6度と、泉質もすぐれ、湯量も豊富なことから、お客様から好評を得ております。

さて、ご質問の今後の利活用につきましては、平成27年度の当初の予算に湯の田地区整備業務として、委託料と工事請負費を計上しております。設計委託料業務につきましては9月30日に完了しますので、10月中には西島旅館建物の解体工事を発注し、年度内にはこの解体事業が完了する計画であります。

また、6月の第4回議会において、湯の田温泉基本構想策定業務の委託料や報償費の議決をいただいているところであります。この計画策定に当たっては策定業務を委託することとしておりますが、広く村民の意見を反映するため、温泉活用基本構想検討委員会を設置することとし、一般村民の意見を拝聴するため、5名の委員の公募について村民に周知し、応募を待っているところであります。計画は年度末までに策定し、平成28年度には温泉活用事業を実施したいと考えております。

以上で、2点目の質問の答えとさせていただきます。

次に、3点目の質問であります舘山公園につきましてお答えを申し上げます。

舘山公園管理業務委託料119万5,092円の内訳であります。舘山公園整備計画の助言機関としてもりづくり100年委員会の方々との協議の中で、植栽した樹木の管理剪定が今後、公園管理の上で必要不可欠との結論でありました。その結果、専門的な管理を要する樹木の管理や剪定作業に対しまして、もりづくり100年委員会に86万8,500円で業務の委託をお願いしました。その中に通常の管理作業として、遊歩道の補修作業、トイレ周辺の清掃など、全般的な管理業務を鮫川シルバー人材センターへ32万6,592円で委託し、合わせまして119万5,092円を支出したところであります。

これまで赤坂館の築城跡として大切に保護されておりました舘山公園は、文化財保護法に

より地形など現状を変えることは厳しく制限されておりますが、貴重な文化財を生かしつつ、 村民に愛される公園づくりを目指し、地域の癒やしの場として活用する考えであります。

さて、お尋ねの今年度の管理業務ですが、年に一、二回を対象にボランティアを募集し草 刈り作業を実施しています。そのほかに遊歩道の管理、樹木の剪定、施設の管理をシルバー 人材センターへ156万6,000円で業務を委託しております。また、公園全体の草刈り業務は、 これもシルバー人材センターへ企画調整課の事業によって実施をしております。今後とも、 同様な手法によって、公園管理業務を執行していくところであります。

なお、前年度はもりづくり100年委員会に管理業務を委託しましたが、今年度からは、本 来の目的である本村全体のもりづくりの諮問機関としてお願いする考えであります。

今後の公園づくりは住民を主体とし、各種団体などのご意見を伺いながら、将来にわたり村民が憩える公園づくりを目指し、公園づくりはいろいろ大変であります。短期間で、1年、2年で公園になるものとは想定しておりません。30年、50年とかかるわけですが、長い目でしっかりと管理できるような体制を整えて、次の世代に誇れる公園づくりを目指す考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、3点の産業厚生常任委員会を代表しての北條利雄議員の質問のお答えとさせてい ただきます。

- ○議長(星 一彌君) 3番、北條利雄君。
- ○3番(北條利雄君) 3点について、産業厚生常任委員会でご質問して、今、ご答弁もいただいたのですが、まずは第1点目のマイナンバー制度ですね、これらについては、日程も国の法律の中で進められていると思うんですが、今度のマイナンバー制度は、多分、全国の国民、村民もそうですが、いろんな、この番号制を導入することで、生活が一変するような大きな改革なんだろうと思います。当然、税金や社会保障、それから災害も含めて、場合によってはこれから民間の自分の預貯金も含めて、個人情報も当然いろんな形で使用されて行政も民間も使う、そして各国民にとっては自分の分身みたいな形でカードが運用されていくんだろうと思います。そういうことで、先ほどは個人情報保護条例、村としての条例も含めた改正が行われているんだと思います。

実は、その前に、このマイナンバー制度以前に、皆さんご存じだと思うんですが、住民基本台帳カードって、私も発行されて、まあ更新はしていないんですが。これの現時点での発行枚数と、実際にどれだけの方が更新されているのかということと、これからこの住民基本台帳カードとこれがもう要らなくなるのかどうかも含めてご答弁いただきたいなと思います。

- ○議長(星 一彌君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 3番、北條利雄議員の戸籍住民基本台帳の発行枚数あるいは今後の取り扱いでありますが、詳しくは担当課長よりご説明をいたさせます。
- ○議長(星 一彌君) 住民福祉課長。
- ○住民福祉課長(鈴木眞理子君) それでは、3番、北條議員のご質問にお答えを申し上げます。

いわゆる住基カードにつきましては、およそ66名程度の申請がございまして、年々、利用者、更新になるものですから、更新して利用されている方は10人前後というふうに把握しているところです。住基カードがですね、今回の手数料条例にもございますとおり、12月1日以降、住基カードは使えないというふうになりますので、それまでは、12月いっぱいまでは使用できますが、再交付等々の除外されております。

以上です。

- ○議長(星 一彌君) 北條利雄君、これは総括ですから、全て質問条項を出してから質問という形……。
- ○3番(北條利雄君) ああ、そうですか、失礼しました。

それで、1点目の住基カード、これの広報について、多分これから特に高齢者、カードも含めて高齢者も利用されると思うんですね。ここもやはりデメリットも含めてきちんとしていかないと、住民基本カードもそうなんですが、やはりなかなかいいシステムをつくられても理解しない、理解できない、利用しづらいというのがありますので、広報活動、それから特に扱いにふなれな高齢者を中心に広報しながらご指導をいただきたいと思います。

次に、2点目の村民保養所なんですが、先ほど申しましたとおり、かなり温度も上がって、 雨も降っていたと思うんですが、利用者もたくさんいらっしゃいました。これの利活用については、これから構想検討委員会を村が募集して、いろんな角度から検討してやっていくというお話でした。ぜひ、村民の皆さん、そして村外の皆さんがこの保養施設も含めた、あの辺一帯をやはり利活用できるように一層ご努力いただければなと思います。

それから、3点目の舘山公園の管理業務です。本当にシルバー人材センター、さらにもりづくり委員会、それからいろんな形で工夫する、何年間も含めてかなりの皆さんにご協力いただいてこの舘山公園の管理業務を進めております。これから年齢的にも高齢化してくるし、大変だと思います。

さらに、先ほど村長からお話があったとおり、村全体の部分ももりづくり委員会というか、

そちらのほうでやってもらうような考え方を持っていらっしゃるんですが、こういう日常的になかなか参加できない人でもいいですし、やはり特定してある程度管理していかないと、なかなかこういうすばらしい環境をつくっていくというのは大変だと思いますので、せっかくつくったこの舘山公園をさらに守る、さらに舘山公園のみならず、各行政区にいろんな公園なり、地域の人たちが頑張っていろんな公園管理も含めてやっておられます。そういう人たちの声も含めて、これから村全体でこういう公園づくり、村民の憩いの場であるし、村外の人たちが来て、ああいいところだなということで、これからもみんなで協力しながら頑張っていきたいと私も思いますけれども、村ももっといろいろな声を聞きながら、さらに進めて、すばらしい管理をしながら次世代の皆様に伝えていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

なお、質問の中で一括して質問しているわけですが、一問一答方式と間違えておりまして、 ちょっと間違えましたけれども、産業厚生常任委員会を代表いたしまして、質疑を終わりた いと思います。

ありがとうございました。

○議長(星 一彌君) これで代表質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 討論なしと認めます。

これから議案第102号 平成26年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第103号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

これから議案第104号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第105号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第106号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第107号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを 採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第108号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてを 採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立多数です。

これから議案第109号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第110号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議案第111号~議案第119号の質疑、討論、採決

○議長(星 一彌君) 日程第15、議案第111号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)から日程第23、議案第119号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 討論なしと認めます。

これから議案第111号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

これから議案第112号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採 決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第113号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採 決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第114号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第2号)を採 決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第115号 平成27年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を採 決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第116号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

これから議案第117号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第118号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第119号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を 採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長(星 一彌君) 日程第24、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、福島県町村議会議長会主催の町村 議会議員研修会に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合、議長に 一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時59分)

○議長(星 一彌君) 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分)

\_\_\_\_\_\_

◎日程の追加

○議長(星 一彌君) お諮りします。

ただいま、村長から議案第120号 副村長の選任につき同意を求めることについて、議案第121号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第122号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3議案と諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1諮問が提出されました。

発議第2号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則についてが、5番、関根英也議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第5とし、議題とすることに決定いたしました。

\_\_\_\_\_

## ◎議案第120号の上程、説明、採決

○議長(星 一彌君) 追加日程第1、議案第120号 副村長の選任につき同意を求めること についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長(星 一彌君) ただいま議題に上がっております副村長、白坂利幸君を退席いたします。

副村長、白坂利幸君、退場願います。

〔副村長 白坂利幸君 退場〕

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、副村長の選任につきまして同意を求めることについてのご 説明を申し上げます。

ただいま、鮫川村の副村長としてご活躍をいただいております白坂利幸副村長が、私が村長になりましての平成15年11月1日より就任をいただいております。これが3期目の10月31日が任期の満了機関となっております。新たに27年11月1日より第4期目の副村長としての就任を、議会の皆様方にご同意をお願いしたくご提案させていただきます。

白坂氏はご承知のとおりであります。昭和23年3月19日生まれの67歳であります。まだまだ任にはたえ得る年齢かと思います。皆様方のご賛同、ご同意をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(星 一彌君) 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第120号 副村長の選任につき同意を求めることについてを採決します。 本案は原案のとおり賛成する方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

副村長、白坂利幸君の入場を認めます。

〔副村長 白坂利幸君 入場〕

◎議案第121号の上程、説明、採決

○議長(星 一彌君) 追加日程第2、議案第121号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) それでは、鮫川村教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明を申し上げます。

ただいま、鮫川村では教育委員として5名の方にご活躍をいただいております。水野春雄 氏が、今、委員長であります。職務代理者に青戸義之氏で、委員として高杉タカ子氏、奥貫 洋氏、そして蛭田宏氏でありますが、蛭田宏氏の任期が27年9月30日、今月いっぱいとなっ ております。諸般の都合で蛭田さんには2期お勤めをいただきましたが、3期目はどうして もということでありますので、新たな委員を選任させていただきました。

鮫川村大字西山字折戸74番地、阿久津光市氏であります。昭和34年8月25日生まれですから、56歳の方でありますが、いろいろ鮫川村のためにもご活躍をいただいております。村のスポーツ推進員、そして鮫川スポーツクラブの会長も務めていただいております。また、現在は福島駅伝の鮫川チームの監督としても選手を率いて、鮫川村の駅伝の福島での大会でもしっかりと頑張っている原動力になっている方であります。ぜひ村の教育に携わってもらいたくご推薦を申し上げます。

皆様方のご同意をいただき、任命させていただきたいと思いますので、ご協力、ご理解の 上、ご同意をお願い申し上げ、説明とかえさせていただきます。

○議長(星 一彌君) 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第121号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを 採決します。 本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎議案第122号の上程、説明、採決

○議長(星 一彌君) 追加日程第3、議案第122号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の 選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、鮫川村固定資産評価審査委員会の委員の選任についての同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

今、固定資産評価審査委員として任期3年でお勤めをいただいております。委員長が蛭田吉郎氏、そして職務代理者が大平忠一氏、委員として藤元健次郎氏、この3名の方でお手伝いをいただいておるわけですが、内、大平忠一氏と藤元健次郎氏の2名の方が9月30日をもって、大平忠一氏は2期目の満了、そして藤元健次郎氏が1期目の満了月日を迎えるわけです。いずれの方にも再選をお願いしましたところ、快く引き受けていただきましたので、選任同意を求める案件であります。

大平忠一氏が鮫川村大字富田字二反田の2番地で生年月日が昭和15年11月20日、74歳であります。藤元健次郎氏が鮫川村大字赤坂西野字蕨平3番地、生年月日が昭和22年11月17日生まれ、67歳ということであります。お二人とも再選の同意をいただきましたので選任させていただきます。

皆様方にご同意をいただきますようにお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長(星 一彌君) 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略します。

これから議案第122号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長(星 一彌君) 追加日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(星 一彌君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、人権擁護委員の推薦について、皆様方に意見を求めるものであります。

鮫川村は人権擁護委員として3名の方にご活躍をいただいております。佐藤文夫氏と芳賀亨氏、いずれも1期目でありますが、今回2期満了になりますのが水野きよ子様、水野きよ子様におかれましては、平成22年からお勤めをいただいておりまして、ことしの27年12月31日で2期目の満了となるわけであります。

人権擁護委員は市町村長が議会の意見を聞いて推薦をし、法務大臣が委嘱することになっております。水野きよ子さんが27年12月31日任期満了となりますので、再度お願いしたところ、快く引き受けていただきました。議会の皆様方の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(星 一彌君) 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。 本案は水野きよ子さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したい と思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(星 一彌君) 追加日程第5、発議第2号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長(星 一彌君) 本案について趣旨説明を求めます。

産業厚生常任委員長、5番、関根英也君。

[5番 関根英也君 登壇]

○5番(関根英也君) 提案者及び賛成者を代表いたしまして、鮫川村議会会議規則の一部を 改正する規則について、趣旨説明をさせていただきます。

今回の改正案の内容は、事故のため出席できないときは、その理由をつけ、会議時刻までに議長に届けなければならないとする欠席の届け出に加えて、出産に係る欠席届において、女性議員が出産のため出席することができない一定の期間をあらかじめ定めて提出できるようにするものであります。全国町村議会議長会が参考として示している標準議会会議規則が改正され、出産についての考え方が示されましたので、通知に基づき鮫川村議会会議規則の一部を改正するものです。また、近年の男女共同参画の状況に鑑み、鮫川村議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、この規則改正案を提出した次第であります。

よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長(星 一彌君) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(星 一彌君) 討論なしと認めます。

これから発議第2号 鮫川村議会会議規則の一部を改正する規則について採決をします。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(星 一彌君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(星 一彌君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第6回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時23分)

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、 その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成27年9月18日

議 長 星 一 彌

署名議員京條英征

署名議員前田雅秀